

特定検査対象に関する検査状況

＜件 名＞		ページ
一般予備費の使用等の状況について		 475
市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について		 496
多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用について		 522
独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について		 534
日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について		 551

2 検査の結果

(9) 特定検査対象に関する検査状況
(目次は23ページ)

一般予備費の使用等の状況について

1 検査の背景

(1) 予備費に係る制度等の概要

日本国憲法第87条第1項の規定によれば、予見し難い^(注1)予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができるとされている。これを受けた財政法（昭和22年法律第34号）第24条の規定によれば、内閣は、予備費として相当と認める金額を、歳入歳出予算に計上することができるとされている。そして、同法第35条第1項の規定によれば、予備費は、財務大臣が、これを管理するとされている。

(注1) 日本国憲法第87条第1項に規定する予備費の「支出」とは、財政法第35条第2項に規定する予備費の「使用」（後述ア参照）と同義であるとされている。

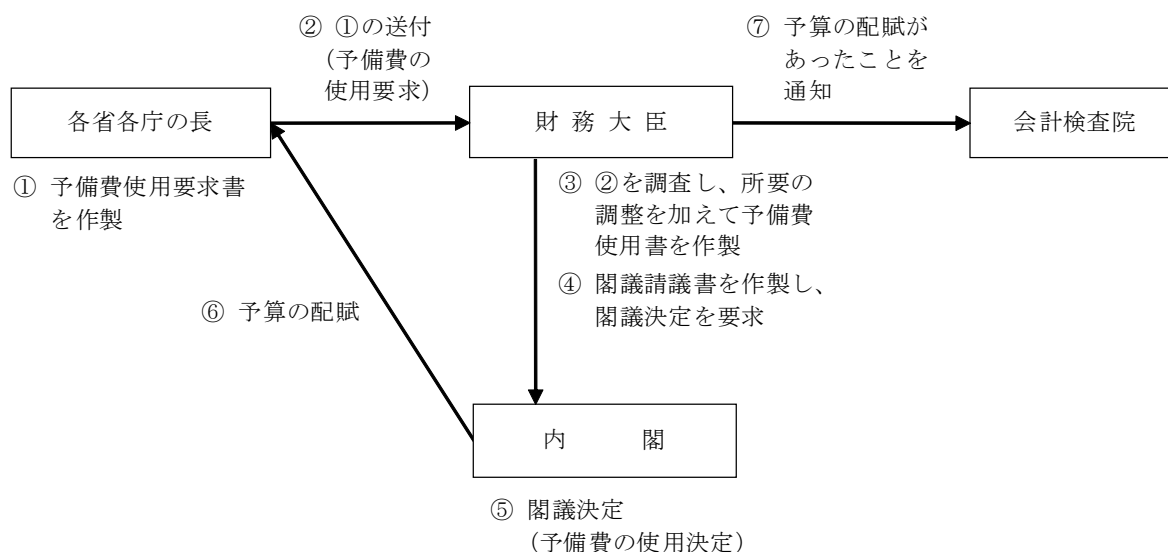
ア 予備費の「使用」

予備費の「使用」とは、財務省所管の歳出予算に計上された予備費を特定の経費の財源に充てるために、当該予備費を財源として各省各庁所管の歳出予算に新しい項を設けて予算を計上し、又は既定の項の予算を追加して、当該経費の金額について財政法第31条第1項の規定に基づく予算の配賦があつたのと同様の効果を生じさせることであるとされている。

イ 予備費の使用に係る手続

予備費の使用については、財政法で必要な手続が定められており、その手続のうち閣議決定により予備費の使用決定が行われる場合の流れを示すと図表1のとおりである。

図表1 予備費の使用に係る手続の流れ（閣議決定の場合）



番号	手続
①②	各省各庁の長は、予備費の使用を必要と認めるときは、理由、金額及び積算の基礎を明らかにした調書（以下「予備費使用要求書」という。）を作製し、これを財務大臣に送付しなければならない。
③④	財務大臣は、当該使用要求を調査するなどして予備費使用書を作製し、閣議決定を求めなければならない（以下、予備費使用書について閣議決定を求める際に作製される書類を「閣議請議書」という。）。
⑤⑥	閣議決定等により予備費の使用決定が行われたときは、予備費使用書に掲げる経費について、財政法第31条第1項の規定により、予算の配賦があつたものとみなす。これにより、予備費の使用の目的に応じて特定の予算科目に予算が配賦される。
⑦	財務大臣は、財政法第31条第1項の規定による予算の配賦があつたときは、会計検査院に通知しなければならない。

また、あらかじめ閣議決定を経て財務大臣の指定する経費については、閣議を経ることを必要とせず、財務大臣が予備費使用書を決定することができることとなっている（以下、財務大

臣の指定する経費について、財務大臣が予備費使用書を決定することを「財務大臣決定」という。）。

予備費の使用決定は、予備費を使用する目的に応じて定められた事項（以下「予備費使用事項」という。）を単位として、使用理由を付して行われている。また、一つの予備費使用事項により複数の予算科目に予算を配賦する場合や、複数の予備費使用事項により同一の予算科目に予算を配賦する場合がある。

ウ 予備費使用相当額の執行状況の区別

予備費の使用決定により予算科目に配賦された予算額（以下「予備費使用額」という。）を財源とする予算は、財政法等の会計法令上、各予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行される。したがって、各予算科目において、歳出予算現額^(注2)（以下「予算現額」という。）のうち予備費使用額を財源とする予算に相当する額（以下「予備費使用相当額」という。）を区別してその執行状況を具体的に確認することは、予備費の使用決定により新たに予算科目が設定されて当該予算科目に計上された予算現額の全てが予備費使用額による場合等を除き、基本的にできない。

(注2) 歳出予算現額 歳出予算額（当初予算額、補正予算額並びに予算移替増加額及び予算移替減少額の合計）に前年度繰越額、予備費使用額、流用等増減額及び予算決定後移替増減額を加減したもの

エ 予備費使用の要件等

(ア) 予見し難い予算の不足

予備費の使用決定は、日本国憲法第87条第1項等の規定に基づき、予見し難い予算の不足に充てるために行うこととなっている。予見し難い予算の不足とは、予算作成当時に予見し得なかった、既定の予算をもって賄えない経費の不足であるとされている。

(イ) 昭和29年閣議決定

政府は、予備費の使用等について、「予備費の使用等について」（昭和29年4月閣議決定。最終改正平成19年4月。以下「昭和29年閣議決定」という。別図表1参照）を定めている。昭和29年閣議決定第1項では、財政法第35条第3項ただし書の規定に基づきあらかじめ財務大臣が指定し、財務大臣決定をすることができる経費（以下「財務大臣決定経費」という。）が定められている。財務大臣決定経費は、法令に基づき国家公務員に支給される手当等のように政府の意思により支出が左右できない他動的原因によって不足を生ずる経費であって、かつ、義務的な性質を有する経費（以下「義務的経費」という。）となっている。

また、昭和29年閣議決定第3項によれば、国会開会中は、財務大臣決定経費及び事業量の増加等に伴う經常の経費（同項第1号）、法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費（同項第2号）、災害（暴風雨、こう水、高潮、地震等異常なる天然現象により生じた災害及び火災をいう。以下同じ。）に基因して必要を生じた諸経費（同項第3号前段）その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費（同号後段）、その他比較的軽微と認められる経費（同項第4号）を除き、予備費の使用は行わないこととされている。

(ウ) 特定使途予備費

一般会計予算には、使途の制限のない予備費（以下「一般予備費」という。）とは別に、予算総則で使途を制限した予備費（以下「特定使途予備費」という。）が計上される場合がある。特定使途予備費は、予備費の使用を一定の使途に限定することについて国会の議決を受け、その範囲内で使用する予備費とされており、本来使途が限定されていない予備費の使用について、政府として自ら制約を課したものであると解されている。

オ 予備費使用の事後承諾に係る制度の概要

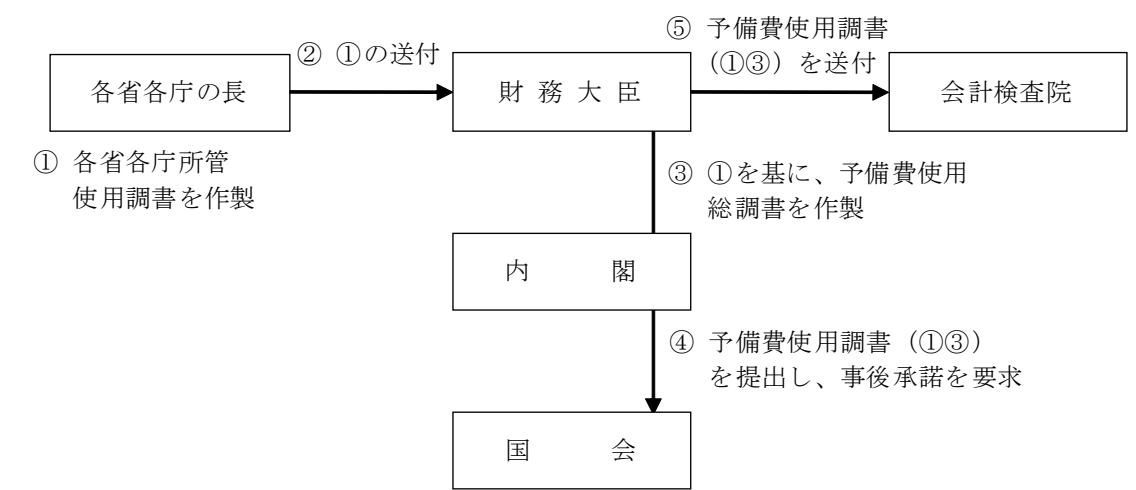
^(注3)
日本国憲法第87条第2項の規定によれば、すべて予備費の支出については、内閣は、事後に

国会の承諾を得なければならないとされている。予算が国会による事前議決を原則とするのに対して、予備費は国会による事前議決の原則の例外であるとされている。

予備費使用の事後承諾に係る手続の流れを示すと図表2のとおりである。

(注3) 日本国憲法第87条第2項に規定する予備費の「支出」とは、財政法第35条第2項に規定する予備費の「使用」（ア参照）と同義であるとされている。

図表2 予備費使用の事後承諾に係る手続の流れ



番号	手続
①②	(注) 予備費を以て支弁した金額については、各省各庁の長は、その調書を作製して、次の国会の常会の開会后直ちに、これを財務大臣に送付しなければならない（以下、各省各庁の長がそれぞれ所管する歳出予算に係る予備費使用額について作製する調書を「各省各庁所管使用調書」という。）。
③	財務大臣は、各省各庁所管使用調書に基づいて、予備費使用額に係る総調書（以下「予備費使用総調書」という。）を作製しなければならない。
④	内閣は、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（以下、これらを合わせて「予備費使用調書」という。）を次の常会において国会に提出して、その承諾を求めなければならない。
⑤	財務大臣は、予備費使用調書を会計検査院に送付しなければならない。

(注) 財政法第36条第1項に規定する「予備費を以て支弁した金額」とは、予備費使用額と同義であるとされている。

カ 予備費の目的外支出の禁止

昭和29年閣議決定第4項によれば、予備費使用額については、「これをその目的の費途以外に支出してはならない」こととされている。

キ 予備費使用額に係る予算の繰越し

財政法等において、一定の条件の下に、1会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を翌年度に繰り越して使用することができる制度が定められており、同法第14条の3の規定による明許繰越し^(注4)、同法第42条ただし書の規定による事故繰越し^(注5)などがある。予備費使用額に係る予算の繰越しについては、昭和30年に大蔵省主計局長から各財務局（部）長宛てに発出された「予備費使用にかかる経費の繰越しについて」（昭和30年蔵計第821号）によれば、予備費の使用決定に係る経費が繰越し明許費と同一の経費である場合は、繰越し明許費の要件を満たしていれば明許繰越しを行うことができること、また、避け難い事故のため年度内に支出が終わらない場合は、事故繰越しの要件を満たしていれば事故繰越しを行うことができることとされている。そして、予備費の使用決定に係る経費を繰り越すことは可能であるものの、予備費の性質上極力年度内に支出を完了するよう指導することが求められている。

(注4) 明許繰越し 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについて、あらかじめ繰越し明許費として国会の議決を経た経費を翌年度に繰り越すこと

(注5) 事故繰越し 歳出予算の経費のうち、年度内に支出負担行為をなし、避け難い事故のため年度内に支出が終わらなかった経費を翌年度に繰り越すこと

ク 令和元、2両年度決算審査における措置要求決議の内容

参議院決算委員会における令和元年度決算審査措置要求決議では、予備費は国会による事前議決の原則の例外であることから、その使用の状況について十分な説明が求められるとされている。さらに、同委員会における令和2年度決算審査措置要求決議では、政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、昭和29年閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべきであるとされ、また、決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもあるなどとした上で、政府は、情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきであるとされている。

(2) 過去10年間ににおける一般予備費の予算額の推移

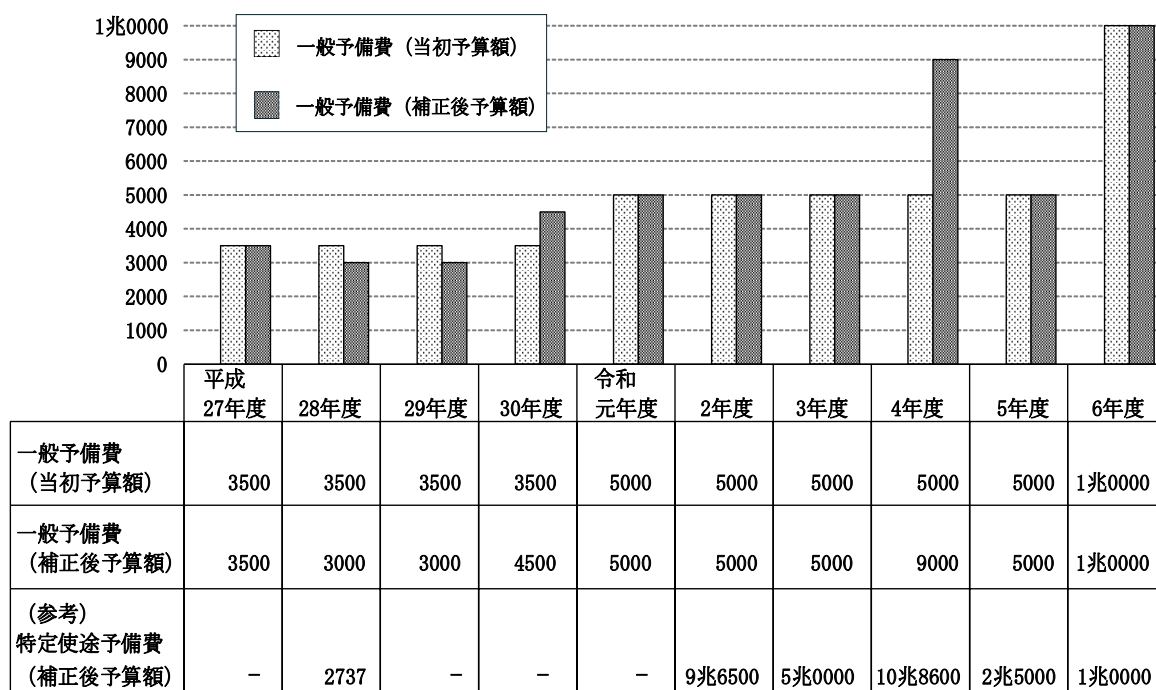
平成27年度から令和6年度までの10年間ににおける一般予備費の予算額の推移は図表3に示すとおりである。

一般予備費の当初予算額は、平成30年度までは3500億円が計上されていたが、令和元年度から5年度までは5000億円が、6年度には1兆円がそれぞれ計上されている。また、一般予備費の当初予算と補正予算を合わせた補正後予算額は、3000億円（平成28、29両年度）から1兆円（令和6年度）の間で推移している。

6年度の一般予備費の予算額については、当初5000億円とする政府案が5年12月22日に閣議決定されたが、6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の復旧・復興のフェーズ等に応じ切れ目なく機動的な対応が可能となるよう、同月16日に一般会計歳入歳出概算の変更についての閣議決定が行われ、5000億円を増額した1兆円が計上されている。

図表3 一般予備費の予算額の推移

(単位：億円)



(3) これまでの検査の実施状況

本院が予備費に関する検査の状況を検査報告に掲記するなどしたものうち、主なものは図表4のとおりとなっている。

図表4 予備費に関する検査結果を掲記するなどしたもの

報告名	掲記区分等	件名	検査内容	所見
令和2年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況	「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な経費として使用決定された元年度の一般予備費及び2年度に使用決定された特定使途予備費である新型コロナウイルス感染症対策予備費（以下「コロナ対策予備費」という。）等により予算が配賦された予算科目の執行状況等	各府省等においては、3年度以降においても引き続き新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業は継続していることから、多額の繰越額や不用額を計上したコロナ関連事業について、その原因を分析するなどして、適時適切な実施に努めるとともに、コロナ関連事業として実施した各事業に係る予算の執行状況等を国民に対して広く情報提供することが望まれるなど
令和3年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況	「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予算の執行状況等について」	新型コロナウイルス感染症対策のために必要な経費として使用決定された元年度の一般予備費及び2、3両年度に使用決定されたコロナ対策予備費等により予算が配賦された事業に係る予算の執行状況等	各府省等は、多額に執行されているコロナ関連事業に係る予算の執行状況等に関して、予算の執行状況を示す基本的な情報である支出済歳出額、繰越額及び不用額等について分かりやすく情報を提供することが望まれる
会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告（令和5年9月）	国会からの検査要請事項に関する報告	「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」	3年度決算のうち、コロナ対策予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況等	政府は、予備費の使用及び予備費使用相当額の執行を適切に行うとともに、予備費使用相当額の執行状況等の公表の在り方について引き続き検討し適時適切に国会及び国民への情報提供に取り組んでいく必要があるなど
令和5年度決算検査報告	特定検査対象に関する検査状況	「一般会計の補正予算の執行状況等について」	4年度の補正予算で計上された特定使途予備費等の使用決定により予算が配賦されるなどした予算科目の執行状況、各府省等の4年度の特定使途予備費等に係る執行状況等の公表状況等	（予備費に関する所見が記載されていない）

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

予備費は、予見し難い予算の不足に充てるため、内閣の責任で支出することができるとされている。そして、本院は、これまで予備費に関する検査を実施してきており、図表4のとおり、5年9月に報告した「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」等においては、コロナ対策予備費等の使用決定により予算が配賦された予算科目の執行状況等を検査した結果について記述しているところである。一般予備費の予算額については、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、年度により増減はあるものの、6年度には1兆円に達するなどして、一般予備費の使用決定及びこれにより配賦された予算の執行を予備費の制度の趣旨に沿って適切に行うこと、また、予備費使用相当額の執行状況等について国民に対する情報提供を適切に行い、透明性の確保及び説明責任の向上を図ることが一層重要になっていると考えられる。

そこで、本院は、^(注6) 法規性、予備費の使用及び予算の執行における透明性の確保並びに国民への説明責任の向上等の観点から、一般予備費の使用状況等はどのようになっているか、一般予備費の予備費使用相当額は区別して執行管理が行われているか、区別して執行管理が行われている事業の予備費使用相当額の執行状況はどのようになっているか、政府における一般予備費の予備費使用相当額の執行状況等の公表状況はどのようになっているかなどに着眼して検査した。

（注6） 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

本院は、4年度から6年度までの決算のうち、一般予備費^(注7)の使用決定により予算が配賦された予算科目（予備費使用額4年度計1354億余円、5年度計3077億余円、6年度計6958億余円）を対象として検査した。

検査に当たっては、予備費の使用に関する事務を所掌する財務本省において説明を聴取するとともに、一般予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした15府省庁^(注8)において、一般予備費の使用状況等を確認するなどして会計実地検査を行った。また、15府省庁から予備費使用相当額の執行状況等に係る調書の提出を受け、事業ごとの内容を確認するなどして検査した。

(注7) 令和4年度については、特定使途予備費が創設されるまでの間に使用決定された、当該特定使途予備費に関連する一般予備費を除く。

(注8) 15府省庁 内閣府本府、宮内庁、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

3 検査の状況

(1) 一般予備費の使用状況等

ア 一般予備費の使用状況

4年度から6年度までにおける一般予備費の使用状況についてみると、図表5のとおり、3か年度で予備費使用事項計140事項の使用決定により、13府省所管等の予算科目129項221目に対して、計1兆1389億余円の予算が配賦されていた。

図表5 一般予備費の使用状況

(単位：百万円)

年度	所管等	予備費 使用事項数	予算科目数		予備費使用額
			項	目	
令和4	内閣府	1	1	1	249
	総務省	2	1	4	2,150
	法務省	1	1	1	1,942
	外務省	3	3	4	71,681
	財務省	1	1	1	9,345
	農林水産省	1	1	1	1,549
	経済産業省	2	1	1	11,887
	国土交通省	1	2	4	31,152
	防衛省	1	2	3	5,505
	9府省 計	13	13	20	135,463
5	内閣府	9	4	10	65,255
	総務省	4	3	5	3,096
	法務省	2	1	2	590
	厚生労働省	8	7	9	15,052
	農林水産省	19	20	27	28,929
	経済産業省	4	3	5	41,234
	国土交通省	16	14	26	128,195
	環境省	3	2	3	21,461
	防衛省	2	4	4	3,890
	9府省 計	67	58	91	307,704
6	皇室費	1	1	2	319
	内閣府	7	4	5	147,443
	総務省	5	2	15	84,434
	法務省	4	7	11	6,097
	外務省	1	2	4	264
	文部科学省	5	5	5	1,958
	厚生労働省	2	3	3	6,823
	農林水産省	18	18	31	61,558
	経済産業省	1	1	1	188
	国土交通省	11	13	30	302,697
	環境省	5	2	3	84,028
	11府省等 計	60	58	110	695,814
13府省等 合計		140	129	221	1,138,982

(注) 内閣府所管について、令和5年度は警察庁及びこども家庭庁に係る予備費使用事項数等が、6年度は警察庁に係る予備費使用事項数等がそれぞれ含まれている。

イ 使用決定分類ごとの予備費使用額等

予備費の使用の際に作製される予備費使用要求書や閣議請議書には、予備費使用事項、理由、^(注9)
^(注10)金額、予備費の使用決定により予算が配賦される予算科目（以下「配賦先の予算科目」とい
^(注11)う。）、国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号等が記載され
ている。

(注9) 予備費使用要求書においては「要求理由」、閣議請議書においては「事由」にそれぞれ示されて
いる。

(注10) 予備費使用要求書においては「予備費使用要求額」、閣議請議書においては「予備費使用額」に
それぞれ示されている。

(注11) 予備費使用要求書においては、令和6年度から、昭和29年閣議決定第3項該当号が記載されている。

そこで、4年度から6年度までの一般予備費に係る予備費使用事項について、使用決定した時期（国会開会中又は閉会中）、昭和29年閣議決定第3項該当号等で分類して、予備費使用事項数及び予備費使用額をみたところ、図表6のとおりとなっていた（以下、使用決定した時期（国会開会中又は閉会中）、昭和29年閣議決定第3項該当号等による分類を「使用決定分類」という。）。

閣議決定により予備費の使用決定が行われた予備費使用事項について、予備費使用額が最も多い使用決定分類を年度別にみると、4年度は、第3項第3号後段（災害に基因した経費以外の緊急な経費）に該当するものが3事項950億余円となっていて、これらはウクライナに対する支援及び大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費となっていた。

5年度は、第3項第3号前段（災害に基因した経費）に該当するものが60事項2689億余円となっていて、これらは全て令和6年能登半島地震からの復旧・復興事業に必要な経費（以下「能登半島地震関連経費」という。）となっていた。

そして、6年度は、国会閉会中に使用決定されたものが33事項3818億余円となっていて、これらの主な経費は能登半島地震関連経費、衆議院議員総選挙に必要な経費等となっていた。

なお、5年度の能登半島地震関連経費は、計61事項2736億余円（前記の第3項第3号前段（災害に基因した経費）に該当するもの60事項2689億余円、国会閉会中に使用決定されたもの1事項47億余円）となっていた。6年度は、能登半島地震関連経費と6年9月に発生した能登半島における豪雨からの復旧・復興事業に必要な経費を合わせて、計47事項5450億余円（第3項第3号前段（災害に基因した経費）に該当するもの21事項2457億余円、国会閉会中に使用決定されたもの26事項2993億余円）となっていた。

また、財務大臣決定が行われた予備費使用事項についてみると、4年度から6年度までのいずれの年度においても、予備費使用事項数が2事項又は3事項、予備費使用額が58億余円から111億余円までとなっていて、閣議決定により予備費の使用決定が行われた予備費使用事項と比べて少なくなっていた。財務大臣決定経費は、1(1)エ(イ)のとおり、義務的経費であり、主な経費は^(注12)予算の不足を補うための家畜伝染病予防費や貨幣交換差減補填金に必要な経費等となっていた。

(注12) 貨幣交換差減補填金 各府省等の外貨支払等について、為替相場の推移により支出官レート（支出官事務規程（昭和22年大蔵省令第94号）に規定する外国貨幣換算率をいう。）よりも実際の為替レートが円安となり、支払額に対して予算措置額に不足が生じた場合に、その不足を補填するためにあらかじめ計上しているもの

図表6 一般予備費に係る使用決定分類ごとの予備費使用額等

(単位：億円)

（単位：億円）

年度	使用決定分類			予備費 使用事項数	予備費 使用額	構成比	主な予備費使用事項
令和4	閣議決定	国会開会中	第3項第2号（法令等により支出義務が発生した経費）	2	21	(1.5%)	参議院議員通常選挙に必要な経費
			第3項第3号前段（災害に基因した経費）	1	37	(2.7%)	中小企業施設等復旧整備事業に必要な経費 注(2)
			第3項第3号後段（災害に基因した経費以外の緊急な経費）	3	950	(70.1%)	・ウクライナにおける復旧・復興に対する支援に必要な経費 ・大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費
			小計	6	1009	(74.5%)	
	国会閉会中 注(1)			5	236	(17.4%)	中小企業施設等復旧整備事業に必要な経費 注(2)
	財務大臣決定			2	108	(8.0%)	貨幣交換差減補填金の不足を補うために必要な経費
	計			13	1354	(100.0%)	
5	閣議決定	国会開会中	第3項第2号（法令等により支出義務が発生した経費）	1	14	(0.4%)	衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙に必要な経費
			第3項第3号前段（災害に基因した経費）	注(3) 60	注(3) 2689	(87.4%)	道路等災害復旧事業等に必要な経費 注(4)
			第3項第3号後段（災害に基因した経費以外の緊急な経費）	—	—	—	
			小計	61	2703	(87.8%)	
	国会閉会中 注(1)			注(3) 3	注(3) 261	(8.5%)	水産物の新たな需給構造構築支援に必要な経費
	財務大臣決定			3	111	(3.6%)	家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費
	計			67	3077	(100.0%)	
6	閣議決定	国会開会中	第3項第2号（法令等により支出義務が発生した経費）	1	8	(0.1%)	衆議院議員の補欠選挙に必要な経費
			第3項第3号前段（災害に基因した経費）	注(5) 21	注(5) 2457	(35.3%)	災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費 注(6)
			第3項第3号後段（災害に基因した経費以外の緊急な経費）	3	614	(8.8%)	大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費
			小計	25	3081	(44.2%)	
	国会閉会中 注(1)			注(5) 33	注(5) 3818	(54.8%)	・道路等災害復旧事業等に必要な経費 注(6) ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費
	財務大臣決定			2	58	(0.8%)	訟務費の不足を補うために必要な経費
	計			60	6958	(100.0%)	
合 計				140	1兆1389		

注(1) 国会閉会中の予備費の使用決定については、財務大臣決定経費を除いて閣議決定が必要になるが、昭和29年閣議決定第3項に該当しないため、予備費使用要求書等にいずれの号に該当する経費であるかの区分の記載はない。

注(2) 令和4年福島県沖を震源とする地震に基因して必要が生じた経費である。

注(3) 令和5年度の能登半島地震関連経費は、第3項第3号前段（災害に基因した経費）に該当するもの60事項2689億余円、国会閉会中に使用決定されたもの1事項47億余円の計61事項2736億余円である。

注(4) 令和6年能登半島地震に基因して必要が生じた経費である。

注(5) 令和6年度の能登半島地震関連経費及び6年9月に発生した能登半島における豪雨に基因して必要が生じた経費は、第3項第3号前段（災害に基因した経費）に該当するもの21事項2457億余円、国会閉会中に使用決定されたもの26事項2993億余円の計47事項5450億余円である。

注(6) 令和6年能登半島地震及び令和6年9月に発生した能登半島における豪雨に基因して必要が生じた経費である。

(2) 一般予備費の予備費使用相当額の執行状況等

ア 一般予備費に係る配賦先の予算科目における執行状況等

(ア) 一般予備費に係る配賦先の予算科目における執行状況

歳入歳出決算では、予備費使用相当額は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行されているため、予算科目単位でみて予備費使用相当額を区別してその執行状況

を具体的に把握することは基本的にできない。これは、財政法等の会計法令上、予算は予算科目に区分して配賦し執行することとなっていて、予算科目を更に財源別に区分して執行することとなっていないことによる。

そこで、全府省等の4年度から6年度までの一般会計の歳出全体の予算科目について、一般予備費に係る配賦先の予算科目とそれ以外とに分けて予算現額全体に対する執行状況をみたところ、図表7のとおりとなっていた。4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目をみると、各年度の翌年度繰越額の予算現額に対する割合（以下「翌年度繰越率」という。）はそれぞれ13.3%、29.7%、38.7%となっていて、各年度の歳出全体の翌年度繰越率11.1%、7.6%、7.4%よりも高くなっていた。また、一般予備費に係る配賦先の予算科目の不用率はそれぞれ1.1%、3.4%、2.0%となっていて、各年度の歳出全体の不用率6.9%、4.7%、3.1%よりも低くなっていた。

図表7 歳出全体の予算科目等における執行状況

(単位：億円、%)

年度	区分	予算科目数	予備費 使用額 (A)	予算現額 (B)	支出済 歳出額 (C)	翌年度 繰越額 (D)	不用額 (E)	執行率 (C/B)	翌年度 繰越率 (D/B)	不用率 (E/B)
令和4	歳出全体	7,107	注(1) 注(2) 5257 △ 5257	161兆6468	132兆3855	17兆9528	11兆3084	81.8	11.1	6.9
	一般予備費に係る配賦先の 予算科目	20	1354	9384	8021	1254	108	85.4	13.3	1.1
	一般予備費の予算が配賦 されていない予算科目	7,087	△ 1354	160兆7083	131兆5833	17兆8273	11兆2976	81.8	11.0	7.0
5	歳出全体	7,107	注(1) 3077 △ 3077	145兆5332	127兆5788	11兆0632	6兆8910	87.6	7.6	4.7
	一般予備費に係る配賦先の 予算科目	91	3077	4兆2438	2兆8365	1兆2606	1466	66.8	29.7	3.4
	一般予備費の予算が配賦 されていない予算科目	7,016	△ 3077	141兆2893	124兆7422	9兆8026	6兆7444	88.2	6.9	4.7
6	歳出全体	7,078	注(1) 6958 △ 6958	137兆5782	123兆0239	10兆2432	4兆3109	89.4	7.4	3.1
	一般予備費に係る配賦先の 予算科目	110	6958	3兆7597	2兆2257	1兆4570	769	59.1	38.7	2.0
	一般予備費の予算が配賦 されていない予算科目	6,968	△ 6958	133兆8184	120兆7982	8兆7861	4兆2340	90.2	6.5	3.1
4年度から6年度までの一般予備 費に係る配賦先の予算科目		221	1兆1389	8兆9421	5兆8644	2兆8432	2345	65.5	31.7	2.6

注(1) 予備費を使用した場合、予備費の予算科目の予算現額は減額になり、配賦先の予算科目の予算現額が増額になる。「歳出全体」の「予備費使用額」欄の上段は配賦先の予算科目の予算現額の増額を、下段は予備費の予算科目の予算現額の減額をそれぞれ記載している。

注(2) 令和4年度の歳出全体の予備費使用額5257億余円には、同年度の特定使途予備費が創設されるまでの間に使用決定された、当該特定使途予備費に関連するものが含まれている。

そこで、4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目について、予算書等に記載されている分類である目的別分類ごとに執行状況をみたところ、図表8のとおりとなっていた。

4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目の予備費使用額計1兆1389億余円を含む予算現額計8兆9421億余円に対して、翌年度繰越額は計2兆8432億余円、翌年度繰越率は31.7%となっていた。そして、予備費使用額が最も多い目的別分類を年度別にみると、4年度は「国家機関費」の「外交費」（予備費使用額716億余円）、5、6両年度は「国土保全及び開発費」の「災害対策費」（5年度同1210億余円、6年度同2805億余円）であり、各年度の翌年度繰越率はそれぞれ17.3%、54.6%、53.3%となっていて、各年度における全体の翌年度繰越率13.3%、29.7%、38.7%よりも高くなっていた。

図表8 目的別分類ごとの一般予備費に係る配賦先の予算科目における執行状況
(単位：億円、%)

年度	目的別分類		(注) 府省 等数	予算 科目数	予算現額		支出済 歳出額 (C)	翌年度 繰越額 (D)	不用額 (E)	執行率 (C/B)	翌年度 繰越率 (D/B)	不用率 (E/B)
					予備費 使用額 (A)	(B)						
令和 4	国家機関費	選挙費	1	4	21	598	597	—	0	99.9	—	0.0
		司法、警察及び消防費	1	1	19	24	18	6	—	75.1	24.8	—
		外交費	1	4	716	5552	4546	961	43	81.8	17.3	0.7
		一般行政費	2	2	95	1910	1909	—	0	99.9	—	0.0
	防衛関係費	—	1	3	55	436	426	—	9	97.7	—	2.2
	国土保全及び開発費	国土開発費	1	4	311	433	433	—	—	100.0	—	—
	産業経済費	農林水産業費	1	1	15	47	26	20	0	55.3	44.3	0.3
		商工鉱業費	1	1	118	382	62	266	53	16.2	69.5	14.1
	計			9	20	1354	9384	8021	1254	108	85.4	13.3
5	国家機関費	選挙費	1	3	21	21	19	—	1	93.5	—	6.4
		司法、警察及び消防費	3	6	21	824	767	38	19	93.0	4.6	2.3
		一般行政費	3	4	75	454	256	154	44	56.2	33.9	9.7
	防衛関係費	—	1	4	38	8759	7201	1495	62	82.2	17.0	0.7
	国土保全及び開発費	国土保全費	2	5	22	1940	1456	482	0	75.0	24.8	0.0
		国土開発費	3	13	87	7245	5478	1752	13	75.6	24.1	0.1
		災害対策費	3	22	1210	7992	3488	4371	132	43.6	54.6	1.6
	産業経済費	農林水産業費	1	10	189	3716	2572	834	309	69.2	22.4	8.3
		商工鉱業費	2	5	421	4482	2052	2245	183	45.7	50.1	4.1
		運輸通信費	1	2	94	5255	3924	702	628	74.6	13.3	11.9
	社会保障関係費	社会福祉費	1	2	68	597	448	130	18	75.0	21.8	3.1
		保健衛生費	1	1	2	2	0	2	0	12.2	87.0	0.7
		災害対策費	3	14	823	1146	699	396	50	61.0	34.5	4.4
	計			9	91	3077	4兆2438	2兆8365	1兆2606	1466	66.8	29.7
6	国家機関費	皇室費	1	2	3	85	61	20	3	72.3	23.8	3.7
		選挙費	1	14	824	826	741	0	85	89.6	0.0	10.3
		司法、警察及び消防費	4	17	38	1058	746	275	36	70.5	25.9	3.4
		外交費	1	4	2	3	2	—	0	85.3	—	14.6
		一般行政費	1	2	1	362	197	157	7	54.5	43.3	2.0
	国土保全及び開発費	国土保全費	2	3	11	1001	627	368	5	62.6	36.7	0.5
		国土開発費	3	16	677	1兆3231	9485	3711	34	71.6	28.0	0.2
		災害対策費	2	29	2805	1兆2641	5656	6749	235	44.7	53.3	1.8
	産業経済費	農林水産業費	1	7	109	1795	955	710	128	53.2	39.5	7.1
		商工鉱業費	1	1	1	367	185	155	26	50.3	42.3	7.2
	教育文化費	社会教育及び文化費	1	2	2	32	30	1	0	93.4	5.6	0.9
		科学振興費	1	2	8	317	316	—	0	99.7	—	0.2
		災害対策費	1	1	9	9	8	0	0	93.9	6.0	0.0
	社会保障関係費	社会保険費	1	1	13	1863	456	1268	138	24.5	68.0	7.4
		社会福祉費	1	2	54	696	206	446	43	29.7	64.0	6.2
		災害対策費	3	5	1839	2744	2017	705	21	73.5	25.7	0.7
	その他	その他行政費	1	1	54	60	59	—	1	97.9	—	2.0
		その他	1	1	500	500	500	—	—	100.0	—	—
	計			11	110	6958	3兆7597	2兆2257	1兆4570	769	59.1	38.7
合計			13	221	1兆1389	8兆9421	5兆8644	2兆8432	2345	65.5	31.7	2.6

(注) 複数の目的別分類に該当する府省等があるため、目的別分類の府省等数を集計しても計欄又は合計欄と一致しない。

(イ) 予算現額の全てが予備費使用額によるものであった予算科目の執行状況

(ア)のとおり、予備費使用相当額は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行されているが、予備費の使用決定により新たに設定された予算科目においては、当該予算科目に計上された予算現額が予備費使用額のみとなっているため、当該予算科目に係る予

算の執行が全て予備費使用相当額の執行として例外的に把握することができる（以下、一般予備費に係る配賦先の予算科目のうち、このような予算科目を「予備費のみ科目」という。）。

4年度から6年度までの一般予備費に係る配賦先の予算科目221目（予備費使用額1兆1389億余円）のうち、予備費のみ科目は34目（同計1826億余円）となっており、これらの科目について目的別分類ごとに執行状況をみたところ、図表9のとおりとなっていた。

4年度の予備費のみ科目において、翌年度繰越額の計上はなかったが、5年度の予備費のみ科目（予備費使用額計153億余円）においては、「社会保障関係費」の「社会福祉費」（同61億余円）の全額及び「産業経済費」の「農林水産業費」（同2億余円）の93.6%が、令和6年能登半島地震からの復旧・復興事業の遂行に不測の日数を要したなどのため翌年度に繰り越されたことにより、翌年度繰越額計63億余円が計上されており、翌年度繰越率は41.4%となっていた。また、6年度の予備費のみ科目（同計1522億余円）において、翌年度繰越額計1億余円が計上されており、翌年度繰越率は0.08%となっていた。

図表9 予備費のみ科目における執行状況

（単位：億円、％）

年度	一般予備費に係る配賦先の予算科目		予算 科目数	予備費 使用額 (A)	予算現額 (B)	支出済 歳出額 (C)	翌年度 繰越額 (D)	不用額 (E)	執行率 (C/B)	翌年度 繰越率 (D/B)	不用率 (E/B)
	うち予備費のみ科目										
	目的別分類										
令和 4	一般予備費に係る配賦先の予算科目		20	1354	9384	8021	1254	108	85.4	13.3	1.1
	うち予備費のみ科目		4	150	150	149	—	0	99.5	—	0.4
	国家機関費	選挙費	1	4	4	4	—	0	89.9	—	10.0
		一般行政費	1	2	2	2	—	0	92.2	—	7.7
	国土保全及び開発費	国土開発費	2	142	142	142	—	—	100.0	—	—
5	一般予備費に係る配賦先の予算科目		91	3077	4兆2438	2兆8365	1兆2606	1466	66.8	29.7	3.4
	うち予備費のみ科目		7	153	153	55	63	33	36.4	41.4	22.0
	国家機関費	選挙費	3	21	21	19	—	1	93.5	—	6.4
		一般行政費	1	59	59	27	—	32	45.8	—	54.1
	産業経済費	農林水産業費	1	2	2	0	2	—	6.3	93.6	—
	社会保障関係費	社会福祉費	1	61	61	—	61	—	—	100.0	—
		災害対策費	1	8	8	8	—	—	100.0	—	—
6	一般予備費に係る配賦先の予算科目		110	6958	3兆7597	2兆2257	1兆4570	769	59.1	38.7	2.0
	うち予備費のみ科目		23	1522	1522	1432	1	88	94.1	(注) 0.0	5.8
	国家機関費	選挙費	9	820	820	735	—	84	89.6	—	10.3
		司法、警察及び消防費	6	5	5	1	0	2	32.6	14.3	53.0
		外交費	2	1	1	1	—	0	89.0	—	10.9
	国土保全及び開発費	国土開発費	2	180	180	180	—	—	100.0	—	—
	教育文化費	社会教育及び文化費	1	1	1	1	—	—	100.0	—	—
		科学振興費	1	3	3	3	—	0	82.0	—	17.9
		災害対策費	1	9	9	8	0	0	93.9	6.0	0.0
	その他	その他	1	500	500	500	—	—	100.0	—	—
	4年度から6年度までの予備費のみ科目の計			34	1826	1826	1638	64	122	89.7	3.5

（注）令和6年度の「うち予備費のみ科目」の翌年度繰越率「0.0」は、小数点第2位まで示すと0.08%である。

イ 一般予備費に係る事業における執行状況等

（ア）一般予備費の執行管理の状況

ア（ア）のとおり、予備費使用相当額は、予算科目において当初予算等の既定予算と一体として執行されているため、予算科目単位でみて予備費使用相当額を区別してその執行状況を具体的に把握することは基本的にできない。一方、1(1)カのとおり、予備費使用額については、その目的の費途以外に支出してはならないこととされている。したがって、予備費の使用決定により予算が配賦された各府省は、当該目的の費途と予算科目の費途が一致しない限り、予備費使用相当額を区別してその執行状況を整理し、かつ、当該予備費使用相当額に係る支出が予備費の使用決定の目的の費途に沿ったものであると説明することができるように、予備費使用相当額の執行管理等を行うことが必要であると考えられる。

そこで、各府省において、予算科目を単位とした予算の執行管理に加えて、どのように予算の執行管理を行っているかをみたところ、各府省は、いずれも実務上の取扱いとして事業（災害活動に伴う人件費、旅費等の経費といった事業とは称されない経費等を含む。以下同じ。）を単位として予算の執行管理等を行っており、使用決定された予備費が意図せずその目的の費途以外に支出されないように管理されていた。そして、いずれの事業も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになっていた。なお、事業単位での予算の執行管理として、事業の担当部局が表計算ソフトを用いるなどして作成した事業予算の残額等を管理する帳簿（以下「管理簿」という。）等を作成している事業、貨幣交換差減補填金のように、支払の請求がある都度、事業予算の残額を確認している事業等があった。

(イ) 一般予備費に係る事業における予備費使用相当額の執行状況

各府省が行っていた予算の執行管理を基に、4、5両年度に使用決定された一般予備費に係る事業を確認したところ、次のとおりとなっていた。

4年度に使用決定された一般予備費に係る事業数は14事業となっていた。そして、14事業における予備費使用相当額の執行状況をみると、図表10のとおり、予備費使用相当額計1354億余円に対して、支出済歳出額は計1214億余円、翌年度繰越額は計100億余円、不用額は計39億余円となっていて、予備費使用相当額の89.6%が4年度中に執行されていた。

図表10 令和4年度に使用決定された予備費使用相当額に係る事業における執行状況
(単位：百万円、%)

使用決定分類			(参考) 予備費使用 事項数	事業数	予備費使用 相当額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D=A-B-C)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
				(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)			
閣議決定	国会開会中	第3項第2号 (法令等により支出義務 が発生した経費)	2事項	2	2,150	2,097	-	52	97.5	-	2.4
				(14.2)	(1.5)	(1.7)	-	(1.3)			
		第3項第3号前段 (災害に基因した経費)	1事項	1	3,767	1,174	2,565	28	31.1	68.0	0.7
			(7.1)	(2.7)	(0.9)	(25.5)	(0.7)				
	第3項第3号後段 (災害に基因した経費以外 の緊急な経費)	3事項	4	95,024	95,024	-	-	100.0	-	-	
			(28.5)	(70.1)	(78.2)	-	-				
国会閉会中		5事項	6	23,625	12,277	7,489	3,859	51.9	31.6	16.3	
				(42.8)	(17.4)	(10.1)	(74.4)	(97.6)			
財務大臣決定			2事項	2	10,894	10,884	-	10	99.9	-	0.0
				(14.2)	(8.0)	(8.9)	-	(0.2)			
計			13事項	14	135,463	121,458	10,054	3,950	89.6	7.4	2.9
				(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

注(1) 国会開会中と国会閉会中の両方で予備費を使用決定した事業については、国会開会中と国会閉会中とで該当する全ての使用決定分類に事業数を計上しているため、事業数を集計しても計欄と一致しない。

注(2) 一つの予備費使用事項により複数の事業に予算を配賦している場合や、複数の予備費使用事項により一つの事業に予算を配賦している場合等がある。

また、5年度に使用決定された一般予備費に係る事業数は83事業となっていた。そして、83事業における予備費使用相当額の執行状況をみると、図表11のとおり、予備費使用相当額計3077億余円に対して、支出済歳出額は計800億余円、翌年度繰越額は計2228億余円となっていて、予備費使用相当額の26.0%が5年度中に執行されていた一方で、72.4%が6年度に繰り越されていた。そこで、翌年度繰越額2228億余円について、使用決定分類ごとにとみると、能登半島地震関連経費として予備費が使用決定された第3項第3号前段（災害に基因した経費）に係る事業が計2028億余円となっていて、翌年度繰越額の91.0%を占めていた。

図表11 令和5年度に使用決定された予備費使用相当額に係る事業における執行状況
(単位：百万円、%)

使用決定分類			(参考) 予備費 使用事 項数	事業数 (構成比)	予備費使用 相当額 (A) (構成比)	支出済 歳出額 (B) (構成比)	翌年度 繰越額 (C) (構成比)	不用額 (D=A-B-C) (構成比)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
閣議決定	国会開会中	第3項第2号 (法令等により支出義務が発生した経費)	1事項	1 (1.2)	1,410 (0.4)	1,396 (1.7)	- (0.3)	14 (0.3)	98.9	-	1.0
		第3項第3号前段 (災害に基因した経費)	60事項	79 (95.1)	268,942 (87.4)	63,430 (79.2)	202,826 (91.0)	2,686 (55.5)	23.5	75.4	0.9
		第3項第3号後段 (災害に基因した経費以外の緊急な経費)	0事項	- -	- -	- -	- -	- -	-	-	-
	国会閉会中		3事項	3 (3.6)	26,177 (8.5)	6,708 (8.3)	17,334 (7.7)	2,133 (44.0)	25.6	66.2	8.1
	財務大臣決定		3事項	2 (2.4)	11,173 (3.6)	8,499 (10.6)	2,669 (1.1)	4 (0.0)	76.0	23.8	0.0
	計		67事項	83 (100.0)	307,704 (100.0)	80,034 (100.0)	222,830 (100.0)	4,839 (100.0)	26.0	72.4	1.5

注(1) 国会開会中と国会閉会中の両方で予備費を使用決定した事業については、国会開会中と国会閉会中とで該当する全ての使用決定分類に事業数を計上しているため、事業数を集計しても計欄と一致しない。

注(2) 一つの予備費使用事項により複数の事業に予算を配賦している場合や、複数の予備費使用事項により一つの事業に予算を配賦している場合等がある。

(ウ) 能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の執行状況

(イ)のとおりに、5年度に使用決定された予備費使用相当額に係る翌年度繰越額のうち91.0%が能登半島地震関連経費として予備費が使用決定された第3項第3号前段（災害に基因した経費）に係る事業となっていた。また、(1)イのとおりに、5年度において能登半島地震関連経費として予備費が使用決定されたものは2736億余円となっており、図表11に示す予備費使用相当額計3077億余円に占める割合は88.9%となっていた。そこで、能登半島地震関連経費として予備費が使用決定された事業のうち、5年度に使用決定された予備費使用相当額の執行状況をみると、図表12のとおりに、8府省における予備費使用相当額計2736億余円に対して、支出済歳出額は計661億余円、翌年度繰越額は計2028億余円となっていて、予備費使用相当額の24.1%が5年度中に執行されていた一方で、74.1%が6年度に繰り越されていた。

図表12 能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の府省別の執行状況

(単位：百万円、%)

府省名	事業数	予備費使用 相当額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D=A-B-C)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
内閣府	8	65,255	55,222	5,976	4,056	84.6	9.1	6.2
総務省	2	960	953	-	7	99.2	-	0.7
厚生労働省	10	15,052	783	14,268	0	5.2	94.7	0.0
農林水産省	18	18,345	519	17,557	268	2.8	95.7	1.4
経済産業省	3	20,519	-	20,519	-	-	100.0	-
国土交通省	33	128,195	5,674	122,498	22	4.4	95.5	0.0
環境省	3	21,461	2,488	18,972	-	11.5	88.4	-
防衛省	2	3,890	532	3,033	324	13.6	77.9	8.3
計	79	273,680	66,175	202,826	4,678	24.1	74.1	1.7

(注)内閣府の8事業には、警察庁において執行する1事業及びこども家庭庁において執行する2事業が含まれている。

また、5年度に使用決定された能登半島地震関連経費に係る79事業のうち1事業では、同年度において予備費使用相当額の全額を不用としていた。不用となった経緯等の詳細を示すと次のとおりである。

<事例1>

持続的生産強化対策事業のうち令和6年能登半島地震対応産地緊急支援事業（産地緊急支援対策）は、農林水産省において、令和6年能登半島地震の影響により作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地に対して、産地再生に必要な農業機械のリースや、生産資材導入等に必要となる経費を支援することを目的として補助金を交付するものである。

本件事業については、令和5年度の一般予備費2億0039万余円が6年1月に使用決定されている。これは、同省において、5年度内に全額交付することを想定して、平成28年熊本地震時の対応を踏まえて被災した農業生産施設等の簡易修繕等により一時的な機能回復の支援等に必要所要額について予備費使用要求を行ったものである。しかし、同省は、5年度にその全額を不用額としていた。この理由について、同省は、事業実施のために6年1月及び2月に公募を実施したものの、被災地ではライフライン等の復旧に時間を要し、被災地の生活再建が優先されたことにより、事業実施主体である地方公共団体等において事業計画の策定を期間内に行うことができなかったことから申請がなかったためなどとしている。

なお、同省は、その後、事業実施主体である地方公共団体等から、今後ライフライン等の復旧に伴い産地の営農再開を進めたいとの要望があったとして、同事業について予備費使用要求を行い、6年4月に一般予備費2億0076万円が使用決定され、6年度内にその全額を地方公共団体に交付していた。

そして、能登半島地震関連経費に係る事業について、予算書等に記載されている分類である使途別分類ごとに執行状況をみたところ、図表13のとおりとなっていた。このうち、予備費使用相当額の計に対する構成比をみると、「補助費・委託費」が52.4%、「施設費」が43.5%となっていて、予備費使用相当額の大部分を占めていた。そして、翌年度繰越額は、「補助費・委託費」が859億余円、「施設費」が1145億余円となっていて、予備費使用相当額に対する翌年度繰越率は、それぞれ59.7%及び96.0%となっていた。

図表13 能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の使途別分類ごとの執行状況
(単位：百万円、%)

使途別分類	事業数	予備費使用 相当額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D=A-B-C)	執行率 (B/A)	翌年度 繰越率 (C/A)	不用率 (D/A)
	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)	(構成比)			
人件費	4	1,341	368	657	316	27.4	48.9	23.5
	(5.0)	(0.4)	(0.5)	(0.3)	(6.7)			
旅費	4	452	379	72	0	83.8	16.1	0.0
	(5.0)	(0.1)	(0.5)	(0.0)	(0.0)			
物件費	9	8,310	3,323	1,625	3,361	39.9	19.5	40.4
	(11.3)	(3.0)	(5.0)	(0.8)	(71.8)			
施設費	30	119,315	4,744	114,566	3	3.9	96.0	0.0
	(37.9)	(43.5)	(7.1)	(56.4)	(0.0)			
補助費・委託費	45	143,653	57,332	85,904	416	39.9	59.7	0.2
	(56.9)	(52.4)	(86.6)	(42.3)	(8.9)			
その他	1	607	26	-	580	4.3	-	95.6
	(1.2)	(0.2)	(0.0)	-	(12.4)			
計	79	273,680	66,175	202,826	4,678	24.1	74.1	1.7
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			

(注) 複数の予算科目により執行している事業については、該当する全ての使途別分類の事業数に計上しているため、事業数を集計しても計欄と一致しない。

(エ) 能登半島地震関連経費に係る全額繰越事業29事業の執行状況

能登半島地震関連経費に係る事業について、予備費使用相当額の執行状況をみると、5年度の予備費使用相当額の全額を翌年度である6年度へ繰り越していた事業（以下「全額繰越事業」といい、6年度へ繰り越した額を「繰越6年度予備費使用相当額」という。）が、6府省において29事業（予備費使用相当額計608億余円）あった（29事業の一覧は別図表2参照）。これらの608億余円は、予備費を使用決定した5年度中には全く支出されていなかったことになる。

また、全額繰越事業29事業について、繰越6年度予備費使用相当額の6年度の執行状況をみると、図表14のとおり、繰越6年度予備費使用相当額608億余円に対して、支出済歳出額は計308億余円となっていた。一方、5年度の予備費使用相当額が5、6両年度において執行されず、更に7年度へ繰り越されていたものが計83億余円（繰越6年度予備費使用相当額の13.6%）あったほか、不用とされたものが計217億余円（同35.6%）となっていた。そこで、6府省から予備費使用要求時に作成した予備費使用要求額の積算に係る根拠資料の提出を求めるなどして、全額繰越事業29事業における予備費使用要求額の積算の状況についてみたところ、いずれの事業についても、6府省は、5年度内の支出見込額に基づいて積算を行っていた。

図表14 能登半島地震関連経費に係る全額繰越事業29事業における繰越6年度予備費使用相当額の令和6年度の府省別の執行状況

(単位：百万円、%)

府省名	事業数	令和5年度の予備費使用相当額 (繰越6年度予備費使用相当額) (A)	6年度の支出 済歳出額 (B)	6年度の翌年度繰越額(7年度への繰越し) (C)	6年度の 不用額 (D=A-B-C)	執行率 (B/A)	翌年度繰越率 (7年度への繰越率) (C/A)	不用率 (D/A)
内閣府	2	992	100	-	891	10.1	-	89.8
厚生労働省	8	14,067	9,428	406	4,232	67.0	2.8	30.0
農林水産省	6	8,322	4,296	2,151	1,874	51.6	25.8	22.5
経済産業省	3	20,519	3,384	3,166	13,969	16.4	15.4	68.0
国土交通省	9	16,567	13,243	2,581	742	79.9	15.5	4.4
環境省	1	391	391	-	-	100.0	-	-
計	29	60,859	30,843	8,305	21,709	50.6	13.6	35.6

注(1) 内閣府の2事業は、こども家庭庁において執行する事業である。

注(2) 厚生労働省の8事業には、令和6年度は国土交通省が執行することとなった「水道施設災害復旧事業費補助」(別図表2の項番18及び22)が含まれている。

そして、全額繰越事業29事業のうち3事業では、繰越6年度予備費使用相当額の70%以上を更に7年度へ繰り越していた(別図表2の項番9、20、23)ほか、7事業では、6年度において繰越6年度予備費使用相当額の70%以上を不用としていた(別図表2の項番1～5、7、14)。繰越しや不用となった経緯等について事例を示すと次のとおりである。

<事例2>

「港湾機能復旧推進事業」(別図表2の項番23)は、国土交通省において、令和6年能登半島地震によりふ頭用地に甚大な被害が広い範囲で生じた石川県等の港湾について、被災地域の復旧・復興の加速化に貢献することを目的として特例的に補助金を交付するものである。

本件事業については、令和5年度一般予備費24億0450万円が6年3月に使用決定されている。これは、同省において、5年度内に全額交付することを想定して、被害状況と過去の災害の状況等を踏まえふ頭用地の復旧に必要な経費について予備費使用要求を行ったものである。しかし、同省は、5年度にその全額を6年度へ明許繰越しを行っていた。この理由について、同省は、復旧工事に当たり、詳細な現地調査の結果、想定以上の被害状況であったことに加え、ふ頭用地の利用者との調整が必要である箇所等が判明したことで事業計画の変更にも不測の日数を要したこと、本件事業以外の復旧工事箇所が地域的に集中したことにより、地元事業者の技術者の手配調整に不測の日数を要したことなどのためとしている。

そして、同省は、その後、6年度に繰り越した額のうち、その76.0%に当たる18億2915万余円を更に7年度へ事故繰越しを行っており、6年度中に執行した分は、5億7534万余円にとどまっていた。同省は、このように更に多額の繰越しを行った理由について、隣接する岸壁の災害復旧工事との日程調整に不測の日数を要したこと、ふ頭用地の利用者との調整が6年度においても続いたため工事を開始する時期が遅れたことにより、工事を実施できる期間が限られたことから、6年度内に事業を完了することが困難となったためなどとしている。

<事例3>

「医療施設等災害復旧費補助金」(別図表2の項番3)は、厚生労働省において、地震や台風、豪雨等の自然災害により被災した一定の要件に該当する医療施設等の管理者が医療施設等の復旧事業を行う場合に、その経費の一部を支援することを目的として交付するものである。

本件事業については、令和5年度一般予備費16億9799万余円が6年1月に使用決定されている。これは、同省において、5年度内に全額交付することを想定して、令和6年能登半島地震により被害が報告された医療施設等の復旧に必要な経費について予備費使用要求を行ったものである。しかし、同省は、5年度にその全額を6年度へ明許繰越しを行っていた。この理由について、同省は、被災地における工事の需給が極度にひっ迫していたことにより、業者から見積りを取得することができなかったことなどから、現地調査を行うことができなかったためとしている。

そして、同省は、その後、6年度に繰り越した額のうち、その99.1%に当たる16億8282万余円を不用額としており、6年度中に執行した分は、1517万余円にとどまっていた。同省は、このように不用額が多額となった理由について、上記の状況が6年度中も続いたことから、実地調査後の医療施設等

の管理者における工事の設計等が完了しておらず、補助金の申請ができなかったためなどとしている。

(3) 予備費の使用状況及び予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況

1(1)クのとおり、令和2年度決算審査措置要求決議では、決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもあるなどとした上で、政府は、情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきであるとされている。

各府省等は、上記の決議を踏まえて、3年度以降の特定使途予備費等の執行状況を公表している。また、各府省等は、本院が5年9月に報告した「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」における本院の所見（図表4参照）を踏まえて、4、5両年度の特定使途予備費等の執行状況等について、予備費使用相当額に多額の繰越しが生じた場合、繰越しに至った経緯等を公表している。

一般予備費の予算額について、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、6年度には1兆円に達するなどの状況を踏まえると、一般予備費の執行状況等について分かりやすく情報を提供することは、重要であると考えられる。

そこで、政府において、一般予備費の使用状況及び一般予備費の使用決定により予算が配賦されるなどした事業の執行状況について、どのような情報が公表されているのか確認したところ、次のとおりとなっていた。

ア 予備費の使用状況に係る公表状況

財務省は、同省のウェブサイト上で予備費使用調書（1(1)オ参照）を公表している。また、各省各庁は、6年度から各省各庁のウェブサイト上で予備費の使用決定に係る予備費使用要求書（1(1)イ参照）を公表している。

これらの文書の記載事項をみると、予備費使用事項、理由、金額、配賦先の予算科目等については、いずれの文書にも記載されていた。一方、積算内訳及び国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号については、予備費使用要求書にのみ記載されていたため、5年度までの予備費の使用決定に係るものは公表されていない状況となっていたが、上記のとおり、予備費の使用決定に係る予備費使用要求書が各省各庁のウェブサイト上で公表されたことから、6年度の予備費の使用決定に係るものは公表されていた。

(注13) 予備費使用要求書については、予備費の使用に係る透明性の向上を図るために、令和6年度から各省各庁のウェブサイト上で公表されており、国会開会中の予備費使用の場合における昭和29年閣議決定第3項該当号についても6年度から記載することとなっている。

(注14) 予備費使用調書においては「説明」に示されている。

(注15) 予備費使用調書においては「予備費使用額」に示されている。

(注16) 「予備費の使用等の手続きについて」（令和6年4月財務省事務連絡）等によれば、予備費使用要求書の予備費使用要求額の記載に当たっては、備考欄に積算内訳を記載することなどとされている。積算内訳の記載例として、国が直接実施するものについては経費の内訳を、国が補助金を交付するものについては補助金名、補助対象団体及び補助率をそれぞれ記載することなどが示されている。

イ 予備費使用相当額の執行状況に係る公表状況

4年度の一般予備費の執行状況については、予備費使用相当額を区別した執行状況は公表されていなかったが、一般予備費等の執行状況に係る透明性の向上を図るために、財務省は、6年12月に各府省等に対して事務連絡を発して、5年度の一般予備費等の執行状況に係る公表を行うよう依頼していた。5年度に一般予備費の使用決定により予算が配賦された11府省庁は、当該事務連絡を踏まえて、7年1月に、それぞれのウェブサイト上で「令和5年度一般会計予備費の執行状況（令和5年度決算時点）」を公表していた。そして、財務省は、同月に、同省のウェブサイト上で11府省庁分の執行状況を取りまとめた資料を公表していた（以下、11府省庁が公表した資料と財務省が取りまとめた資料を合わせて「5年度一般予備費執行状況公表資料」という。）。

(注17) 11府省庁 内閣府本府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、

5年度一般予備費執行状況公表資料では、予備費の使用決定の単位である予備費使用事項ごとに、「既定予算から順次支出しているもの」などと支出等を行う際に複数ある財源のいずれから支出等を行うこととするかを整理した上で、予備費使用額に対する支出済額、繰越額及び不用額を明らかにしていた。なお、5年度一般予備費執行状況公表資料には、予備費の使用決定後に繰越しが行われた場合における繰越し後の執行状況や予備費の使用決定後にどのような事由により繰越しに至ったのかなどについては、記載されていなかった。

また、財務省は、7年4月に各府省等に対して事務連絡を発して、6年度の一般予備費の執行状況について、5年度一般予備費執行状況公表資料に記載されていた予備費の使用決定により予算が配賦された年度における予備費使用相当額の執行状況等に加えて、繰越しが行われた場合における7年度決算時点における繰越し後の執行状況や公表時点における最新の事業の進捗状況について特記すべき事項を記載できるように、繰越しに係る執行管理を行うよう依頼した後、同年7月に各府省等に事務連絡を発して、6年度の一般予備費等の執行状況に係る公表を行うよう依頼していた。^(注18)6年度に一般予備費の使用決定により予算が配賦された12府省庁は、これらの事務連絡を踏まえて、7年9月に、それぞれのウェブサイト上で「令和6年度一般会計予備費の執行状況（令和6年度決算時点）」を公表して、予備費使用額に対する支出済額、繰越額及び不用額、事業の進捗状況について特記すべき事項等を明らかにしていた。そして、財務省は、同月に、同省のウェブサイト上で12府省庁分の執行状況を取りまとめた資料を公表していた。

(注18) 12府省庁 内閣府本府、宮内庁、警察庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

4 本院の所見

(1) 検査の状況の概要

予備費は、予見し難い予算の不足に充てるため、内閣の責任で支出することができるとされている。そして、一般予備費の予算額については、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、6年度には1兆円に達するなどして、一般予備費の使用決定及びこれにより配賦された予算の執行を予備費の制度の趣旨に沿って適切に行うこと、また、予備費使用相当額の執行状況等について国民に対する情報提供を適切に行い、透明性の確保及び説明責任の向上を図ることが一層重要になっていると考えられる。

そこで、合规性、予備費の使用及び予算の執行における透明性の確保並びに国民への説明責任の向上等の観点から、一般予備費の使用状況、予備費使用相当額の執行状況等について検査したところ、4年度から6年度までの3か年度で予備費使用事項140事項の使用決定により、1兆1389億余円の予備費使用額が計上されていた。予備費使用事項について、予備費使用額が最も多い使用決定分類を年度別にみると、4年度は第3項第3号後段（災害に基因した経費以外の緊急な経費）に該当するもの、5年度は第3項第3号前段（災害に基因した経費）に該当するもの、6年度は国会閉会中に使用決定されたものとなっていた。

そして、一般予備費に係る配賦先の予算科目の執行状況をみると、予備費使用額が最も多い目的別分類は、5、6両年度とも「国土保全及び開発費」の「災害対策費」であり、その翌年度繰越率はそれぞれ54.6%、53.3%となっていて、両年度における全体の翌年度繰越率29.7%、38.7%よりも高くなっていた。

また、各府省は、いずれも実務上の取扱いとして事業を単位として予算の執行管理等を行い、いずれの事業も予備費使用相当額の執行状況を区別することができるようになっていた。なお、事業予算の執行管理は、管理簿等を作成するなどして行っていた。一般予備費に係る事業における予備費使用相当額の執行状況をみると、4年度は89.6%が年度内に執行されていたが、5年度は72.4%が6年度に繰り越されていた。

さらに、能登半島地震関連経費に係る予備費使用相当額の執行状況をみると、5年度は24.1%が

年度内に執行されていたが、74.1%が6年度に繰り越されていた。能登半島地震関連経費に係る29事業については、5年度の予備費使用相当額の全額が6年度へ繰り越されていた。この全額繰越事業29事業の中には、繰越6年度予備費使用相当額の70%以上を更に7年度に繰り越していたものや、繰り越された6年度において70%以上を不用としていたものがあった。

そして、予備費使用相当額の執行状況等に係る公表状況について検査したところ、一般予備費の使用決定により予算が配賦された府省庁は、一般予備費等の執行状況に係る透明性の向上を図るために財務省が発した事務連絡を踏まえて、5年度の一般予備費の執行状況については、予備費使用額に対する支出済額、繰越額、不用額等を、6年度の一般予備費の執行状況については、上記の記載内容に加えて、事業の進捗状況について特記すべき事項をそれぞれウェブサイト上で明らかにしていた。

(2) 所見

一般予備費の予算額については、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施するために、6年度には1兆円に達するなどしている中で、一般予備費の執行状況等を適切に管理することは、透明性の確保に資するものであり、また、一般予備費の執行状況等を国民に対して丁寧に示すことは、説明責任の向上に資するものである。

政府においては、今後も、災害対応等の緊急的に対処する必要がある事業を実施する場合等に、国会による事前議決の原則の例外である予備費を活用して既定の予算の不足を補うことなどが想定される。そして、政府としての確にこれらの事業を実施していくためには、一般予備費の使用及び執行について、国民の理解を得ることが重要である。

については、各府省等は、今後とも一般予備費の使用及び予備費使用相当額の適切な執行に努めるとともに、その執行状況等について引き続き国民に分かりやすく情報を提供していくことが望まれる。

本院としては、一般予備費の使用等の状況について引き続き注視していくこととする。

別図表1 昭和29年閣議決定

予備費の使用等について（昭和29年4月閣議決定）

（最終改正 平成19年4月）

- 1 財政法第35条第3項但書の規定に基づき、財務大臣の指定する経費は別表のとおりとする。
- 2 特別会計に関する法律第7条第2項により読み替えられた財政法第35条第3項但書の規定に基づき、財務大臣の指定する経費は別表の第1号から第11号まで及び第13号に掲げる経費とする。
- 3 国会開会中は、第1項の経費及び次に掲げる経費を除き、予備費の使用は行なわない。
 - (1) 事業量の増加等に伴う経常の経費。
 - (2) 法令又は国庫債務負担行為により支出義務が発生した経費。
 - (3) 災害（暴風雨、こう水、高潮、地震等異常なる天然現象により生じた災害及び火災をいう。）に基因して必要を生じた諸経費その他予備費の使用によらなければ時間的に対処し難いと認められる緊急な経費。
 - (4) その他比較的軽微と認められる経費。
- 4 予備費を使用した金額については、これをその目的の費途以外に支出してはならない。特別会計に関する法律第7条第1項の規定により増額した経費についても同様とする。

（別表）

1 扶養手当	17 証人等被害給付金
2 地域手当	18 訟務費
3 休職者給与	19 検察費
4 公務災害補償費	20 矯正収容費
5 退職手当	21 貨幣交換差減補填金
6 国家公務員共済組合負担金	22 義務教育費国庫負担金
7 賠償償還及払戻金	23 感染症予防事業費等負担金
8 利子及び割引料	24 原爆被爆者医療費
9 年金及び恩給	25 政府職員等失業者退職手当
10 保険金、再保険金、保険給付費及び 保険料還付金	26 雇用保険国庫負担金
11 消費税	27 児童保護措置費負担金
12 議案類印刷費	28 児童扶養手当
13 印紙類製造費	29 生活保護扶助費負担金
14 貨幣製造費	30 災害救助費
15 褒賞品製造費	31 社会保険国庫負担金
16 裁判費	32 家畜伝染病予防費
	33 農業共済組合連合会等交付金

別図表2 能登半島地震関連経費に係る全額繰越事業29事業における令和6年度の執行状況

(単位：百万円、%)

項番	府省名	事業名	使用決定日	予備費使用事項	令和5年度の予備費使用相当額(繰越6年度予備費使用相当額)(A)	6年度の支出済歳出額(B)	6年度の翌年度繰越額(7年度への繰越し)(C)	6年度の不用額(D=A-B-C)	執行率(B/A)	翌年度繰越率(7年度への繰越率)(C/A)	不用率(D/A)
1	内閣府(こども家庭庁)	児童福祉施設等設備災害復旧費補助金	令和6年 1月26日	児童福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	151	30	-	120	20.1	-	79.8
2	内閣府(こども家庭庁)	児童福祉施設等災害復旧費補助金	6年 1月26日	児童福祉施設等災害復旧に必要な経費	840	70	-	770	8.3	-	91.6
3	厚生労働省	医療施設等災害復旧費補助金	6年 1月26日	医療施設等災害復旧に必要な経費	1,697	15	-	1,682	0.8	-	99.1
4	厚生労働省	社会福祉施設等災害復旧費補助金((項)社会福祉施設整備費)	6年 1月26日	社会福祉施設等災害復旧に必要な経費	830	126	-	704	15.1	-	84.8
5	厚生労働省	社会福祉施設等災害復旧費補助金((項)介護保険制度運営推進費)	6年 1月26日	社会福祉施設等災害復旧に必要な経費	1,069	284	-	784	26.6	-	73.3
6	厚生労働省	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金((項)障害保健福祉費)	6年 1月26日	社会福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	198	81	-	117	40.9	-	59.0
7	厚生労働省	社会福祉施設等設備災害復旧費補助金((項)介護保険制度運営推進費)	6年 1月26日	社会福祉施設等設備災害復旧に必要な経費	423	69	2	351	16.5	0.4	82.9
8	厚生労働省	地域福祉推進支援臨時特例交付金	6年 3月 1日	地域福祉の向上に資する住宅再建支援等に必要な経費	6,108	6,108	-	-	100.0	-	-
9	農林水産省	農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)	6年 1月26日	被災農業者支援事業に必要な経費	1,996	463	1,473	59	23.2	73.7	2.9
10	農林水産省	震災復旧対策緊急山地調査事業	6年 1月26日	治山事業調査に必要な経費	1,499	1,498	-	1	99.9	-	0.0
11	農林水産省	水産業共同利用施設緊急復旧整備事業	6年 1月26日	水産業共同利用施設の整備に必要な経費	390	331	-	59	84.7	-	15.2
12	農林水産省	漁業地域復旧・復興対策緊急調査事業	6年 1月26日	水産基盤整備事業調査に必要な経費	1,330	1,288	38	3	96.8	2.8	0.2
13	農林水産省	山林施設災害復旧等事業	6年 3月 1日	農業施設等災害復旧旧事業等に必要な経費	1,220	651	560	8	53.3	45.9	0.6
14	農林水産省	水産物供給基盤整備事業	6年 3月 1日	水産物供給基盤整備事業に必要な経費	1,885	62	78	1,743	3.3	4.1	92.4
15	経済産業省	地域商業機能復旧推進事業(被災商店街等再建支援事業)	6年 1月26日	被災商店街等再建支援事業に必要な経費	502	157	-	344	31.3	-	68.6
16	経済産業省	なりわい再建支援事業(令和6年能登半島地震)	6年 1月26日	なりわい再建支援事業に必要な経費	19,957	3,167	3,166	13,624	15.8	15.8	68.2
17	経済産業省	上越工業用水道災害復旧事業、富山県西部工業用水道災害復旧事業	6年 3月 1日	工業用水道施設災害復旧旧事業に必要な経費	59	59	-	-	100.0	-	-
18	国土交通省	水道施設災害復旧旧事業費補助	6年 1月26日	水道施設災害復旧旧事業に必要な経費	347	347	-	-	100.0	-	-
19	国土交通省	下水道事業調査費	6年 1月26日	下水道事業調査に必要な経費	201	198	-	2	98.9	-	1.0
20	国土交通省	災害関連緊急砂防等事業費補助	6年 1月26日	道路等災害復旧旧事業等に必要な経費	183	43	140	-	23.4	76.5	-
21	国土交通省	北陸地域の観光需要喚起に向けた旅行・宿泊料金割引支援事業	6年 1月26日	旅行需要の早期回復に必要な経費	9,440	9,274	-	166	98.2	-	1.7
22	国土交通省	水道施設災害復旧旧事業費補助	6年 3月 1日	水道施設災害復旧旧事業に必要な経費	3,392	2,395	404	592	70.6	11.9	17.4
23	国土交通省	港湾機能復旧推進事業	6年 3月 1日	港湾機能復旧推進事業等に必要な経費	2,404	575	1,829	-	23.9	76.0	-
24	国土交通省	官庁施設災害復旧旧事業	6年 3月 1日	官庁施設災害復旧に必要な経費	750	74	175	501	9.8	23.3	66.7
25	国土交通省	港湾災害復旧旧事業費補助	6年 3月 1日	道路等災害復旧旧事業等に必要な経費	2	2	-	0	98.0	-	1.9
26	国土交通省	災害関連緊急砂防等事業費補助	6年 3月 1日	道路等災害復旧旧事業等に必要な経費	642	320	322	0	49.8	50.1	0.0
27	国土交通省	河川等災害復旧旧事業費補助	6年 3月 1日	道路等災害復旧旧事業等に必要な経費	2,444	2,329	114	0	95.3	4.6	0.0
28	国土交通省	基盤地図情報の整備等に必要な経費	6年 3月 1日	基盤地図情報の整備等に必要な経費	497	425	-	72	85.3	-	14.6
29	環境省	廃棄物処理施設災害復旧旧事業費補助金	6年 1月26日	廃棄物処理施設災害復旧旧事業に必要な経費	391	391	-	-	100.0	-	-
計					60,859	30,843	8,305	21,709	50.6	13.6	35.6

市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について

1 検査の背景

(1) 森林環境譲与税の概要等

ア 森林環境税及び森林環境譲与税の概要

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全、水源の^(注1)かん養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、我が国の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、適切な森林の整備等を進めていくに当たっては、所有者や境界が不明な森林の増加、^(注2)担い手の不足等が大きな課題となっている。

このような状況の下、^(注3)パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るために、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が主体となって森林の経営管理を行う森林経営管理制度（以下「管理制度」という。管理制度の概要については後掲（2）ア参照）を始めとする森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号。以下「譲与税法」という。）が制定され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。

そして、森林環境税は、森林整備等のために必要な費用を国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組みとして、令和6年度から、個人住民税均等割と併せて国税として1人年額1,000円が市町村から賦課徴収されている。

一方、森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）は、元年度から、市町村による森林整備等の地方財源として、国から市町村及び都道府県（以下、これらを合わせて「市町村等」という。）に対して、所定の譲与基準で案分するなどして譲与されている（以下、市町村等に譲与された譲与税の額を「譲与額」という。）。

イ 森林環境税及び譲与税の仕組み

(ア) 譲与税の財源

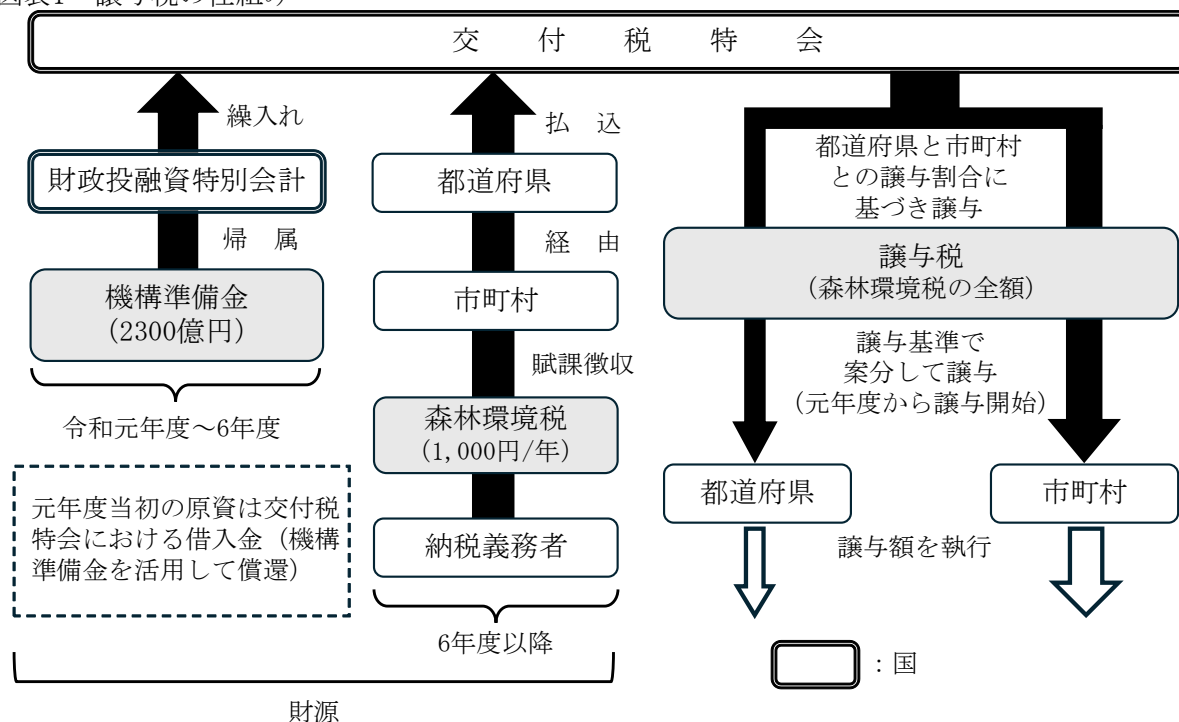
市町村が賦課徴収した森林環境税は、都道府県を経由して、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」という。）に払い込まれ、その全額が譲与税の原資となる。

一方、譲与税については、森林整備が喫緊の課題であることを踏まえて、管理制度の創設を契機に元年度から譲与が開始され、交付税特会から市町村等へ譲与されている。

5年度までの譲与税の財源については、当初、交付税特会における借入金を充てて、借入金の償還には後年度の森林環境税の税収を充てることとなっていた。しかし、2年3月に譲与税法が改正されるなどして、既に借入れを行った元年度分も含めて、5年度までの全額及び6年度の一部の譲与税の財源については、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金（以下「機構準備金」という。）^(注4)2300億円を活用することとして、交付税特会における借入れを行わないこととなった（図表1参照）。

- (注1) 森林の有する公益的機能 生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能等の森林が有する社会全体に有益な影響を及ぼす機能
- (注2) パリ協定 平成9年に定められた京都議定書の後継となる令和2年以降の気候変動問題に関する国際的な温暖化対策の枠組みであり、平成27年12月に採択され28年11月に発効している。
- (注3) 経営管理 森林について自然的経済的社会的諸条件（樹種、林齢、傾斜、地形等の森林資源の状況、木材の供給先の配置、路網整備の状況等）に応じて必要な伐採、造林、保育や木材の販売等を持続的に実施すること
- (注4) 公庫債権金利変動準備金 地方公共団体金融機構が旧公営企業金融公庫から承継した貸付債権等を管理するために必要となる財務基盤。旧公営企業金融公庫から承継した貸付債権等の残高が減少するなどしたことにより、公庫債権金利変動準備金等の額が必要な額を上回るときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属することとされている。

図表1 譲与税の仕組み



(イ) 譲与税の譲与基準等

a 市町村と都道府県との譲与割合

譲与税法によれば、市町村と都道府県との譲与割合については、譲与税の10分の9が市町村、10分の1が都道府県とされている。都道府県に譲与されるのは、森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割があるためであるが、制度開始当初はその役割が大きいと想定されたことから、その譲与割合について、元年度は10分の2とした上で、その後、段階的に引き下げて6年度から10分の1とすることとなっている（図表2参照）。

b 譲与税の譲与基準

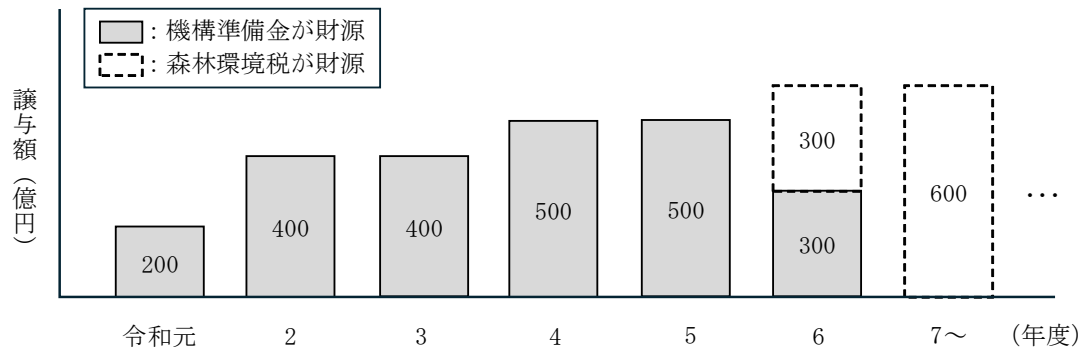
譲与税法によれば、元年度から5年度までの間の市町村に対する譲与税の譲与基準^(注5)については、市町村に対する譲与額の10分の5を各市町村の区域内の私有林人工林面積^(注6)で、10分の2を各市町村の林業就業者数^(注6)で、10分の3を各市町村の人口^(注7)でそれぞれ案分することとされており（以下、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の三つの指標を合わせて「3指標」という。）、都道府県も同様となっている。なお、譲与基準については、主に山間部の市町村から森林整備を一層推進する観点で見直しの要望があったことなどから、それまでの活用実績等を踏まえて、6年度税制改正において見直すこととなった。そして、6年3月に譲与税法が改正され、6年度以降の譲与基準については、私有林人工林面積が10分の5から100分の55に、人口が10分の3から100分の25にそれぞれ変更された（図表2参照）。

(注5) 私有林人工林面積 譲与額の算定時点における最新の農林業センサス（令和元、2両年度は平成29年3月31日時点における森林資源現況調査）の結果による私有林かつ人工林の面積

(注6) 林業就業者数 譲与額の算定時点における最新の官報で公示された国勢調査の結果による林業に就業する者の数

(注7) 人口 譲与額の算定時点における最新の官報で公示された国勢調査の結果による人口

図表2 譲与額並びに譲与税の譲与割合及び譲与基準



【市町村と都道府県との譲与割合】

年度	令和元	2、3	4、5	6～
市町村と都道府県の譲与割合	80:20	85:15	88:12	90:10

【市町村又は都道府県ごとの譲与基準】

年度	令和元～5	6～
指標		
私有林人工林面積 (注)	10分の5	100分の55
林業就業者数	10分の2	100分の20
人口	10分の3	100分の25

(注) 総土地面積に占める林野面積の割合である林野率が高い市町村は、一般的に、車道からの距離が遠い森林が多く、森林整備に係る経費が割増しになると考えられることを踏まえて、林野率が85%以上の市町村は1.5倍に、75%以上85%未満の市町村は1.3倍にそれぞれ割増しされる。

(ウ) 譲与税の使途等

a 譲与税の使途

譲与税法によれば、市町村における譲与税の使途については、森林の整備に関する施策（以下「森林整備施策」という。）、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策（以下「人材育成・確保施策」という。）、森林の有する公益的機能に関する普及啓発に関する施策（以下「普及啓発施策」という。）、木材の利用の促進に関する施策（以下「木材利用施策」という。）その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないこととされている。また、都道府県における譲与税の使途については、上記施策（森林整備施策を除く。）のほか、市町村が実施する上記各施策の支援に関する施策（以下「支援施策」という。）及び市町村が実施する森林整備施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策（以下「円滑実施施策」という。）に要する費用に充てなければならないこととされている（図表3参照）。

図表3 市町村等における譲与税の使途

使 途	概 要	譲与税法の該当条項号	市町村	都道府県
森林整備施策	森林の整備に関する施策 (例) 管理制度に係る取組、間伐、再造林、下刈り、林道等の路網整備、獣害対策等	第34条第1項第1号	○	—
人材育成・確保施策	森林の整備を担うべき人材の育成及び確保に関する施策 (例) 就労支援、専門員の雇用、労働安全推進等	第34条第1項第2号及び第2項第3号	○	○
普及啓発施策	森林の有する公益的機能に関する普及啓発に関する施策 (例) 森林に関するイベントの開催、学生への森林教育等	同上	○	○
木材利用施策	木材の利用の促進に関する施策 (例) 木製品の配布、木製什器の設置、公共施設の内装木質化等	同上	○	○
支援施策	市町村が実施する各施策の支援に関する施策 (例) サポートセンター設置、研修会の開催、アドバイザー派遣等	第34条第2項第1号	—	○
円滑実施施策	市町村が実施する森林整備施策の円滑な実施に資するための森林の整備に関する施策 (例) マニュアル作成、森林資源情報の整備等	第34条第2項第2号	—	○

(注) 市町村又は都道府県が充てることが可能な使途に○を付している。

そして、譲与税の使途は、譲与税法に定められている以外に特段の制約は設けられていないため、その使途の範囲内であれば地方公共団体の裁量に委ねられているという点で、国庫補助金等とは性格が異なっている。

なお、総務省及び林野庁は、市町村等からの要望を受けて、4年6月及び5年6月に「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」を作成し、全国の取組事例を踏まえた実施可能な取組の例を示している。

b 譲与税の使途の公表

譲与税法によれば、市町村等の長は、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされている。これについて、総務省は、使途の公表を義務付けることにより、譲与税が適正な使途に用いられることを担保するためであるとしている。そして、総務省は、平成31年1月に発出した事務連絡等により、市町村等に対して、譲与税を活用した効果的な森林整備等の事業を行うとともに、その使途の公表において十分な説明責任を果たすよう要請するなどしている。

一方、総務省及び林野庁は、市町村等が譲与税の使途の公表を行っているウェブサイトのアドレスを取りまとめて公表しているが、使途の公表の項目、内容等の具体的事項については、法令等に定められておらず、基本的に市町村等において適切に対応するものとしている。

ウ 譲与税に係る市町村等に対する国の支援に関する附帯決議

譲与税法の成立に際しては、衆議院及び参議院においてそれぞれ附帯決議が行われており、政府が適切に措置すべきことなどとして、市町村が主体となった森林整備を促進するために責任を持って市町村の業務を支援していくこと、森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう努めることなどが挙げられている。

(2) 管理制度の概要等

ア 管理制度の導入に至る経緯等

(ア) 管理制度の導入に至る経緯

林野庁は、我が国の森林は、高度経済成長期に造成された人工林を中心に、本格的に利用する時期を迎えており、森林の有する多面的機能^(注8)の発揮に向けて、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することで、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが重要としている。そして、森林の適切な管理が行われなければ、山地災害や洪水・浸水被

害も増加し、国民の生命及び財産が毀損される危険性が高まるとともに、温室効果ガス排出削減目標が達成できなくなるおそれが高まる一方、我が国の私有林人工林面積約670万haの約3分の2は経営管理が不十分な状態であり、また、9割が小規模・零細な所有構造となつていている。このため、これらの私有林人工林について森林施業を一体的に行う「施業の集約化」の推進が必要となつていているが、森林所有者の高齢化、相続による世代交代、不在村化等により、民間だけでは施業の集約化が進まない状況であるとしている。

このような状況を踏まえて、経営管理が行われていない森林について、地域の森林や森林所有者について詳細な情報を把握している市町村が森林所有者と民間事業者の仲介役となる仕組みの構築が検討され、平成30年5月に森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「管理法」という。）が制定された。そして、31年4月に管理法が施行され、管理制度が導入された。

(注8) 森林の有する多面的機能 森林の有する公益的機能（（注1）参照）に木材等の物質生産機能を加えたもの

(注9) 私有林人工林面積約670万ha 日本の森林面積は、平成24年3月31日現在で2508万haであり、所有形態別にみると、57.8%が私有林、30.6%が国有林、11.6%が公有林（都道府県有林、市町村有林等）となっている。また、総人工林面積は1029万haであり、64.9%が私有林となっている。

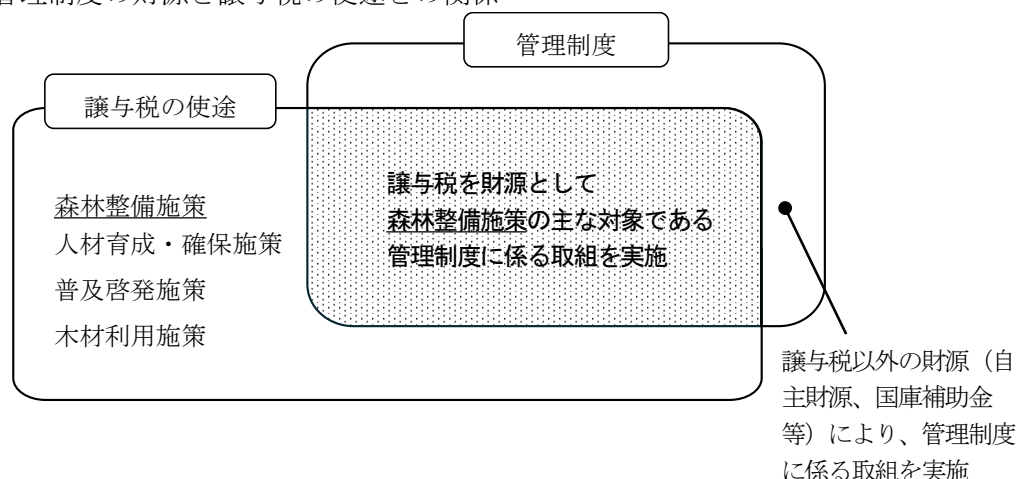
(イ) 管理制度の財源と譲与税の使途との関係

管理制度は、市町村が主体となって森林の経営管理を行うために令和元年度から開始された制度であり、譲与税は、管理制度を始めとする森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するために創設されたものである。

そして、管理制度の創設に伴い、市町村に対して、譲与税以外に、地方交付税措置の拡充等の新たな財源措置は行われていない。

これらのことを踏まえると、市町村における管理制度の財源と譲与税の使途との関係については、図表4のとおり、管理制度に係る取組は譲与税の使途のうち森林整備施策の主な対象であり、譲与税は管理制度の主な財源という位置付けになっていると考えられる。

図表4 管理制度の財源と譲与税の使途との関係



イ 管理制度の概要

管理制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実施できない場合に、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けて、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が管理する仕組みである。

林野庁が市町村等に対して示した「森林経営管理制度に係る事務の手引」（令和4年4月林野庁森林利用課）等によると、管理制度は、森林所有者に適切な経営管理を促すために、経営管理の責務を明確化した上で、次のような流れで取り組むこととなっている（図表5参照）。

① 市町村は、経営管理が行われていない森林のうち、当該市町村に経営管理権を集積して経営管理を行う必要がある森林を対象に、森林所有者の意向を確認（以下、市町村が森林所有

者の意向を確認する調査を「意向調査」という。)

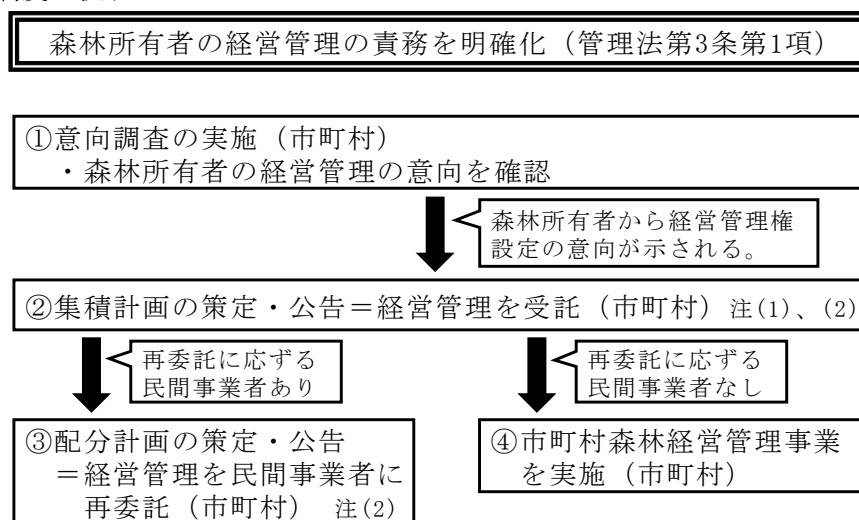
- ② 市町村は、意向調査等により森林所有者から経営管理権の設定の意向が示された森林について、経営管理権集積計画^(注11)（以下「集積計画」という。）を策定して、森林所有者から経営管理について受託（経営管理権の設定）
- ③ 市町村は、再委託に応ずる民間事業者があった場合には、経営管理実施権配分計画^(注12)（以下「配分計画」という。）を策定して、森林の経営管理を民間事業者^(注12)に再委託（経営管理実施権の設定）
- ④ 市町村は、民間事業者に再委託しない森林を自ら経営管理（以下、市町村が自ら経営管理を行うことを「市町村森林経営管理事業」という。）

(注10) 経営管理権 森林について、森林所有者が行うべき経営管理を市町村が行うために、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を実施するための権利

(注11) 経営管理権集積計画 市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に策定する計画。市町村が経営管理権の設定を受ける森林の所在地や面積等を定めることとなっており、策定したときは遅滞なくその旨を公告することとなっている。公告されることによって市町村に経営管理権が設定される。

(注12) 経営管理実施権配分計画 市町村が、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に策定する計画。民間事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在地や面積等を定めることとなっており、策定したときは遅滞なくその旨を公告することとなっている。公告されることによって民間事業者に経営管理実施権が設定される。

図表5 管理制度の流れ



注(1) 市町村が集積計画を策定するためには、森林所有者等の関係権利者全員の同意が必要となる。管理法においては、所有者が不明な森林等について、公告や裁定等の一定の手続を経た場合、森林所有者は市町村が策定しようとする集積計画に同意したものとみなし、集積計画を策定することができる特例措置が規定されている。

注(2) 森林の循環利用を促進するために、令和7年5月に「森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律」（令和7年法律第48号）が成立し、集積計画と配分計画を一括して策定することができるなどの新たな仕組みが創設されるとともに、管理制度に係る市町村の事務負担が軽減されるなどすることになっている。この管理法の一部改正は8年4月に施行予定である。

ウ 管理制度に係る市町村等に対する国の支援に関する附帯決議等

管理法によれば、国及び都道府県は、市町村に対して、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めることとされている。

管理法に基づく援助については、管理法の成立に際して、衆議院及び参議院においてそれぞれ附帯決議が行われており、政府がその実現に万全を期すべきこととして、市町村が集積計画の作成等の新たな業務を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ることなどが挙げられている。

そして、林野庁は、市町村等に対して、管理制度の運用に係る指導・助言、研修の実施、研修への講師派遣、地域林政アドバイザーの活用促進等の支援を行っている。また、元年度から^(注13)

5年度までの間に、森林経営管理制度推進事業（元年度は新たな森林管理システム導入円滑化対策事業。以下同じ。）により、森林経営管理リーダー育成研修、管理制度に係る先進取組事例の分析及びガイドラインの作成等を実施するなどしている。

（注13） 地域林政アドバイザー 森林・林業に関する知識や経験を有する技術者であって、市町村等から個人委嘱により雇用され、又は当該技術者が所属する法人等が事務を委託されることにより、市町村等の森林・林業行政を支援する業務に従事する者

（3）譲与税等に対する効果の検証等

譲与税法の成立に際しては、（1）ウのとおり、衆議院及び参議院においてそれぞれ附帯決議が行われており、政府が適切に措置すべきことなどとして、両附帯決議に共通して、「森林環境税及び森林環境譲与税制度について、各自治体における使途及び豊かな森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために、森林環境譲与税の使途や譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこと」が挙げられている。

また、総務省が地方財政審議会に設置した「森林吸収源対策税制に関する検討会」は、「森林吸収源対策税制に関する検討会報告書」（平成29年11月森林吸収源対策税制に関する検討会）において、森林環境税の「納税義務者の立場に立てば、納税先の団体と、税収を財源として事業を実施する団体が一致しないこととなるため、譲与を受けた地方団体としては、通常の予算・決算の場合のような自らの団体の住民に対する説明責任だけでなく、他の地方団体の住民に対しても一定の説明責任を果たすことが求められる」とした上で、「国においても、国民（納税者）からの理解を得るための一助とするため、地方団体が公表した使途に係る内容等を取りまとめて公表することや、その結果として森林整備がどの程度進捗したかを把握し、その効果を分析すること等の取組が必要であると考えられる」としている。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

（1）検査の観点及び着眼点

譲与税は、全ての市町村等に譲与され、財源となる森林環境税は6年度から新たに賦課徴収された税であることなどから、活用状況に対する社会の関心が高まっているとされており、使途の公表を通じて執行状況に関する説明責任がより一層求められている。また、譲与税法に係る附帯決議において、市町村が主体となった森林整備を促進するために市町村を支援していくこと、森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう努めること、使途及び効果を検証しつつ、必要に応じて使途や譲与基準等の見直しを行うことなどが挙げられている。

管理制度については、全国で取組が実施され、多額の譲与額が執行されている。また、管理法に係る附帯決議において、市町村が集積計画の作成等の新たな業務を円滑に実施できるよう、必要な支援等を図ることなどが挙げられている。

そこで、本院は、効率性、有効性、透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、市町村等が譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について、次の点に着眼して検査した。

（注14） 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

ア 譲与額の執行状況等はどのようになっているか。

イ 譲与税の使途の公表は、納税者への説明責任を果たすものとなっているか。

ウ 管理制度について、市町村における取組や国及び都道府県における市町村に対する支援の実施状況はどのようになっているか。

エ 譲与税及び管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況はどのようになっているか。

（2）検査の対象及び方法

検査に当たっては、21都道府県及び当該21都道府県の全972市町村から全国的な傾向が示されるように統計的な手法を用いて抽出した324市町村に対する元年度から5年度までの譲与額計485

億8128万余円並びに林野庁が元年度から5年度までの間に実施した森林経営管理制度推進事業に係る事業費計1億8497万余円を対象として、譲与額の執行状況等に係る調書等の提出を受けて、これら进行分析するなどして検査した。また、総務本省、林野庁本庁、上記の21都道府県及び324市町村のうち176市町村において、関係資料等を確認して説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

(注15) 21都道府県 東京都、北海道、京都、大阪両府、岩手、宮城、山形、福島、栃木、千葉、神奈川県、長野、愛知、兵庫、和歌山、鳥取、広島、福岡、佐賀、長崎、鹿児島各県

(注16) 21都道府県の972市町村について、譲与額の多寡で4等分したものを管理制度実施の有無で二つに分類することで8層に区分し、8層における市町村数の構成割合が、全国1,741市町村の構成割合と同様となるように324市町村を抽出した。

3 検査の状況

(1) 譲与額の執行等の状況及び使途の公表状況

ア 譲与額の執行等の状況

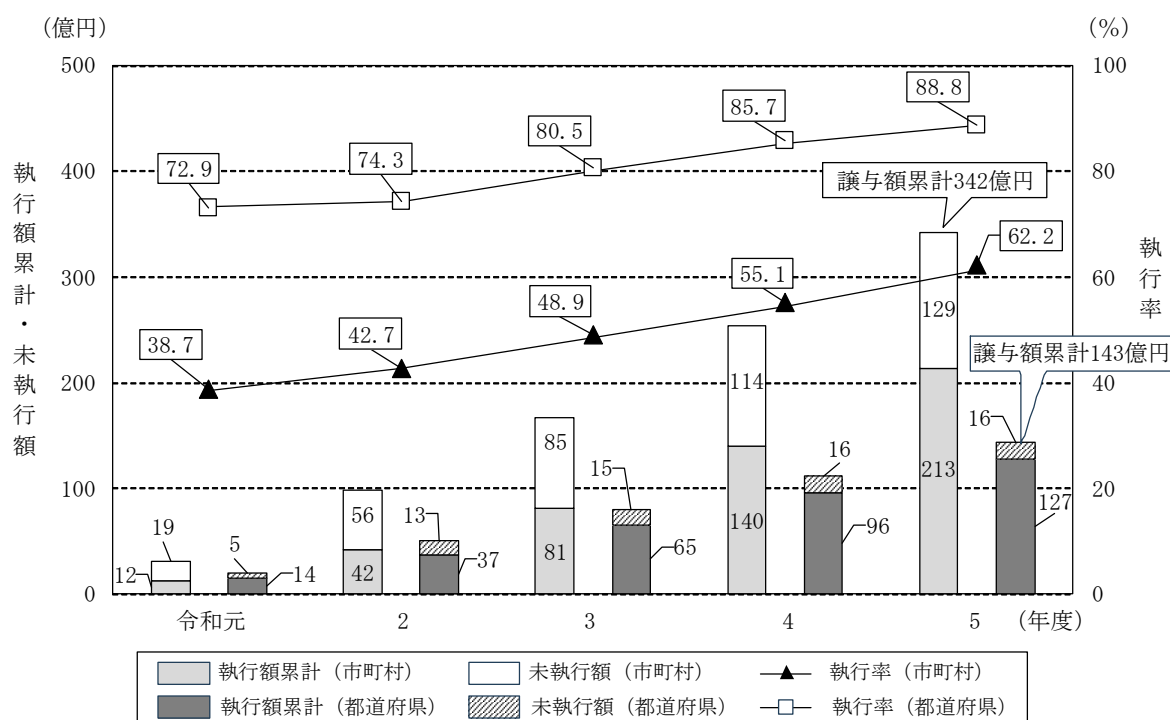
(ア) 譲与額の執行状況

324市町村における元年度から5年度までの間の譲与額及び森林整備施策等に要する費用に充てられた額（以下「執行額」という。）の累計（以下、譲与額の累計を「譲与額累計」といい、執行額の累計を「執行額累計」という。）等の状況は、図表6のとおり、5年度末時点において、譲与額累計は342億3657万余円、執行額累計は213億0549万余円、譲与額累計から執行額累計を差し引いた未執行額は129億3107万余円となっていた。また、譲与額累計に占める執行額累計の割合（以下「執行率」という。）は、元年度末時点の38.7%から、譲与額が段階的に引き上げられている中で年々上昇しており、5年度末時点では62.2%となっていた。

一方、21都道府県における元年度から5年度までの間の譲与額累計、執行額累計等の状況は、図表6のとおり、5年度末時点において、譲与額累計は143億4471万余円、執行額累計は127億4420万余円、未執行額は16億0051万余円となっていた。また、執行率は、元年度末時点の72.9%から年々上昇し、5年度末時点では88.8%となっており、324市町村と比べて高くなっていた。

なお、未執行額については、市町村等において、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定される基金（以下「基金」という。）に積み立てられるなどしていた。

図表6 324市町村及び21都道府県における譲与額累計、執行額累計等の状況



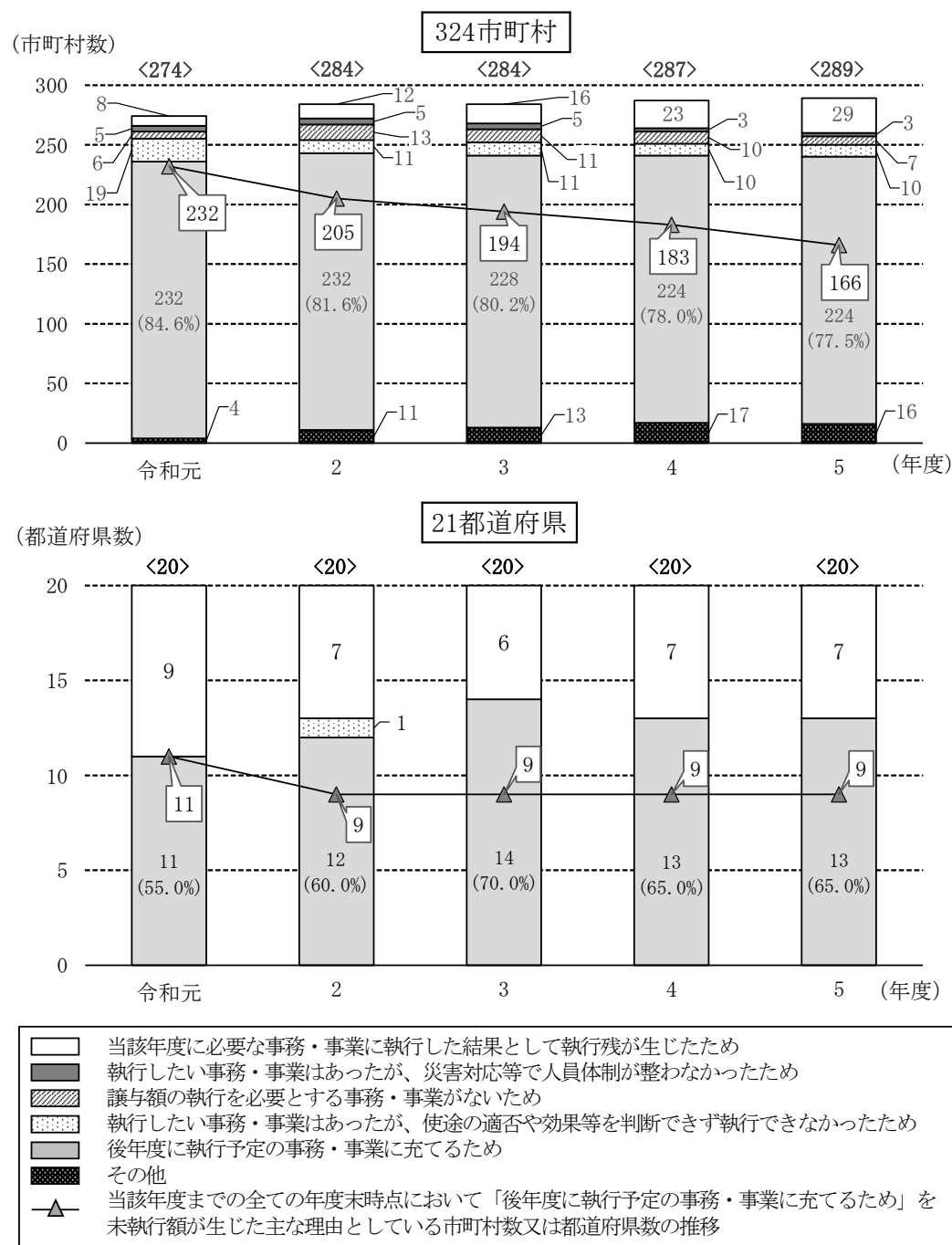
(イ) 譲与額の未執行理由

譲与税の譲与は森林整備が喫緊の課題であることを踏まえて元年度から開始されたものであるが、(ア)のとおり、324市町村においては、5年度末時点で129億3107万余円（譲与額累計342億3657万余円の37.7%）の未執行額が生じていた。

そこで、各年度末時点において未執行額が生じた主な理由についてみると、図表7のとおり、いずれの年度末時点においても、「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」が、未執行額が生じていた市町村の8割前後を占めていて、最も多くなっていた。また、元年度から5年度までのいずれの年度末時点においても未執行額が生じた主な理由を「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」としていた市町村は、166市町村となっていた。

一方、21都道府県の未執行額が生じた主な理由も、図表7のとおり、いずれの年度末時点においても「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」が最も多くなっていた。

図表7 各年度末時点において未執行額が生じた主な理由



注(1) < >は、各年度末時点において未執行額が生じていた市町村数又は都道府県数である。

注(2) ()は、未執行額が生じていた市町村数又は都道府県数に占める割合である。

(ウ) 執行計画の策定状況

(ア)のとおり、5年度末時点で譲与額累計の約4割に当たる129億3107万余円の未執行額が生じており、その主な理由としては、(イ)のとおり、いずれの年度末時点においても「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」が最も多くなっていた。未執行額も含め譲与額については計画的に執行することが重要である。そこで、324市町村において、譲与額の執行や譲与額を充てて実施する事業等に関する計画（以下「執行計画」という。）が策定されているかみたところ、図表8のとおり、5年4月1日時点で282市町村（324市町村の87.0%）は執行計画を策定していなかった。なお、執行計画を策定していた42市町村について、執行計画の内容を確認したところ、4年度末時点で未執行額があるとしていた38市町村の中には、未執行の理由等を明記していた市町村が2市町村（38市町村の5.2%）あった。

また、図表7において、元年度から4年度までのいずれの年度末時点においても未執行額が生じた主な理由を「後年度に執行予定の事務・事業に充てるため」としていた183市町村について、5年4月1日時点における執行計画の策定状況を確認したところ、図表8のとおり、160市町村（324市町村の49.3%）は、いずれの年度末時点においても後年度に執行予定の未執行額があるとしていたが、執行計画を策定していなかった。

一方、21都道府県については、7都道府県が執行計画を策定していた。また、5都道府県が、上記の160市町村と同様に、執行計画を策定していなかった。

図表8 324市町村及び21都道府県における執行計画の策定状況等（令和5年4月1日時点）

項目	執行計画 を策定して いた市町村 等	うち令和4年 度末時点で 未執行額 がある市町村 等	記載内容				執行計画 を策定して いなかった 市町村等	うち元年度から4年 度までのいずれの 年度末時点におい ても後年度に執行 予定の未執行額が ある市町村等
			事業概要	事業費	執行時期	未執行の 理由等		
市町村数	42 (12.9%)	38 (11.7%)	20 (6.1%)	36 (11.1%)	36 (11.1%)	2 (0.6%)	282 (87.0%)	160 (49.3%)
都道府県数	7 (33.3%)	7 (33.3%)	5 (23.8%)	7 (33.3%)	7 (33.3%)	1 (4.7%)	14 (66.6%)	5 (23.8%)

(注) ()は、324市町村又は21都道府県に占める割合である。

執行計画は、譲与額を計画的に執行するために重要であり、特に未執行額が生じた場合に市町村等が執行計画を策定して公表することは、譲与額の執行の透明性の確保及び納税者に対する説明責任の向上にも資するものと考えられる。

しかし、前記のとおり、324市町村の9割弱の市町村が執行計画を策定しておらず、5割弱の市町村が、数年にわたって後年度に執行予定の未執行額があるとしていたが、執行計画を策定していないなどの状況が見受けられた。

したがって、総務省及び林野庁は、市町村等に対して、執行計画を策定することが重要であることを踏まえて、特に未執行額が生じた場合には執行計画を策定して使途と併せて公表することについて、適切に助言等を行っていくことが求められる。

なお、総務省は、7年1月に事務連絡を発出し、市町村等に対して、譲与税の使途を公表することにより住民に対する説明を十分に行うことの例示として、基金へ積み立てる場合等にその執行計画を公表することを留意事項等として周知している。

(エ) 譲与額の管理状況

譲与額は、譲与税法により使途が定められているとともに、使途に関する事項を公表しなければならないことから、譲与額以外の他の財源と一定の区分をして管理する必要があると考えられる。

そこで、324市町村の5年度末時点における譲与額の管理方法を確認したところ、図表9のとおり、260市町村（324市町村の80.2%）は、譲与額のみを管理するための基金を設置して管

理していた。また、残りの64市町村（同19.7%）のうち、40市町村（同12.3%）は森林整備等に要する経費の財源に充てる目的等で設置されている既存の基金を活用して、譲与額と譲与額以外の財源を合わせて管理し、24市町村（同7.4%）は基金によらずに一般会計で譲与額を管理していた。なお、64市町村は、いずれも表計算ソフト等を用いて帳簿を作成することなどにより区分して管理しているとしていた。

一方、21都道府県では、17都道府県は譲与額のみを管理するための基金を設置して管理し、2都道府県は既存の基金を活用して譲与額以外の財源と合わせて管理しており、残りの2都道府県は基金によらずに一般会計で譲与額を管理していた。

図表9 324市町村及び21都道府県における譲与額の管理方法（令和5年度末時点）

譲与額の管理方法 市町村等		基金		基金以外	計
		譲与額に係る基金を設置して譲与額のみを管理	既存の基金を活用して譲与額以外の財源と合わせて管理	一般会計で管理	
市町村	市町村数	260 (80.2%)	40 (12.3%)	24 (7.4%)	324 (100.0%)
	<参考>上記の市町村における未執行額(千円)	10,261,080 (79.3%)	2,389,904 (18.4%)	280,088 (2.1%)	12,931,072 (100.0%)
都道府県	都道府県数	17 (80.9%)	2 (9.5%)	2 (9.5%)	21 (100.0%)
	<参考>上記の都道府県における未執行額(千円)	1,175,007 (73.4%)	342,082 (21.3%)	83,422 (5.2%)	1,600,512 (100.0%)

(注) ()は、324市町村、21都道府県又は未執行額計に占める割合である。

(ウ) 譲与額の使途別の執行状況等

a 譲与額の使途別の執行状況

5年度末時点の執行率が0%の6市町村を除く318市町村が元年度から5年度までの間に譲与額を活用して実施した事業について、それぞれの執行額を使途別にみると、図表10のとお

り、森林整備施策が133億5578万余円と最も多く、執行額全体の6割以上を占めていた。

図表10 318市町村における譲与額の使途別の執行額等の状況

使途		年度	令和元	2	3	4	5	計
森林整備施策	市町村数		170	235	256	262	263	285
	事業数		288	505	660	843	916	3,212
	執行額(千円)		733,563 (59.7%)	1,825,497 (60.6%)	2,320,256 (59.3%)	3,793,661 (64.4%)	4,682,809 (64.4%)	13,355,788 (62.6%)
人材育成・確保施策	市町村数		31	82	113	120	129	151
	事業数		40	111	166	216	241	774
	執行額(千円)		67,736 (5.5%)	187,382 (6.2%)	322,128 (8.2%)	348,040 (5.9%)	439,023 (6.0%)	1,364,311 (6.4%)
普及啓発施策・木材利用施策 注(1)	市町村数		64	111	126	160	189	231
	事業数		109	217	243	329	430	1,328
	執行額(千円)		427,117 (34.7%)	996,530 (33.1%)	1,267,483 (32.4%)	1,747,834 (29.6%)	2,146,433 (29.5%)	6,585,399 (30.9%)
計	市町村数		198	266	282	295	297	318
	事業数		437	833	1,069	1,388	1,587	5,314
	執行額(千円)		1,228,416 (100.0%)	3,009,410 (100.0%)	3,909,868 (100.0%)	5,889,536 (100.0%)	7,268,266 (100.0%)	21,305,499 (100.0%)

注(1) 本図表は、総務省及び林野庁が実施した調査のデータを基に作成しているが、当該データにおいて普及啓発施策と木材利用施策を区分していないため、両者を区分していない。

注(2) 市町村数の計は純計である。

注(3) ()は、各年度又は5か年度の執行額計に占める割合である。

一方、21都道府県でも同様に執行額を用途別にみると、図表11のとおり、支援施策が56億1314万余円と最も多く、執行額全体の4割以上を占めていた。

図表11 21都道府県における譲与額の用途別の執行額等の状況

用途		年度	令和元	2	3	4	5	計
支援施策	都道府県数		21	21	21	21	21	21
	事業数		60	65	61	66	64	316
	執行額(千円)		811,900 (54.4%)	1,209,873 (52.4%)	1,163,714 (41.7%)	1,388,015 (45.2%)	1,039,639 (33.6%)	5,613,143 (44.0%)
円滑実施施策	都道府県数		6	8	12	11	12	14
	事業数		11	17	23	26	29	106
	執行額(千円)		89,088 (5.9%)	169,492 (7.3%)	248,157 (8.9%)	239,487 (7.8%)	485,946 (15.7%)	1,232,172 (9.6%)
人材育成・確保施策	都道府県数		15	18	19	19	19	19
	事業数		32	43	48	54	68	245
	執行額(千円)		340,487 (22.8%)	649,217 (28.1%)	749,817 (26.9%)	780,826 (25.4%)	999,269 (32.3%)	3,519,618 (27.6%)
普及啓発施策	都道府県数		5	4	6	8	9	12
	事業数		5	4	8	12	15	44
	執行額(千円)		15,575 (1.0%)	6,575 (0.2%)	26,347 (0.9%)	19,942 (0.6%)	58,299 (1.8%)	126,739 (0.9%)
木材利用施策	都道府県数		8	13	15	16	15	17
	事業数		15	28	30	37	42	152
	執行額(千円)		233,833 (15.6%)	271,260 (11.7%)	599,087 (21.4%)	638,903 (20.8%)	509,447 (16.4%)	2,252,531 (17.6%)
計	都道府県数		21	21	21	21	21	21
	事業数		123	157	170	195	218	863
	執行額(千円)		1,490,883 (100.0%)	2,306,419 (100.0%)	2,787,123 (100.0%)	3,067,176 (100.0%)	3,092,601 (100.0%)	12,744,204 (100.0%)

注(1) 都道府県数の計は純計である。

注(2) ()は、各年度又は5か年度の執行額計に占める割合である。

b 用途別の執行額累計と3指標との関係

譲与基準について、総務省に確認したところ、譲与税の主な用途である①森林整備施策、②人材育成・確保施策並びに③普及啓発施策及び木材利用施策とそれぞれ相関が強い指標として、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口が用いられている^(注17)としていた。そこで、用途別の執行額累計と3指標との関係について、それぞれ相関係数を算出するなどして確認したところ、次のとおりとなっていた。

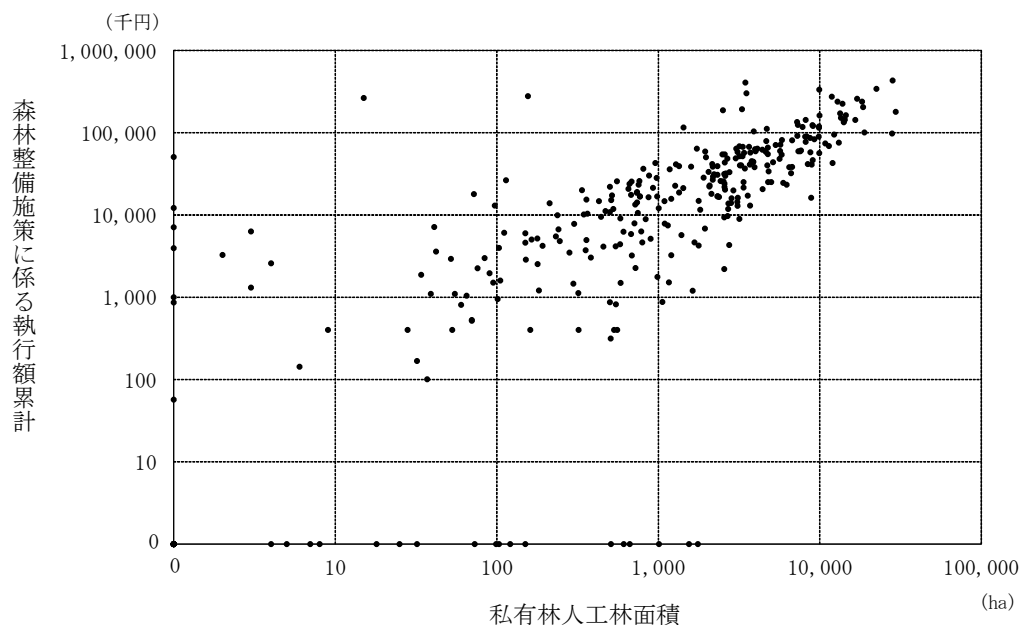
(a) 森林整備施策に係る執行額累計と私有林人工林面積との関係

森林整備施策に係る執行額累計と私有林人工林面積との関係については、図表12のとおり、相関係数が0.84となっていて、強い正の相関関係がみられた。

図表12 324市町村における森林整備施策に係る執行額累計（令和元年度～5年度）と私有林人工林面積との関係

相関係数：0.84

散布図：



注(1) 縦軸及び横軸は対数目盛りとしている。

注(2) 私有林人工林面積は2020年（令和2年）農林業センサスの結果を用いている。

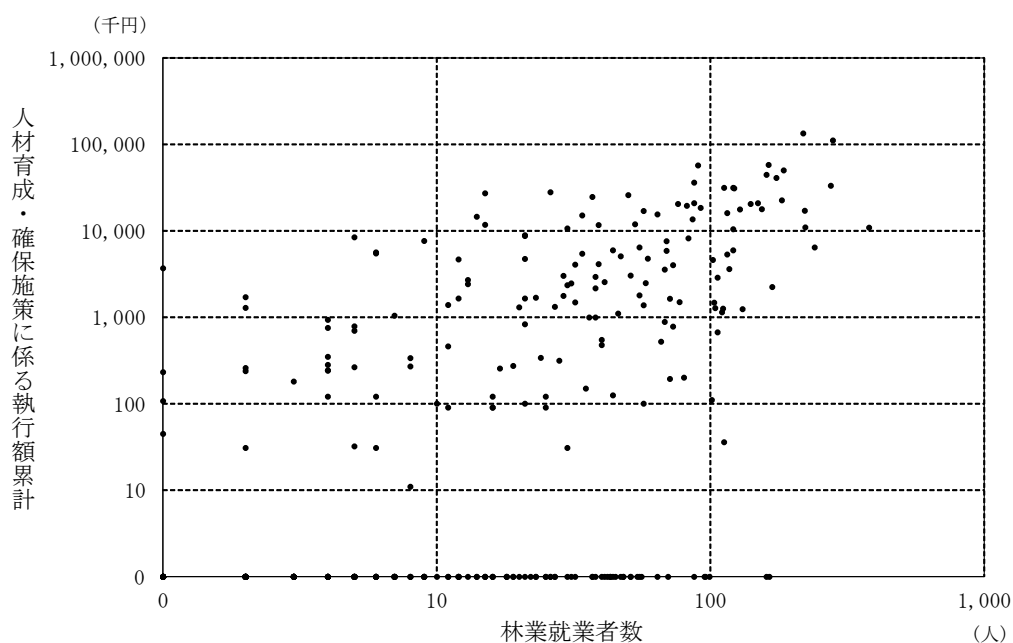
(b) 人材育成・確保施策に係る執行額累計と林業就業者数との関係

人材育成・確保施策に係る執行額累計と林業就業者数との関係については、図表13のとおり、相関係数が0.59となっていて、中程度の正の相関関係がみられた。

図表13 324市町村における人材育成・確保施策に係る執行額累計（令和元年度～5年度）と林業就業者数との関係

相関係数：0.59

散布図：



注(1) 縦軸及び横軸は対数目盛りとしている。

注(2) 林業就業者数は令和2年国勢調査の結果を用いている。

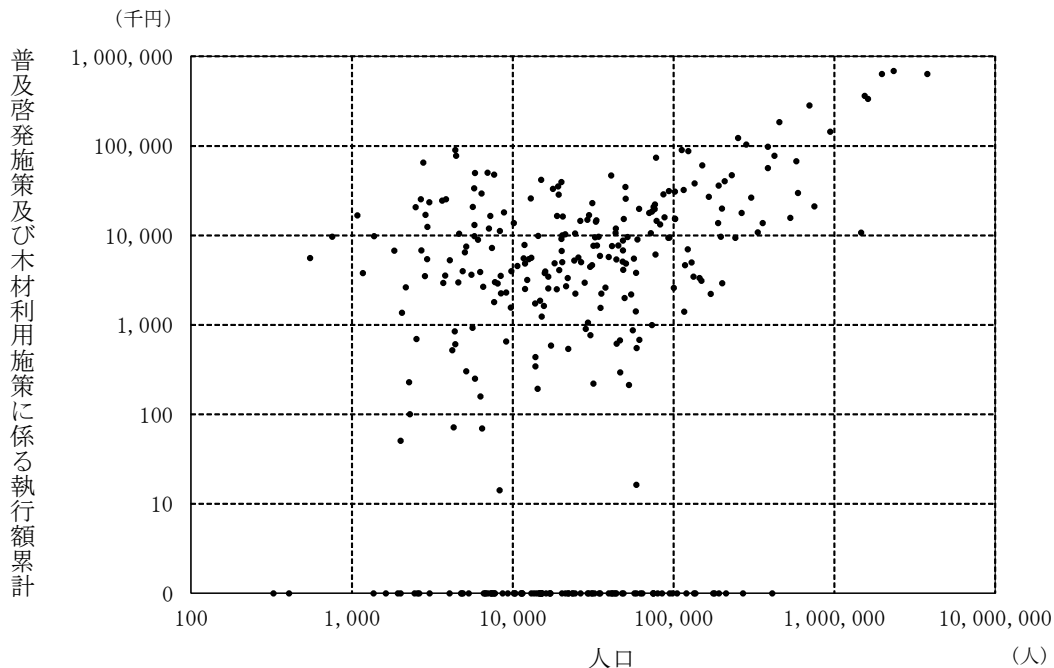
(c) 普及啓発施策及び木材利用施策に係る執行額累計と人口との関係

普及啓発施策及び木材利用施策に係る執行額累計と人口との関係については、図表14のとおり、相関係数が0.25となっていて、弱い正の相関関係がみられた。

図表14 324市町村における普及啓発施策及び木材利用施策に係る執行額累計（令和元年度～5年度）と人口との関係

相関係数：0.25

散布図：



注(1) 縦軸及び横軸は対数目盛りとしている。

注(2) 人口は令和2年国勢調査の結果を用いている。

このように、総務省が用途と相関が強いとしている3指標は、用途別の執行額累計との間に、いずれも正の相関関係がみられるものの、人口については他の2指標と比べて相関係数が小さい状況となっていた。

(注17) 相関係数 二つのデータの相関関係の強弱をマイナス1からプラス1までの間の数値で示すものであり、正の相関が強いと二つのデータが同じ方向に向かいプラス1に近づき、負の相関が強いと二つのデータが反対の方向に向かいマイナス1に近づくという傾向がある。

イ 用途の公表状況

譲与税法によれば、市町村等は、決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないこととされているが、用途の公表の項目、内容等の具体的事項については、法令等に定められておらず、総務省及び林野庁は、基本的に市町村等において適切に対応するものとしている。

そこで、324市町村及び21都道府県の5年度末時点における用途に関する事項についての公表方法、公表内容、公表までの経過日数についてみたところ、次のような状況となっていた。

(ア) 用途の公表方法

324市町村が5年度末時点において公表していた4年度分の用途の公表方法についてみると、308市町村（324市町村の95.0%）においては、用途に関する情報が、市町村のウェブサイト に用途の公表のための専用ページを設けて掲載されていて、閲覧しやすい状況となっていた。しかし、残りの16市町村（同4.9%）においては、用途に関する情報が、市町村のウェブサイトの決算に関するページに決算書等の資料の一部として掲載されるなどして、用途の公表のための専用ページがなく、閲覧しづらい状況となっていた。

一方、21都道府県は、いずれも使途に関する情報がウェブサイトの専用ページに掲載されていて、閲覧しやすい状況となっていた。

(イ) 使途の公表内容

324市町村が5年度末時点において公表していた4年度分の使途の公表内容についてみると、図表15のとおり、事業名、事業内容及び事業費・執行額については9割以上の市町村が公表していた一方、これら以外の使途の区分、譲与額、未執行額、実施内容の写真やイラスト及び事業実績等については、2割から7割程度の市町村が公表していた。また、使途の区分を公表していたのは187市町村だったが、そのうち譲与税法上の使途の区分を公表していたのは29市町村にとどまっていた。さらに、事業内容を公表していた296市町村について、その記載内容をみると、事業内容を細分化して詳しく記載している市町村もあれば、一つにまとめられた事業概要しか記載していない市町村もある状況となっていた。

一方、21都道府県における使途の公表内容については、図表15のとおり、市町村よりも各公表項目の公表割合は高いものの、同様の状況が見受けられた。

図表15 324市町村及び21都道府県における使途の公表内容（令和4年度分）

公表項目	使途の区分 注(2)		事業名	事業内容	譲与額	事業費・ 執行額	未執行額	実施内容 の写真や イラスト	事業 実績等
		譲与税法 上の使途 の区分							
市町村数	187 (57.7%)	29 (8.9%)	296 (91.3%)	296 (91.3%)	156 (48.1%)	317 (97.8%)	225 (69.4%)	72 (22.2%)	163 (50.3%)
都道府県数	15 (71.4%)	9 (42.8%)	21 (100.0%)	21 (100.0%)	14 (66.6%)	21 (100.0%)	18 (85.7%)	17 (80.9%)	18 (85.7%)

注(1) ()は、324市町村又は21都道府県に占める割合である。

注(2) 譲与税法上の使途の区分以外に、総務省及び林野庁が調査に用いた使途の区分等を公表している市町村又は都道府県がある。

このように、使途の公表内容は、市町村等によって区々となっていて、納税者が得られる使途に関する情報の内容に差がある状況となっていた。

なお、総務省及び林野庁は、6年9月に事務連絡を発出し、市町村等に対して、使途の公表項目の例示として、譲与税法上の使途の区分、事業内容、譲与額及び未執行額等を盛り込んだ様式の例（以下「公表様式例」という。）を示している。

(ウ) 使途の公表までの経過日数

324市町村における4年度決算に係る譲与税の使途の公表までの経過日数について確認したところ、図表16のとおり、決算を議会の認定に付した日（以下「決算提出日」という。）に公表していたのが100市町村と最も多くなっており、決算提出日の翌日から30日以内に公表していた70市町村と合わせて、過半数の170市町村が決算提出日から30日以内に公表していた。一方、決算提出日から公表までに91日以上経過していて大幅に日数を要していたのは70市町村となっていて、そのうち181日以上経過していたのは7市町村となっていた。そして、決算提出日から公表までに91日以上経過していた上記の70市町村について、その理由を確認したところ、公表のための事務手続や資料作成に時間を要したためなどとなっていた。

一方、21都道府県については、図表16のとおり、市町村よりは早く公表している都道府県の割合は高いものの、市町村と同様の状況が見受けられた。

図表16 使途の公表までの経過日数（令和4年度分）

決算提出日から使途の公表までの経過日数		市町村数	都道府県数
30日以内		170 (52.4%)	14 (66.6%)
	0日	100 (30.8%)	8 (38.0%)
	1日以上30日以内	70 (21.6%)	6 (28.5%)
31日以上90日以内		57 (17.5%)	4 (19.0%)
91日以上		70 (21.6%)	3 (14.2%)
	91日以上180日以内	63 (19.4%)	3 (14.2%)
	181日以上	7 (2.1%)	—
公表日不明		27 (8.3%)	—
計		324 (100.0%)	21 (100.0%)

（注）（ ）は、324市町村又は21都道府県に占める割合である。

（ア）から（ウ）までのとおり、譲与税の使途の公表については、ウェブサイトで使途に関する情報が閲覧しづらい状況、使途に関する情報の内容に差がある状況及び公表までに大幅に日数を要している状況が見受けられた。

総務省は、使途の公表について、譲与税が適正な使途に用いられることを担保するものとしているが、このような状況は、納税者に対して譲与税の使途に関する情報が適時適切に提供されていないおそれがあると思料される。

したがって、総務省及び林野庁においては、使途の公表が適時適切に行われ、納税者にとって分かりやすく、譲与税に対する理解がより深まるものとなるように、公表様式例の活用を促すことも含めて、効率的かつ効果的な使途の公表方法・内容に関する助言等を行うことが必要である。

（2）管理制度に係る取組の実施状況

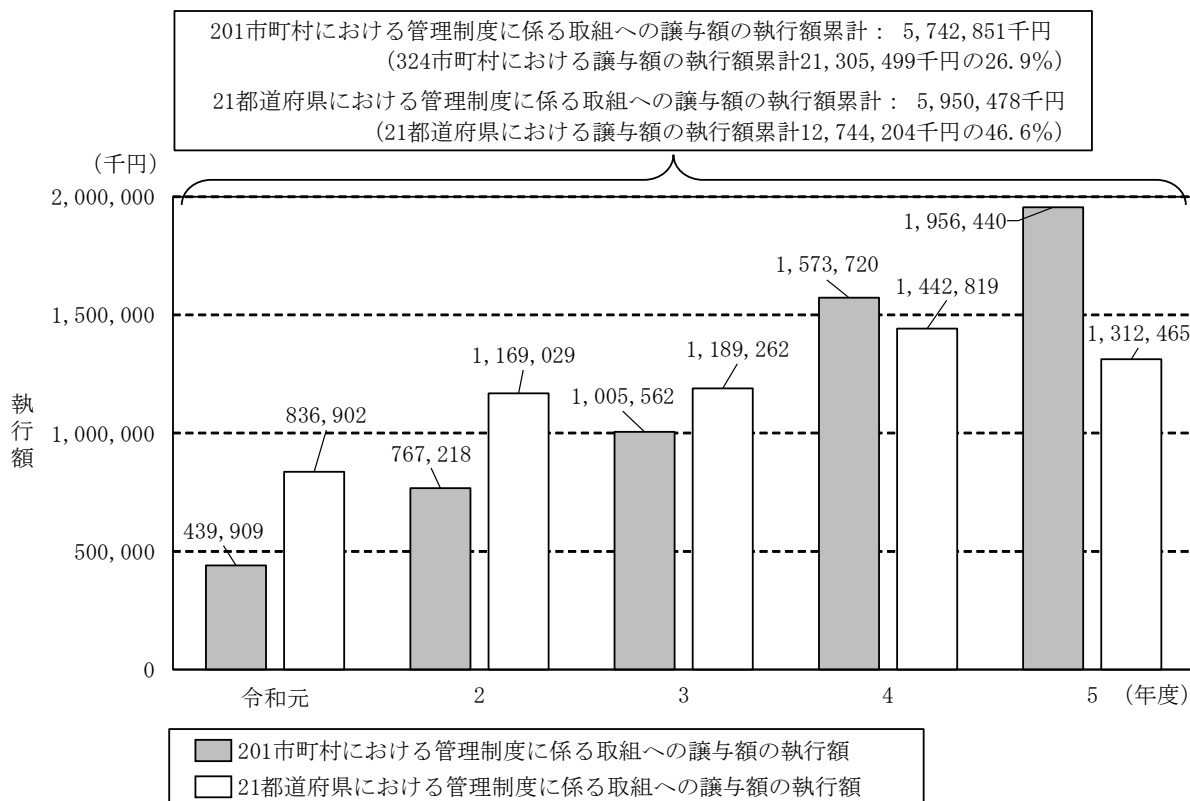
ア 管理制度に係る取組への譲与額の執行状況及び取組の進捗状況

（ア）管理制度に係る取組への譲与額の執行状況

元年度から5年度までの間の324市町村及び21都道府県における譲与額の執行額のうち、管理制度に係る取組への譲与額の執行額があるのは201市町村及び21都道府県となっていて、その額は、図表17のとおりであり、市町村については年々増加している状況となっていた。また、管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計は、201市町村57億4285万余円、21都道府県59億5047万余円、計116億9333万余円となっていた。

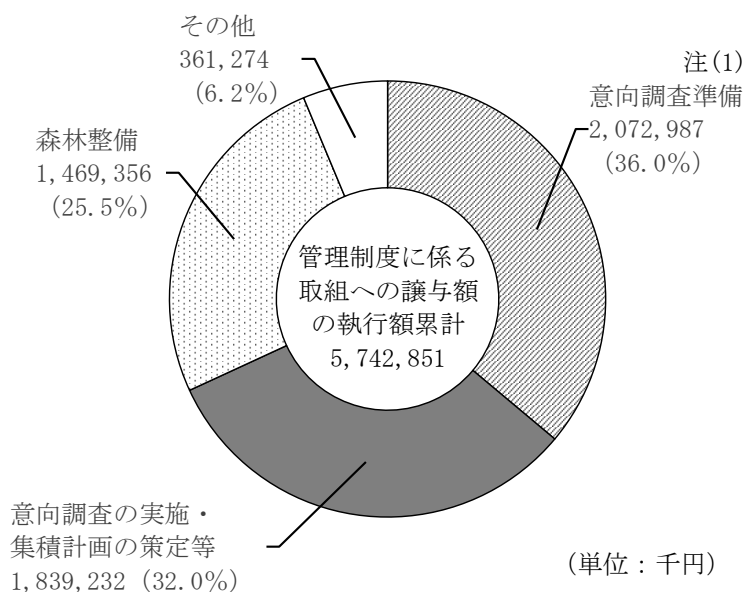
（注18） 管理制度に係る事業の中には、管理制度に関係のない取組を併せて実施している事業があるため、管理制度に係る事業の執行額には、当該管理制度に関係のない取組に要した額を含む。

図表17 201市町村及び21都道府県における管理制度に係る取組への譲与額の執行状況



そして、201市町村における管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計57億4285万余円について、管理制度に係る使途別にその内訳をみると、図表18のとおり、意向調査準備が計20億7298万余円（57億4285万余円の36.0%）、意向調査の実施・集積計画の策定等が計18億3923万余円（同32.0%）、森林整備が計14億6935万余円（同25.5%）、その他が計3億6127万余円（同6.2%）となっていた。

図表18 201市町村における管理制度に係る使途別の譲与額の執行状況（令和元年度～5年度）



注(1) 意向調査を実施するに当たって必要となる森林所有者の確認等の準備のことである。

注(2) ()は、管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計に占める割合を示している。

(イ) 管理制度に係る取組の進捗状況

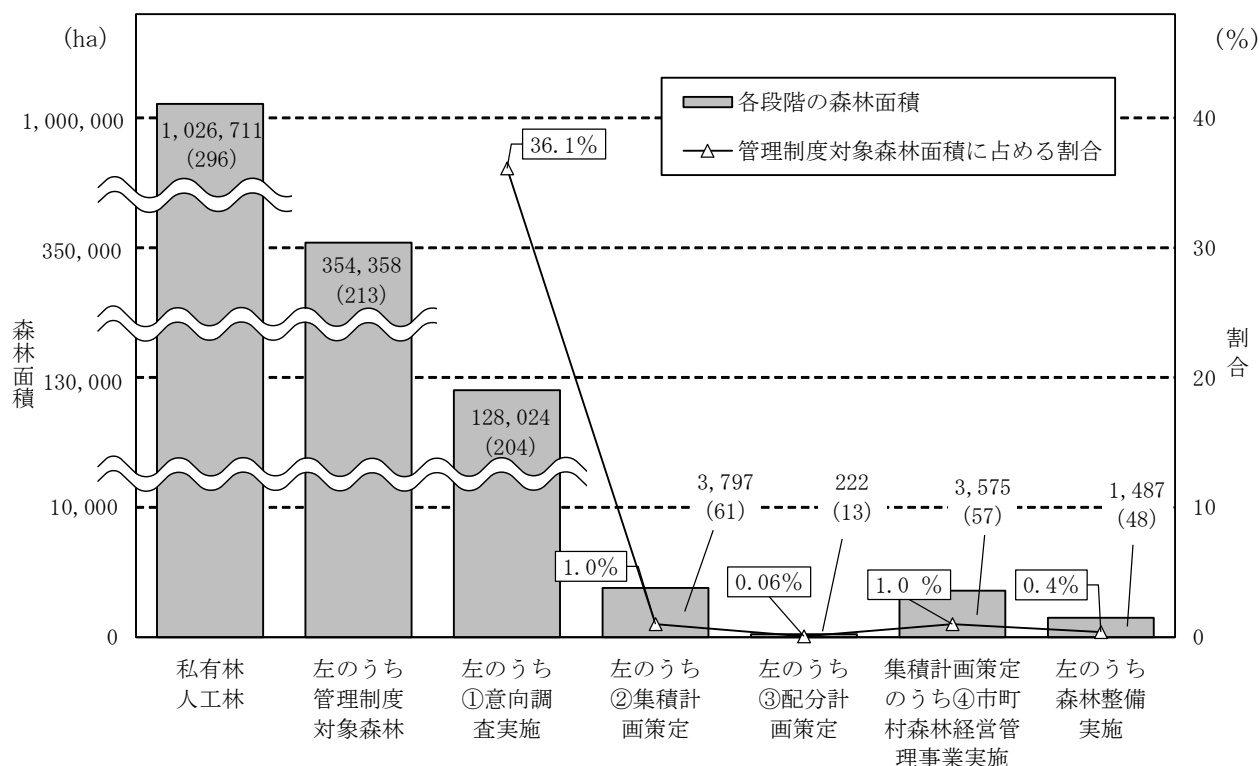
5年度末時点における324市町村の管理制度に係る取組の進捗状況をみると、図表19のとおり、私有林人工林を有するのは296市町村であり、その面積は計1,026,711haとなっていた。

このうち市町村が管理制度の対象と判断した森林（以下「管理制度対象森林」という。）の面積は213市町村の計354,358ha（1,026,711haの34.5%）となっていた。^(注19)

そして、管理制度対象森林面積354,358haのうち、204市町村の128,024ha（管理制度対象森林面積354,358haの36.1%）において意向調査が実施され、61市町村の3,797ha（同1.0%）において集積計画が策定され、13市町村の222ha（同0.06%）において配分計画が策定されていた。また、57市町村の3,575ha（同1.0%）において、市町村森林経営管理事業が行われ、このうち48市町村の1,487ha（同0.4%）において森林整備が実施されていた。

(注19) 意向調査の実施に譲与額を充てていない市町村を含むため、管理制度に係る取組に譲与額を執行している201市町村（3(2)ア(ア)参照）とは一致しない。

図表19 324市町村における管理制度に係る取組の進捗状況（令和5年度末時点）

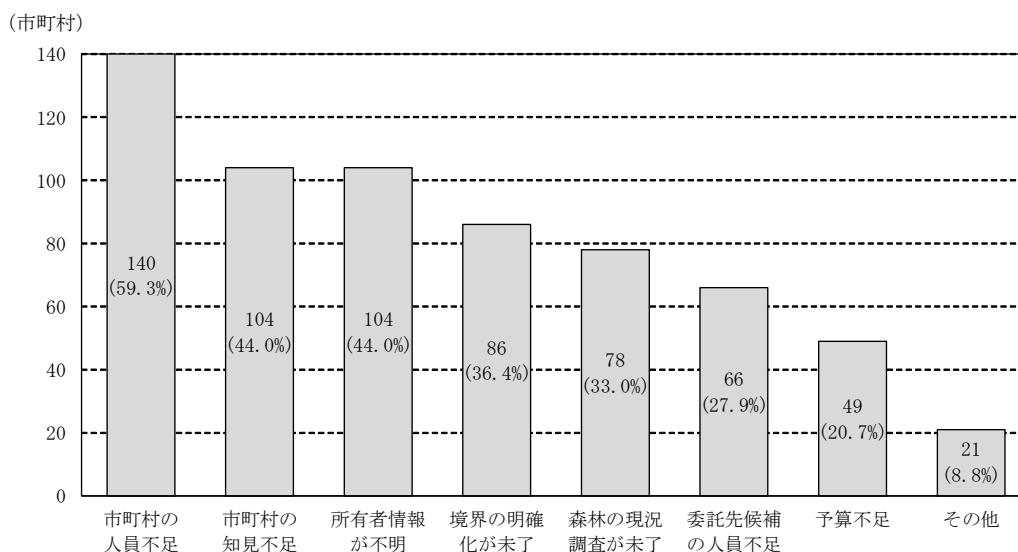


注(1) ()は、市町村数を示している。

注(2) ①から④は、管理制度の流れに沿ったものであり、図表5の①から④と対応している。

このように、管理制度対象森林面積に対する意向調査実施面積の割合が4割弱となっていたことから、意向調査をまだ実施していない市町村を含む、管理制度に係る取組を実施している236市町村における意向調査の実施上の課題について確認したところ、図表20のとおり、市町村の人員不足が140市町村（236市町村の59.3%）と最も多くなっていた。

図表20 236市町村における意向調査の実施上の課題

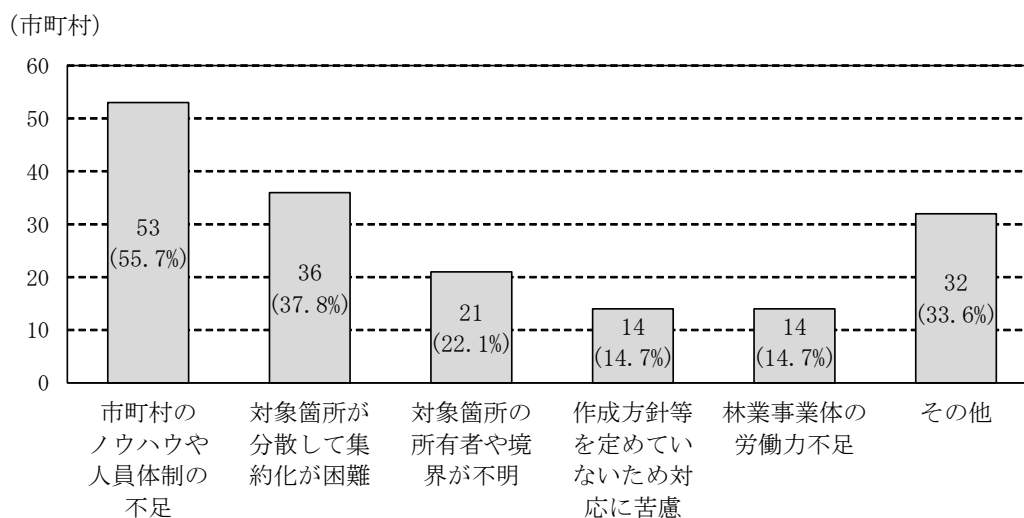


注(1) ()は、236市町村に占める割合を示している。

注(2) 複数回答可としているため、市町村数を合計しても236市町村とはならない。

また、意向調査の実施後、集積計画の策定等が十分に進捗していない状況となっており、林野庁が実施した調査においては、意向調査を実施した204市町村のうち95市町村が、5年度末時点で集積計画の策定が進捗していないとしていて、図表21のとおり、集積計画の策定が進捗しない理由としては、「市町村のノウハウや人員体制の不足」が53市町村（95市町村の55.7%）と最も多くなっていた。

図表21 95市町村における集積計画の策定が進捗しない理由



注(1) ()は、95市町村に占める割合を示している。

注(2) 複数回答可としているため、市町村数を合計しても95市町村とはならない。

イ 管理制度に係る国及び都道府県による市町村への支援の状況等

(ア) 管理制度に係る市町村の実施体制

林野庁は、市町村の事業実施体制について、市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人であり、専ら林務を担当する職員が配置されていない市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多いとしている。また、ア(イ)のとおり、意向調査、集積計画の策定等の管理制度に係る取組が進捗しない理由として、人員不足や知見不足といった実施体制上の課題を挙げる市町村が多い傾向にある。

そこで、管理制度に係る取組を実施している236市町村の5年4月1日時点における、森林整備等の林務行政の担当部署の人員の状況について確認したところ、林務専任職員及び地域林

政アドバイザーがいずれも配置されていない市町村数は97市町村（236市町村の41.1%）となっていた。

(イ) 管理制度に係る国及び都道府県による市町村への支援の状況

国及び都道府県は、市町村に対して、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を行うように努めることとされている。そして、ア(イ)のとおり、管理制度に係る取組の実施に当たり、意向調査や集積計画策定において、市町村の人員不足や知見不足が実施上の課題等となっている状況が見受けられた。

そこで、国及び都道府県の支援が市町村が求める支援の内容に即したものとなっているかを確認するために、管理制度に係る取組を実施している236市町村が国及び都道府県に求める支援並びに21都道府県及び林野庁が実施した支援等の内容についてみたところ、次のような状況となっていた。

a 市町村が求める支援

236市町村のうち、管理制度に係る取組の実施に当たり、5年度末時点で国及び都道府県に求める支援があるとしているのは68市町村（236市町村の28.8%）であり、その内容は「研修・技術的助言等」が最も多く30市町村、次いで「職員の派遣、事務の代行等」が23市町村となっていて、実施体制上の支援を求める市町村が多い状況となっていた（図表22参照）。

図表22 68市町村が求める主な支援の内容（令和5年度末時点）

項目	市町村が求める支援の内容				
	研修・技術的助言等	職員の派遣、事務の代行等	制度改正・予算措置等	森林情報の提供等	その他
市町村数	30	23	13	4	5
68市町村に占める割合	44.1%	33.8%	19.1%	5.8%	7.3%

（注）複数の種類の支援を求める市町村があるため、市町村数を合計しても68市町村とはならない。

b 都道府県が実施した支援

ア(ア)のとおり、元年度から5年度までの間の21都道府県における譲与額の執行額累計のうち、管理制度に係る取組への譲与額の執行額累計は59億5047万余円であり、これらは管理制度に係る取組を実施する市町村に対する支援に充てられるものである。上記の執行額を用途別にみると、図表23のとおり、市町村の実施体制に係る支援である「支援施策」が49億7154万余円と最も大きくなっていた。

そして、その支援の項目をみると、市町村の事務負担の軽減に資すると考えられる「② 事業支援システム等の構築」が32億6017万余円で大半を占めていたほか、「① 市町村職員等の研修」や「④ アドバイザー等支援人材の派遣」などとなっており、都道府県が実施している支援の項目は、市町村が求める支援におおむね対応しているものと思料される。

図表23 21都道府県が実施した使途別の支援に係る譲与額の執行額の状況

(単位：千円)

使途	支援の項目	執行額					
		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	計
支援施策	① 市町村職員等の研修	105,546	91,483	110,372	117,886	98,225	523,515
	割合 注(1)	13.9%	8.3%	11.5%	9.6%	10.3%	10.5%
	② 事業支援システム等の構築	493,244	794,558	606,795	796,534	569,037	3,260,170
	割合 注(1)	65.3%	72.4%	63.5%	65.3%	60.1%	65.5%
	③ 県レベルの事業支援団体の運営を支援	93,440	158,818	181,231	210,554	209,160	853,205
	割合 注(1)	12.3%	14.4%	18.9%	17.2%	22.0%	17.1%
	④ アドバイザー等支援人材の派遣	62,803	51,405	57,048	93,094	70,299	334,650
	割合 注(1)	8.3%	4.6%	5.9%	7.6%	7.4%	6.7%
	小計	755,035	1,096,266	955,448	1,218,069	946,722	4,971,541
	割合 注(2)	90.2%	93.7%	80.3%	84.4%	72.1%	83.5%
円滑実施施策	森林整備の支援等	1,110	25,543	49,580	53,863	101,744	231,841
	割合 注(2)	0.1%	2.1%	4.1%	3.7%	7.7%	3.8%
人材育成・確保施策	人材育成・担い手対策の支援	40,401	42,805	183,837	170,758	179,989	617,792
	割合 注(2)	4.8%	3.6%	15.4%	11.8%	13.7%	10.3%
木材利用施策	木材利用の推進	30,000	—	—	—	59,637	89,637
	割合 注(2)	3.5%	—	—	—	4.5%	1.5%
普及啓発施策	普及啓発の支援	10,356	4,413	396	128	24,372	39,665
	割合 注(2)	1.2%	0.3%	0.0%	0.0%	1.8%	0.6%
計		836,902	1,169,029	1,189,262	1,442,819	1,312,465	5,950,478

注(1) 各年度又は5か年度の「支援施策」の執行額計に占める割合である。

注(2) 各年度又は5か年度の執行額計に占める割合である。

c 林野庁が実施した支援

1(2)ウのとおり、林野庁は、元年度から5年度までの間に、管理制度に係る取組を実施する市町村に対する支援として、森林経営管理制度推進事業を事業費計1億8497万余円で実施していた。当該事業は、市町村の森林・林業行政の実施体制の強化を目的に実施されるものであり、市町村支援技術者養成事業、森林経営管理制度実施円滑化事業等で構成される。

市町村支援技術者養成事業は、管理制度を運用するに当たって、市町村の森林・林業担当職員を支援する技術者を養成するための研修等を実施する事業であり、その実績を行政事業レビューシートにより確認したところ、元年度から5年度までの間における森林経営管理制度円滑化対策研修の実施回数は計29回、技術力維持・向上対策研修の受講者数は計260人となっていた。

また、森林経営管理制度実施円滑化事業は、市町村が管理制度の運用を早期に軌道に乗せることができるように、管理制度の運用に必要な知見・ノウハウを全国から収集し、分析して市町村等に提供する事業であり、元年度から5年度までの間に事例集に掲載した実績は計35市町村となっていた（図表24参照）。

以上を踏まえると、林野庁が実施している支援の項目についても、21都道府県と同様に市町村が求める支援におおむね対応しているものと思料される。

図表24 森林経営管理制度推進事業の実施状況

年度		令和元	2	3	4	5	計
項目							
事業費（千円）		26,699	41,043	40,618	42,390	34,226	184,978
実績	市町村支援技術者養成事業						
	森林経営管理制度円滑化対策研修の実施回数（回）	—	7	7	8	7	29
	技術力維持・向上対策研修の受講者数（人）	83	71	46	60	—	260
	森林経営管理制度実施円滑化事業						
	事例集に掲載した市町村数（市町村）	—	—	12	11	12	35

（注）行政事業レビューシートにおいてアウトプットが設定されていないため、実績を把握していないものは、「—」としている。

このように、管理制度に係る取組の実施に当たり、人員不足や知見不足といった実施体制上の課題を挙げる市町村が多く、国及び都道府県に求める支援があるとする市町村においても実施体制上の支援を求める市町村が多い状況が見受けられた。

これについて、21都道府県及び林野庁が実施している支援の項目は、市町村が求める支援におおむね対応していると思料されるにもかかわらず、実施体制上の課題を挙げる市町村が多いことなどに鑑みると、市町村においては引き続き支援、助言等が必要な状況であると思料される。

したがって、林野庁においては、引き続き市町村の人員、知見等の不足といった実施体制上の課題等の状況を適時適切に把握した上で、都道府県等の関係者とも連携するなどして、市町村に対して、より効果的な支援、助言等を行っていくとともに、都道府県に対して、都道府県が行う市町村に対する支援、助言等がより効果的なものとなるよう助言等を行っていくことが必要である。

（3）譲与税及び管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

国は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。そして、総務省は、政策評価の実施に当たり、予算・決算との連携を踏まえて政策評価体系を構築しており、また、林野庁が実施する施策は、森林・林業基本計画等を踏まえて農林水産省が構築した政策評価体系に位置付けられている。

そして、国が譲与税及び管理制度に対する政策評価等による効果の検証等を行うことは、地方公共団体が納税者に対する説明責任を果たしていく上で、また、所要の見直しを行う必要性を把握し、譲与税に対する国民の理解を深める上で重要と考えられる。

そこで、総務省及び林野庁における、譲与税及び管理制度を対象とした政策評価等による効果の検証等の実施状況をみると、次のとおりとなっていた。

ア 譲与税に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

譲与税に対する政策評価による効果の検証等の実施状況については、図表25のとおり、総務省は、譲与税は、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に譲与するものであり、本来地方税に属すべき地方財源であるとして、政策評価の対象外としている。そして、譲与税に係る効果の検証等については、各地方公共団体において、地方自治法等の規定に基づき、議会における予算・決算の審査等を通じて実施されるものであるとしている。

また、林野庁の政策評価体系において、譲与税は、「森林の有する多面的機能の発揮」という政策分野に属する施策の目標を達成するための取組の一つとして位置付けられているが、その使途が譲与税法の範囲内において各地方公共団体の裁量に委ねられていること、その効果が森林整備関係の各測定指標等に包含されることから、譲与税のみの目標や測定指標は設定され

ていない。なお、譲与税の効果を数値で示すことについて、林野庁は、譲与税を森林整備等のために使う目的は森林の有する多面的機能を維持していくことにあるが、森林の有する多面的機能に関する目標については、森林・林業基本計画で定めており、譲与税の活用を含めた適切な森林の整備、保全の取組等を通じて達成していくこととなっているので、譲与税のみの成果目標を設定することは難しいなどとしている。

さらに、総務省及び林野庁における政策評価以外の方法による譲与税に対する効果の検証等の実施状況について、総務省及び林野庁は、譲与税法によれば、譲与税創設の目的が市町村等が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるためとされていることから、森林整備等への譲与額の執行額に関する情報の収集・分析を行うことは効果の検証等に該当するとしている。そして、効果の検証等の一つとして、図表25のとおり、毎年度、地方公共団体による取組の実績に係る情報の収集・分析を行って、両省庁のウェブサイトにおいて「森林環境譲与税の取組状況について」を公表している。また、これまでの譲与額の活用実績等を踏まえて、6年3月の譲与税の譲与基準の見直しが行われたとしている。

図表25 譲与税に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

省庁名	政策評価	政策評価以外
総務省	譲与税は、形式上一旦国税として徴収し、これを地方公共団体に譲与するものであり、本来地方税に属すべき地方財源であるため、政策評価の対象外	毎年度、地方公共団体による取組の実績に係る情報の収集・分析を行って、ウェブサイトにおいて「森林環境譲与税の取組状況について」を公表
林野庁	政策評価体系において、「森林の有する多面的機能の発揮」という政策分野に属する施策（「適切な間伐等の推進」）の目標（「間伐等を推進」）を達成するための取組の一つとして位置付け	これまでの譲与額の活用実績等を踏まえて、令和6年3月に譲与税の譲与基準を見直し

イ 管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

管理制度に対する政策評価による効果の検証等の実施状況については、図表26のとおり、林野庁の政策評価体系において、管理制度は、「森林の有する多面的機能の発揮」及び「林業の持続的かつ健全な発展」のそれぞれの政策分野に属する施策の目標を達成するための取組の一つとして位置付けられ、又は管理制度に係る一部の取組が目標の測定指標として位置付けられている。そして、これらの目標の達成状況についての評価は行われているが、一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていない。

また、政策評価以外の方法による管理制度に対する効果の検証等の実施状況については、図表26のとおり、効果の検証等の一つとして、毎年度、地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析を行って、同庁のウェブサイトにおいて「森林経営管理制度の取組状況について」を公表している。

図表26 管理制度に対する政策評価等による効果の検証等の実施状況

政策評価				政策評価以外														
政策評価体系において				毎年度、地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析を行って、ウェブサイトにおいて「森林経営管理制度の取組状況について」を公表														
・ 管理制度は、「森林の有する多面的機能の発揮」及び「林業の持続的かつ健全な発展」のそれぞれの政策分野に属する施策の目標を達成するための取組の一つとして位置付け																		
<table><thead><tr><th>政策分野</th><th>施策</th><th>目標</th><th>測定指標</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">森林の有する多面的機能の発揮</td><td>面的なまとまりをもった森林管理</td><td>森林の経営管理の集積等</td><td>集積・集約化の目標（私有人工林の5割）に対する達成割合 〔目標100%（令和10年度）〕</td></tr><tr><td>適切な間伐等の推進</td><td>間伐等を推進</td><td>間伐等を実施した面積 〔目標450万ha（令和12年度）〕</td></tr><tr><td rowspan="2">林業の持続的かつ健全な発展</td><td>担い手となる林業経営体の育成</td><td>長期的な経営の確保</td><td>集積・集約化の目標（私有人工林の5割）に対する達成割合 〔目標100%（令和10年度）〕</td></tr></tbody></table>					政策分野	施策	目標	測定指標	森林の有する多面的機能の発揮	面的なまとまりをもった森林管理	森林の経営管理の集積等	集積・集約化の目標（私有人工林の5割）に対する達成割合 〔目標100%（令和10年度）〕	適切な間伐等の推進	間伐等を推進	間伐等を実施した面積 〔目標450万ha（令和12年度）〕	林業の持続的かつ健全な発展	担い手となる林業経営体の育成	長期的な経営の確保
政策分野	施策	目標	測定指標															
森林の有する多面的機能の発揮	面的なまとまりをもった森林管理	森林の経営管理の集積等	集積・集約化の目標（私有人工林の5割）に対する達成割合 〔目標100%（令和10年度）〕															
	適切な間伐等の推進	間伐等を推進	間伐等を実施した面積 〔目標450万ha（令和12年度）〕															
林業の持続的かつ健全な発展	担い手となる林業経営体の育成	長期的な経営の確保	集積・集約化の目標（私有人工林の5割）に対する達成割合 〔目標100%（令和10年度）〕															
	・ 管理制度に係る一部の取組を目標の測定指標として位置付け																	
<table><thead><tr><th>政策分野</th><th>施策</th><th>目標</th><th>測定指標</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">森林の有する多面的機能の発揮</td><td rowspan="2">複層林化と天然生林の保全管理等の推進</td><td>公的主体による森林整備を推進</td><td>市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積 〔目標170万ha（令和8年度）〕</td></tr><tr><td>管理制度に係る一部の取組</td><td></td></tr></tbody></table>				政策分野	施策	目標	測定指標	森林の有する多面的機能の発揮	複層林化と天然生林の保全管理等の推進	公的主体による森林整備を推進	市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積 〔目標170万ha（令和8年度）〕	管理制度に係る一部の取組						
政策分野	施策	目標	測定指標															
森林の有する多面的機能の発揮	複層林化と天然生林の保全管理等の推進	公的主体による森林整備を推進	市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積 〔目標170万ha（令和8年度）〕															
		管理制度に係る一部の取組																
↓ これらの目標の達成状況についての評価は行われているが、一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていない。																		

このように、国においては、政策評価体系上、譲与税については譲与税のみの目標や測定指標は設定されておらず、管理制度については一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていないものの、政策評価以外の方法による効果の検証等として、譲与税及び管理制度のいずれについても地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析・公表を行うなどしている状況が見受けられた。

譲与税及び管理制度に対する効果の検証等は、譲与税の使途や譲与基準、譲与税の使途のうち森林整備施策の主な対象と考えられる管理制度等についての見直しの可否を適時適切に判断して、譲与税に対する納税者の理解をより一層深めるための国としての説明責任を十分に果たすために必要であると考えられる。

したがって、総務省及び林野庁においては、引き続き譲与税及び管理制度に対する効果の検証等を適時適切に実施することが必要である。

4 本院の所見

本院は、効率性、有効性、透明性の確保及び国民への説明責任の向上等の観点から、譲与額の執行状況等、譲与税の使途の公表状況、管理制度における市町村の取組状況並びに国及び都道府県の

支援の実施状況、総務省及び林野庁における政策評価等による効果の検証等の実施状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

324市町村における5年度末時点の譲与額累計は342億3657万余円であり、執行額累計は213億0549万余円（執行率62.2%）となっていた。そして、譲与額の執行に当たり、324市町村の9割弱の市町村が執行計画を策定しておらず、5割弱の市町村が数年にわたって後年度に執行予定の未執行額があるとしていたが、執行計画を策定していないなどの状況が見受けられた。また、市町村における譲与税の使途の公表について、ウェブサイトで使途に関する情報が閲覧しづらい状況、使途に関する情報の内容に差がある状況及び公表までに大幅に日数を要している状況が見受けられた。なお、21都道府県においても同様の状況が見受けられた。

324市町村における管理制度に係る取組の実施状況については、管理制度対象森林面積に対する意向調査実施面積の割合が4割弱であり、集積計画の策定等も十分に進捗していない状況となっており、その理由として、人員不足や知見不足といった実施体制上の課題を挙げる市町村が多い状況となっていた。そのため、都道府県及び林野庁が実施している支援の項目は、市町村が求める支援におおむね対応していたものの、引き続き市町村に対する支援、助言等が必要な状況となっていた。

国においては、政策評価体系上、譲与税については譲与税のみの目標や測定指標は設定されておらず、管理制度については一部を除き管理制度のみの目標や測定指標は設定されていないものの、政策評価以外の方法による効果の検証等として、譲与税及び管理制度のいずれについても地方公共団体による取組実績に係る情報の収集・分析・公表を行うなどしている状況が見受けられた。

譲与税は、森林環境税の納税先の市町村等と執行する市町村等が一致しないことから、納税者の理解を得るためには、市町村等が個別に使途を公表するだけでは必ずしも十分ではないと考えられる。また、納税者の理解を得るためには、公表内容の充実が求められるが、市町村における林務担当職員が少ないことなどに鑑みると、市町村にとって過度な負担とならないように配慮する必要がある。そのため、国においても、納税者に対して譲与税の効果等について分かりやすく示していくことが重要である。

また、譲与税が主な財源と考えられる管理制度は、林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資するために、その進捗が望まれるところであるが、市町村における林務担当職員が少ない状況、財源が十分でない状況等に鑑みると、上記と同様に、市町村にとって過度な負担とならないように配慮する必要がある。

については、総務省及び林野庁において、市町村等が譲与税を財源として実施する管理制度を始めとする森林整備等の取組が円滑に実施され、森林の有する公益的機能の維持増進に資するものとするために、次の点に留意するなどして、今後も適切に市町村等に対する支援等の取組を進めていく必要がある。

ア 総務省及び林野庁において、市町村等に対して、譲与額の執行に当たっては、執行計画を策定することが重要であることを踏まえて、特に未執行額が生じた場合には、執行計画を策定して使途と併せて公表することを奨励する取組をより一層推進するなどして、引き続き地域の実情に応じた効率的かつ効果的な執行に努めるよう助言等を行っていくこと

イ 総務省及び林野庁において、譲与税の使途の公表が適時適切に行われ、納税者にとって分かりやすく、譲与税に対する理解がより深まるものになるように、市町村等にとって過度な負担とならないように配慮しつつ、市町村等に対して、公表様式例の活用を促すことを含めて、引き続き効率的かつ効果的な使途の公表方法・内容に関する助言等を行うこと

ウ 林野庁において、管理制度に係る取組が円滑に進捗し、森林整備が促進されるよう、引き続き市町村の人員、知見等の不足の状況を適時適切に把握した上で、都道府県等の関係者とも連携するなどして、市町村に対して、より効果的な支援、助言等を行うとともに、都道府県に対して、都道府県が行う市町村に対する支援、助言等がより効果的なものとなるよう助言等を行っていくこと

エ 総務省及び林野庁において、譲与税の使途や譲与基準等についての見直しの可否を適時適切に判断するために、また、譲与税に対する納税者の理解をより一層深めるために、引き続き、譲与税に対する市町村等における取組状況の収集・分析による効果の検証等を適時適切に実施すること。また、林野庁において、譲与税の使途のうち森林整備施策の主な対象と考えられる管理制度等についての見直しの可否を適時適切に判断するために、引き続き、管理制度に対する市町村等における取組状況の収集・分析による効果の検証等を適時適切に実施すること

本院としては、譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について、引き続き注視していくこととする。

多額の課税売上げを有する法人に係る消費税の簡易課税制度の適用について

1 検査の背景

(1) 簡易課税制度の概要

消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、製造、卸売、小売等の各取引段階の売上げに課税され、その税相当額が順次価格に織り込まれて転嫁され、最終的には消費者が負担することが予定されている。

消費税の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行った事業者等とされており、納付消費税額は、原則として、課税売上げに係る消費税の額（仮受消費税の額）から実際の課税仕入れに係る消費税の額（仮払消費税の額）を控除して算出することとなっている（以下、この算出方法を「本則課税」という。）。

これに対して、中小事業者の事務負担に配慮して、本則課税の特例として簡易課税制度が設けられている。事業者は、(4)で後述する一部の場合等を除いて、基準期間^(注2)における課税売上高が5000万円以下である（基準期間がない場合を含む。以下同じ。）課税期間^(注3)について、「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄の税務署長に提出することにより簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。そして、その届出書の効力が生ずる課税期間の初日から少なくとも2年を経過する日の属する課税期間までは簡易課税制度を適用することとなっている。

(注1) 事業者 個人事業者及び法人

(注2) 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいう。簡易課税制度の適用の有無によって事業者が仕入税額控除を行うために保存が必要となる資料が異なることから、事業者自身が課税期間の開始前に簡易課税制度の適用を判定できることが必要との理由で設けられたものとされている。

(注3) 課税期間 納付消費税額の計算の基礎となる期間であり、個人事業者については1月1日から12月31日までの期間、法人については事業年度等をいう。

簡易課税制度においては、課税売上げに係る消費税の額を基礎として計算した金額等にみなし仕入率を乗じて計算した金額を課税仕入れに係る消費税の額とみなして、同額を課税期間の課税売上げに係る消費税の額から控除して納付消費税額を算出することとなっている。

そして、みなし仕入率については、簡易課税制度を適用している事業者の中からサンプルを抽出するなどして把握した事業区分別の課税仕入率（課税仕入高の課税売上高に対する割合）を基に、図表1のとおり、90%から40%までの割合が定められている。

図表1 各事業区分に該当する事業及びみなし仕入率

事業区分	第1種事業	第2種事業	第3種事業	第4種事業	第5種事業	第6種事業
該当する事業	卸売業	小売業等	製造業等	その他事業	サービス業等	不動産業
みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%

注(1) 第2種事業は、小売業及び農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）をいう。

注(2) 第3種事業は、農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く。）、鉱業、建設業、製造業、電気業等をいう。

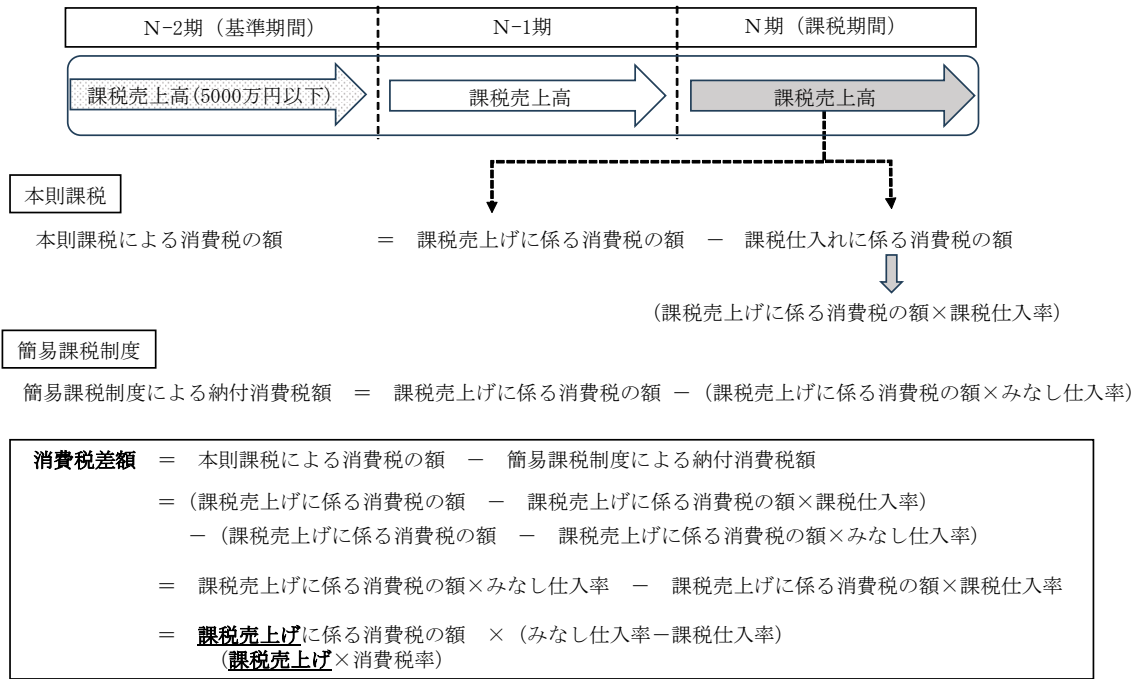
注(3) 第5種事業は、運輸通信業、金融業及び保険業並びにサービス業（飲食店業に該当するものを除く。）をいう。

(2) 簡易課税制度の適用による消費税差額

事業者が簡易課税制度の適用を選択した課税期間においては、本則課税による消費税の額と簡易課税制度による納付消費税額との差額（以下「消費税差額」という。）が生じ得ることとなる。消費税差額は、図表2のとおり、課税売上げに係る消費税の額にみなし仕入率と課税仕入率の差分を乗じた額となる。

したがって、課税売上げや消費税率が大きくなるほど、また、みなし仕入率が課税仕入率を上回るなどするほど、消費税差額が増加することになっている。

図表2 消費税差額の概念図



(3) これまでの検査の実施状況等

本院は、これまで、消費税の簡易課税制度について検査し、平成24年10月に会計検査院法第30条の2の規定に基づき「消費税の簡易課税制度について」（以下「24年報告」という。）を国会及び内閣に報告している。24年報告においては、みなし仕入率や多額の課税売上高を有する法人について、次のような状況を明らかにした上で、消費税率の引上げが行われれば、消費税差額は増大していくことが懸念されることを記述している。

- ① 検査の対象とした簡易課税制度適用者のうち、一つの事業の課税売上高の割合が全体の課税売上高の90%超となっている事業者を対象として課税仕入率の平均を試算したところ、みなし仕入率が全ての事業区分において課税仕入率の平均を上回っていた。
- ② 納付消費税額が低額となっている簡易課税制度適用者の中には、吸収合併又は吸収分割により事業を承継した法人や上場企業である法人等が設立した新設法人で多額の課税売上高を有するような規模の大きな事業者が含まれていた。

その後、①のみなし仕入率については、平成26年度税制改正において、みなし仕入率と課税仕入率の差が大きかった不動産業を第6種事業として、そのみなし仕入率を40%にするなどの事業区分の適正化や、平成30年度税制改正において、軽減税率制度導入に伴う見直しが行われた。また、消費税率は、26年4月に4%（消費税及び地方消費税の税率5%）から6.3%（同8%）に、軽減税率制度が導入された令和元年10月に標準税率で7.8%（同10%）に引き上げられた。

（注4） 地方消費税 消費税額に一定の割合を乗じて算定される地方税

(4) 分割又は合併があった場合の簡易課税制度の適用

(3)②のとおり、簡易課税制度適用者の中には、吸収合併又は吸収分割により事業を承継した法人等で多額の課税売上高を有するような規模の大きな事業者が含まれていた。

一方、法人の新設分割があった場合には、次のとおり、基準期間における課税売上高以外の指標により適用の可否の判定を行うこととなっていて、基準期間における課税売上高により適用の可否の判定を行うこととなっている法人の吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合とは判定に用いる指標が異なっている。

ア 新設分割があった場合

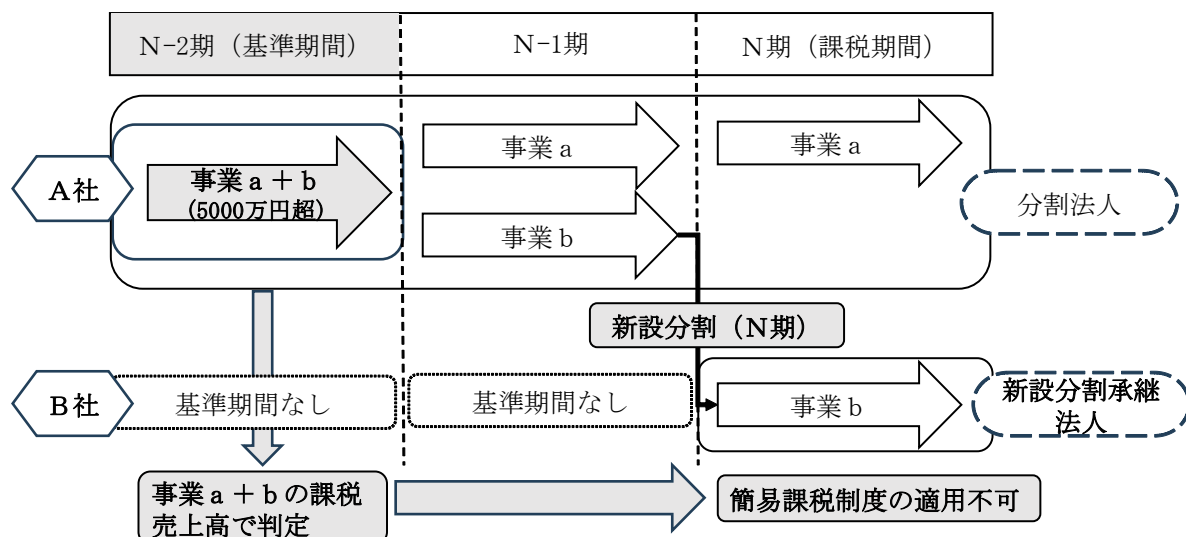
新設分割とは、1又は2以上の法人が、当該法人の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割（以下、事業を分割した法人を「分割法人」という。）により設立する法人に承継さ

せることをいう（以下、事業を承継した法人を「新設分割承継法人」という。図表3参照）。

そして、新設分割承継法人は、分割があった日の属する事業年度及びその翌事業年度においては基準期間がないものの、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高が5000万円を超える場合には、簡易課税制度を選択して適用することはできないこととなっている。

（注5） 基準期間に対応する期間 新設分割承継法人の事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に終了した分割法人の各事業年度をいう。

図表3 新設分割の概念図（A社が事業bを分割により設立するB社に承継させた場合）



また、分割があった日の属する事業年度の翌々事業年度以降においては、新設分割承継法人が、他の者により発行済株式の総数等の100分の50を超える株式等が直接又は間接に保有されることなどにより支配される場合（以下「特定要件」という。）に該当し、かつ、分割法人が支配している場合には、新設分割承継法人の基準期間における課税売上高と分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高との合計額が5000万円を超える場合には、簡易課税制度を選択して適用することはできないこととなっている。

イ 吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合

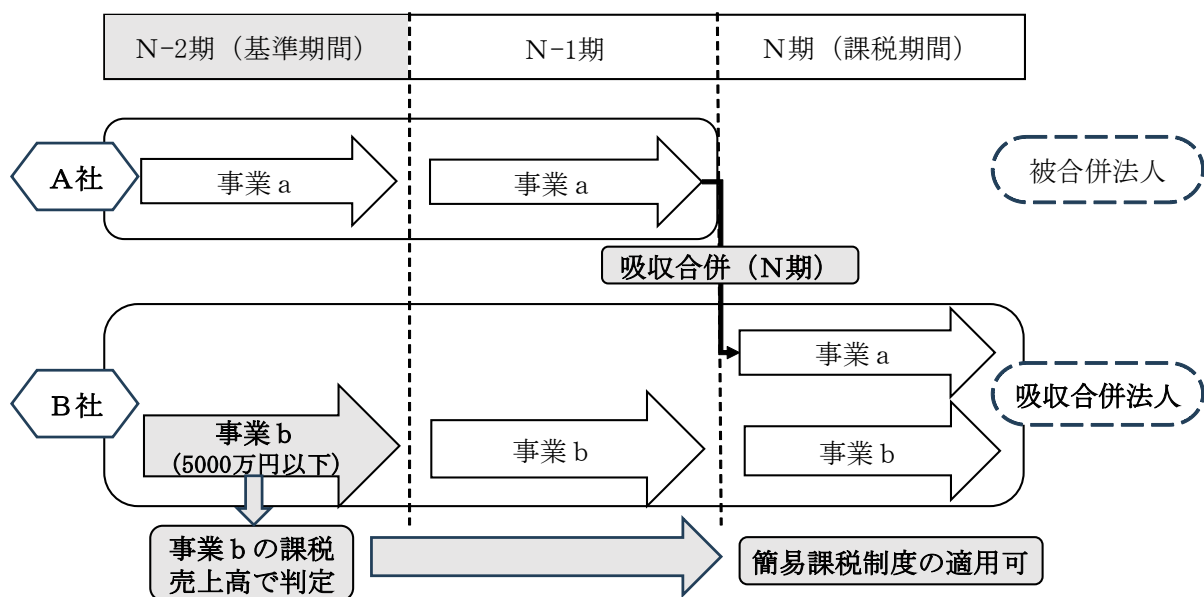
吸収合併とは、法人が他の法人とする合併であって、合併により消滅する法人（以下「被合併法人」という。）の事業の全部を合併後存続する法人（以下「吸収合併法人」という。）に承継させることをいう（図表4参照）。

また、新設合併とは、2以上の法人がする合併であって、被合併法人の事業の全部を合併により設立する法人（以下「新設合併法人」という。）に承継させることをいう（図表5参照）。

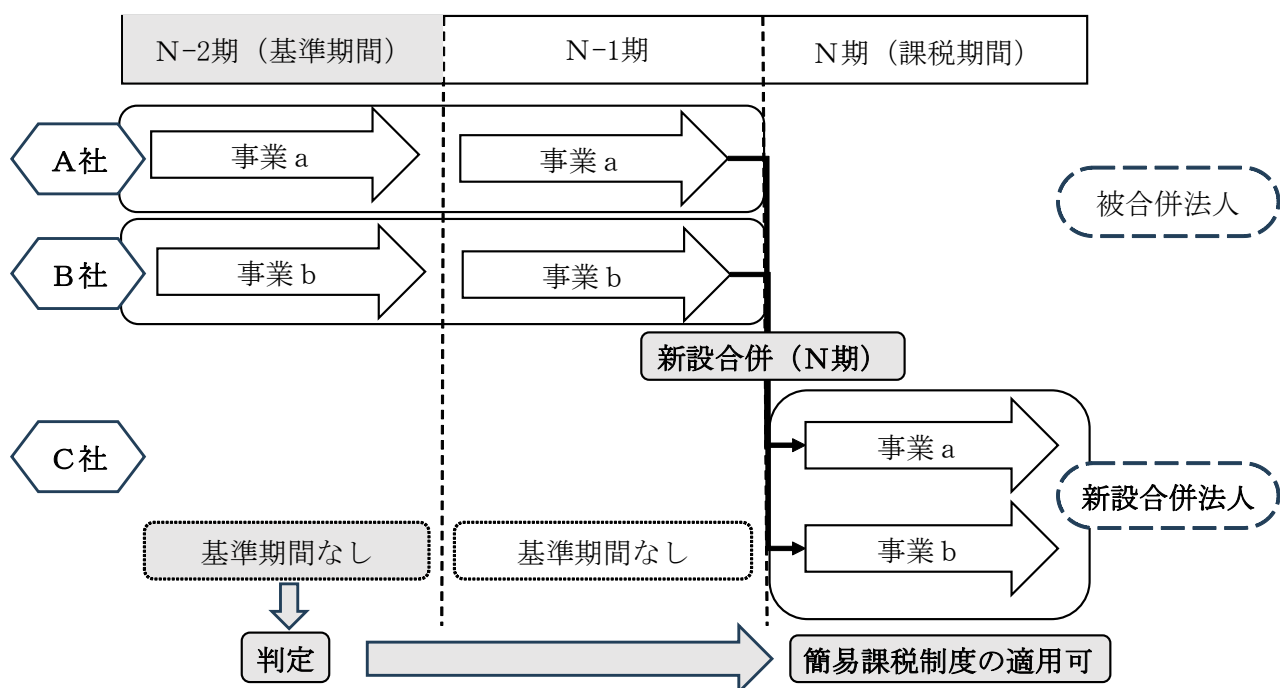
さらに、吸収分割とは、分割法人がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割した後に、他の法人に承継させることをいう（以下、事業を承継した法人を「吸収分割承継法人」という。図表6参照）。

そして、吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合、吸収合併法人、新設合併法人又は吸収分割承継法人の各法人は、基準期間における課税売上高が5000万円以下である場合に、それぞれ簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。

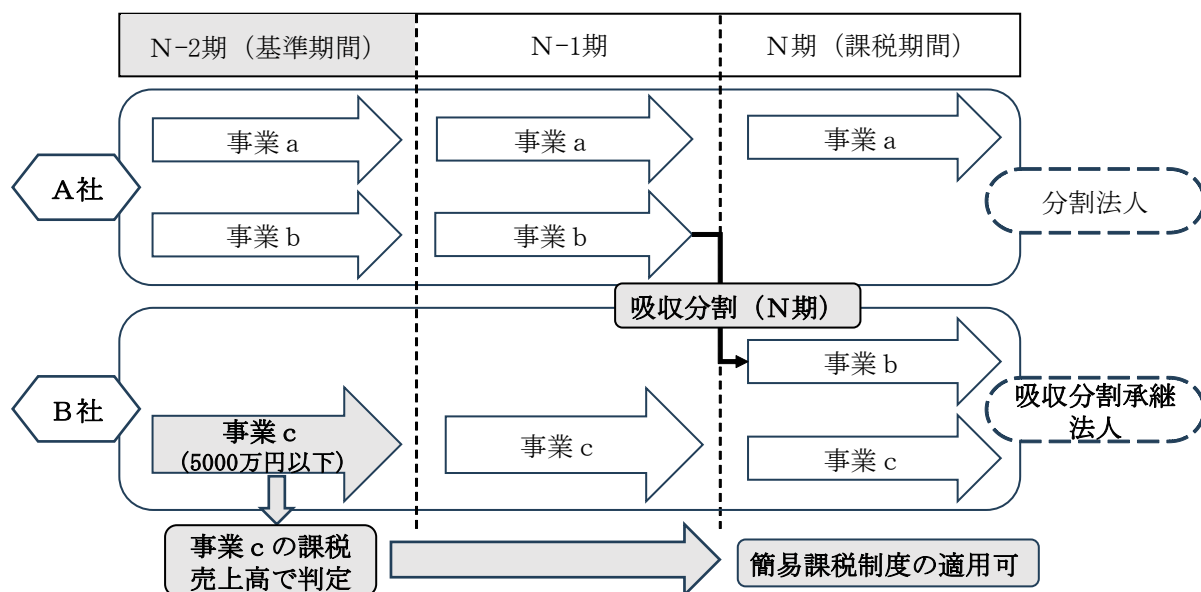
図表4 吸収合併の概念図（A社が事業の全部である事業aをB社に承継させた場合）



図表5 新設合併の概念図（A社とB社の事業の全部である事業aと事業bを合併により設立するC社に承継させた場合）



図表6 吸収分割の概念図（A社の事業bをB社に承継させた場合）



このように、新設分割があった場合には、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等を考慮して簡易課税制度の適用の可否の判定を行うこととなっている一方、吸収合併、新設合併又は吸収分割があった場合には、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等を考慮することとはされていない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

事業者は、原則として、基準期間における課税売上高が5000万円以下である課税期間について、簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。そして、簡易課税制度で用いるみなし仕入率については、サンプルを抽出するなどして把握した事業区分別の課税仕入率を基に定められている。このため、個々の事業者においては、みなし仕入率と課税仕入率とは基本的に一致するものではなく、両者が一致しない場合には消費税差額が生じ得ることとなっている。

そして、消費税差額は、課税売上に係る消費税の額に、みなし仕入率と課税仕入率の差分を乗じた額であることから、課税売上げや消費税率が大きくなるほど、また、みなし仕入率が課税仕入率を上回るなどするほど、消費税差額が増加することになっている。

24年報告の後、みなし仕入率の見直しは行われているが、簡易課税制度の適用の可否の判定は、引き続き、原則として基準期間における課税売上高により行うこととなっていることから、課税期間における課税売上げが多額であっても簡易課税制度を適用することができる事業者が存在し、これらの事業者の中には、消費税差額が多額となっている事業者も存在すると思料される。

一方で、新設分割承継法人における簡易課税制度の適用の可否の判定においては、基準期間における課税売上高以外の指標も用いられている。

そこで、本院は、消費税に関する国民の関心が高い中で、簡易課税制度を適用している法人のうち課税期間における課税売上げが多額となっている法人について、有効性等の観点から、簡易課税制度の適用の可否の判定方法が有効かつ公平に機能しているか、基準期間における課税売上高以外の指標を用いた場合の簡易課税制度の適用はどのようになるかなどに着眼して検査した。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、3年度又は4年度に簡易課税制度を適用している延べ994,687法人のうち、3年度又は4年度の課税売上げが1億円を超えている延べ4,796法人を対象とした。

そして、国税庁から消費税申告データ、法人税申告データ^(注6)等の提出を受けて、消費税差額を推計する（以下、推計した消費税差額を「推計消費税差額」という。）などして検査した。また、財務省において、簡易課税制度について、制度の趣旨、改正の経緯等を聴取するなどして会計実

地検査を行った。

(注6) 消費税差額の推計方法は次のとおりである。

- ① 税抜経理方式を適用している法人については、法人税の申告において、益金又は損金の額に算入することとなっている、本則課税による消費税の額及びその地方消費税の額と簡易課税制度による納付消費税額及びその地方消費税の額との差額のうち、地方消費税に係る差額を控除した額
- ② 税込経理方式を適用している法人等については、損益計算書等の売上原価（製造原価を含む。）、販売費、一般管理費等の必要経費の額を用いて課税仕入れに係る消費税の額を算出するなどして推計した本則課税による消費税の額と簡易課税制度による納付消費税額との差額

3 検査の状況

(1) 吸収合併法人、新設合併法人及び吸収分割承継法人における簡易課税制度の適用についての分析

ア 新設分割承継法人における判定に用いる指標を用いた場合の簡易課税制度の適用

新設分割承継法人については、分割があった日の属する事業年度及びその翌事業年度においては基準期間がないものの、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超える場合には、簡易課税制度を選択して適用することはできないこととなっている。一方、吸収合併法人、新設合併法人又は吸収分割承継法人については、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等にかかわらず、吸収合併法人、新設合併法人又は吸収分割承継法人の基準期間における課税売上高が5000万円以下である場合に、簡易課税制度を選択して適用できることとなっている。

したがって、例えば、簡易課税制度を適用できる規模の小さな法人が、吸収合併、新設合併又は吸収分割により、簡易課税制度を適用できない規模の大きな法人から事業の全部又は一部を承継して課税売上げが多額となったとしても、その多額の課税売上げを有する期間が基準期間となるまでの間は、簡易課税制度を選択して適用できることになる。

簡易課税制度を選択して適用した場合、「消費税簡易課税制度選択届出書」の効力が生ずる課税期間の初日から少なくとも2年を経過する日の属する課税期間までは簡易課税制度を適用することとなっている。そこで、延べ4,796法人のうち、元年度から4年度までの間に合併又は分割を行っていた吸収合併法人延べ95法人及び吸収分割承継法人延べ77法人、計延べ172法人^(注7)について、基準期間における課税売上高以外の指標である被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等の状況をみたところ、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超えているものが、吸収合併法人延べ68法人（延べ95法人の71.5%）、吸収分割承継法人延べ73法人（延べ77法人の94.8%）、計延べ141法人（延べ172法人の81.9%）となっていた。これらの法人については、仮に、新設分割承継法人と同様に、基準期間における課税売上高以外の指標により簡易課税制度の適用の可否の判定を行うこととした場合、簡易課税制度を選択して適用することができないことになる。

(注7) 延べ4,796法人のうち、令和元年度から4年度までの間に合併又は分割を行っていた法人の中には、新設合併法人は含まれていなかった。

そして、延べ141法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ116法人^(注8)について、簡易課税制度を適用している2年度から5年度までの各課税期間における課税標準額^(注9)及び推計消費税差額の状況をみると、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人は延べ105法人、その推計消費税差額は計22億9214万余円となっており、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法人も延べ3法人あった。また、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が高額となっていた法人は延べ11法人、その推計消費税差額は計2685万余円となっていた（図表7参照）。

(注8) 製造原価の内訳が法人税申告データ等に添付されているなどしており、推計消費税差額を算出できるものである。

(注9) 課税標準額 税額計算の基礎となるべき金額で、これに税率を乗じて課税売上げに係る消費税の額を算出する。

図表7 本則課税に比べて納付消費税額が低額又は高額となっていた延べ116法人の令和2年度から5年度までの各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況

(本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人)

(単位：法人、千円)

年度	区分	吸収合併法人又は吸収分割承継法人の課税期間における課税標準額				
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超	計
令和2	法人数	(5)	(3)	(5)	(一)	(13)
	推計消費税差額計	28,486	7,340	116,154	—	151,981
	推計消費税差額の 平均額	5,697	2,446	23,230	—	11,690
3	法人数	35	5	11	1	52
	推計消費税差額計	136,418	73,748	381,683	109,586	701,436
	推計消費税差額の 平均額	3,897	14,749	34,698	109,586	13,489
4	法人数	35	9	6	3	53
	推計消費税差額計	135,723	127,617	168,721	709,863	1,141,925
	推計消費税差額の 平均額	3,877	14,179	28,120	236,621	21,545
5	法人数	(7)	(7)	(2)	(1)	(17)
	推計消費税差額計	23,740	71,065	111,091	90,904	296,802
	推計消費税差額の 平均額	3,391	10,152	55,545	90,904	17,458
計	法人数	70 (12)	14 (10)	17 (7)	4 (1)	105 (30)
	推計消費税差額計	324,369	279,771	777,651	910,354	2,292,146
	推計消費税差額の 平均額	3,955	11,657	32,402	182,070	16,978

(本則課税に比べて納付消費税額が高額となっていた法人)

(単位：法人、千円)

年度	区分	吸収合併法人又は吸収分割承継法人の課税期間における課税標準額				
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超	計
令和2	法人数	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
	推計消費税差額計	—	—	—	—	—
	推計消費税差額の 平均額	—	—	—	—	—
3	法人数	3	—	—	—	3
	推計消費税差額計	1,180	—	—	—	1,180
	推計消費税差額の 平均額	393	—	—	—	393
4	法人数	8	—	—	—	8
	推計消費税差額計	11,551	—	—	—	11,551
	推計消費税差額の 平均額	1,443	—	—	—	1,443
5	法人数	(一)	(一)	(2)	(一)	(2)
	推計消費税差額計	—	—	14,122	—	14,122
	推計消費税差額の 平均額	—	—	7,061	—	7,061
計	法人数	11 (一)	— (一)	— (2)	— (一)	11 (2)
	推計消費税差額計	12,731	—	14,122	—	26,854
	推計消費税差額の 平均額	1,157	—	7,061	—	2,065

(注) 令和2、5両年度の法人数については、延べ116法人の内数であることから、括弧書きで記載している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

A法人は、令和3年12月に100%子会社としてB法人を設立し、4年4月に事業の一部を吸収分割により分割した分割法人である。

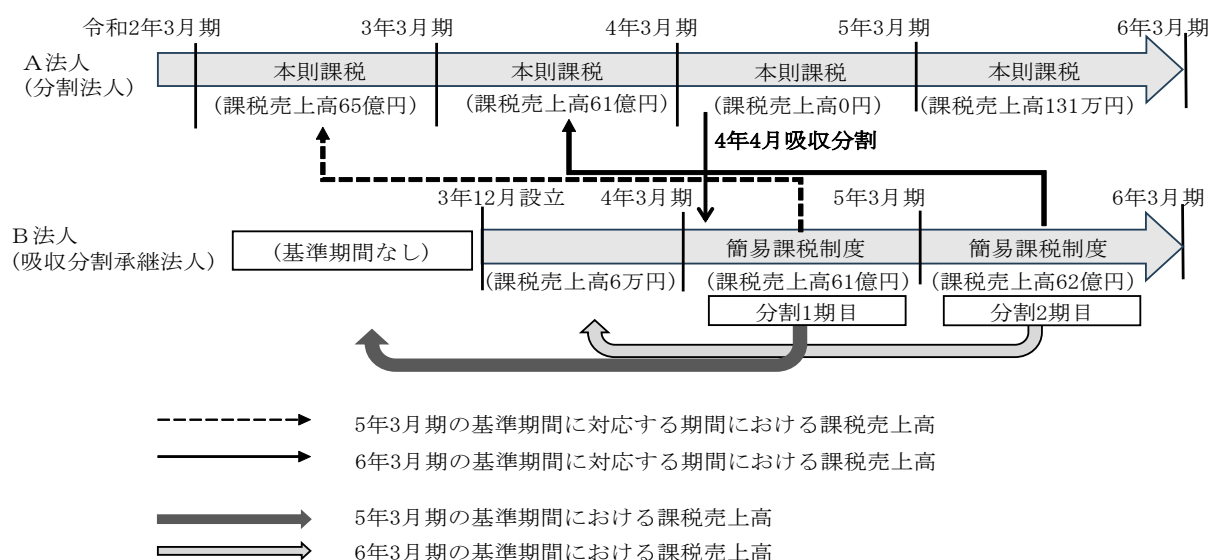
吸収分割により事業を承継した吸収分割承継法人であるB法人の吸収分割後最初の課税期間（以下「分割1期目」という。）である4年4月から5年3月までの課税期間分及びその翌課税期間（以下「分割2期目」という。）である5年4月から6年3月までの課税期間分の課税売上高は、それぞれ61億余円、62億余円（課税標準額と同額）となっている。

そして、B法人は分割1期目には基準期間がなく、また分割2期目における基準期間は4年3月期で、その課税売上高は6万円であり、B法人は分割1期目及び分割2期目の両課税期間において、簡易課税制度を選択し適用して申告を行っている。

一方、仮にA法人が4年4月に事業の一部を分割してB法人を設立していた場合、B法人は新設分割承継法人となり、B法人の分割1期目及び分割2期目については、分割法人であるA法人の基準期間に対応する期間である2年4月から3年3月までの課税期間分及び3年4月から4年3月までの課税期間分の各課税売上高

(65億余円、61億余円)を考慮して簡易課税制度の適用を判定することになっている(図参照)。このため、B法人は分割1期目及び分割2期目において簡易課税制度を選択して適用することはできないことになり、その推計消費税差額は、分割1期目が9520万余円、分割2期目が9090万余円、計1億8610万余円となっていた。

(図) A法人とB法人の吸収分割の概念図



このように、簡易課税制度を適用している法人で、かつ、多額の課税売上げを有する吸収合併法人及び吸収分割承継法人についてみると、被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超えているものが大半を占めていた。

しかし、これらの吸収合併法人及び吸収分割承継法人は、現行制度においては、基準期間における課税売上高により適用の可否を判定することとなっていることから簡易課税制度を適用することが可能となっている。そして、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が高額となっていると思料された法人も一部にはみられたものの、多くの法人においては、簡易課税制度を選択して適用したことにより納付消費税額が低額となっていると思料された。

イ 吸収分割承継法人における法人設立の日の翌日から事業を承継した日までの期間の状況

新設分割とは、事業を分割により設立する法人に承継させることをいい、吸収分割とは、事業を分割した後に他の法人に承継させることをいうとされている。すなわち、設立の日よりも後に事業を承継した法人は、吸収分割承継法人に該当することになり、吸収分割承継法人の基準期間における課税売上高で簡易課税制度の適用の可否を判定することから、基準期間における課税売上高以外の指標である分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高を考慮する必要はない。

そこで、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超えている吸収分割承継法人延べ73法人の純計である61法人について、その法人設立の日の翌日から事業を承継した日までの期間の状況についてみたところ、法人設立の日の翌日から半年以内に事業を承継していたことが把握できた吸収分割承継法人は29法人(61法人の47.5%)となっており、中には、設立の日の翌日から41日で事業を承継している法人も見受けられた(図表8参照)。これらの法人は、分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等が5000万円を超えているものの、法人設立の日と事業を承継した日が異なっていて、新設分割承継法人に該当しな

いことから、現行制度においては、簡易課税制度を適用することが可能となっている。

(注10) 61法人 令和3、4両年度に簡易課税制度を適用していて、かつ、課税売上げが1億円を超えている吸収分割承継法人が12法人あり、これらの重複分を延べ73法人から除いたもの

図表8 吸収分割承継法人61法人に係る法人設立の日の翌日から事業を承継した日までの期間の状況
(単位：法人、%)

期間	法人数	割合
半年以内	29	47.5
半年超1年以内	5	8.1
1年超2年以内	4	6.5
2年超5年以内	2	3.2
5年超	21	34.4
計	61	100.0

(2) 簡易課税制度において用いる指標以外の指標を用いた場合の簡易課税制度の適用についての分析

簡易課税制度の適用については、原則として、基準期間における課税売上高により適用の可否の判定を行うこととなっているが、新設分割承継法人の場合には、基準期間における課税売上高以外の指標である分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等を適用の可否の判定に用いることとなっている。

そして、基準期間における課税売上高以外の指標^(注11)には、簡易課税制度において用いる上記指標のほかに、消費税の納税義務の判定における次の指標がある。

(注11) 消費税の納税義務については、原則として、基準期間における課税売上高が1000万円以下である事業者は、課税期間に係る消費税の納税義務が免除されることとなっている。

① 判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高

設立から課税期間開始の日までの期間が2年に満たないことにより基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日において特定要件に該当している法人については、その法人を支配している他の者等^(注12)（以下「判定対象者」という。）の基準期間に相当する期間における課税売上高で判定する。

(注12) 基準期間に相当する期間 基準期間がない事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までに終了した判定対象者の事業年度等をいう。

② 特定期間^(注13)における課税売上高等

特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額で判定する。

(注13) 特定期間 個人事業者についてはその年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人についてはその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間等をいう。

そこで、3年度又は4年度に簡易課税制度を適用していて、かつ、課税売上げが1億円を超えている延べ4,796法人について、仮に①及び②の指標を用いた場合における簡易課税制度の適用について分析したところ、次のとおりとなっていた。

ア 基準期間がない法人について、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高を用いた場合の簡易課税制度の適用

延べ4,796法人のうち、基準期間がない延べ243法人について、①の指標である判定対象者の基準期間に相当する期間（平成30年度から令和2年度まで）における課税売上高の状況をみると、図表9のとおり、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高があることを把握できた法人は延べ75法人となっており、中には、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高が1000億円を超えている法人も延べ7法人見受けられた。

図表9 基準期間がない法人における判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高の状況
(単位：法人)

区分		判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高						
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超 50億円以下	50億円超 100億円以下	100億円超		計
						うち 1000億円超		
基準期間 がない法 人の数	令和3年度（注）	6	2	15	—	3	3	26
	4年度（注）	18	2	12	3	14	4	49
	計	24	4	27	3	17	7	75

（注） 基準期間がない法人が簡易課税制度を適用している年度

そして、延べ75法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ62法人の3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況をみると、図表10のとおり、延べ62法人の全てにおいて、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっており、その推計消費税差額は計5億8456万余円となっていた。そして、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法人が延べ1法人あった。

図表10 本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた延べ62法人の令和3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況
(単位：法人、千円)

年度	区分	基準期間がなく、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高がある法人の課税期間における課税標準額			
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超	計
令和3	法人数	17	3	3	23
	推計消費税差額計	53,880	46,379	129,012	229,271
	推計消費税差額の 平均額	3,169	15,459	43,004	9,968
4	法人数	30	6	3	39
	推計消費税差額計	129,561	81,624	144,103	355,289
	推計消費税差額の 平均額	4,318	13,604	48,034	9,109
計	法人数	47	9	6	62
	推計消費税差額計	183,441	128,003	273,116	584,561
	推計消費税差額の 平均額	3,903	14,222	45,519	9,428

また、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた延べ62法人のうち、特に、判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人が延べ53法人（延べ62法人の85.4%）と大半を占めており、その推計消費税差額は計4億9035万余円（延べ62法人の推計消費税差額の83.8%）となっていた。

イ 特定期間における課税売上高等を用いた場合の簡易課税制度の適用

延べ4,796法人について、簡易課税制度においては、適用の可否の判定に用いられている基準期間における課税売上高が5000万円であることから、②の指標である特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額について、いずれも5000万円を超えている法人の状況をみると、特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額が^(注14)いずれも5000万円を超えていることが把握できた法人は延べ48法人となっていた。

そして、延べ48法人のうち、推計消費税差額を算出可能な延べ31法人における3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況をみると、図表11のとおり、延べ31法人の全てにおいて、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費

税額が低額となっており、その推計消費税差額は計3億1143万余円となっていた。

(注14) 延べ48法人 特定期間における課税売上高が5000万円を超えているかどうかについては、消費税申告データで前事業年度分の課税売上高を把握し、また、法人税申告データで前事業年度分の売上高を把握して、その割合（課税売上高／売上高）を国税庁から提出された資料に記載されている月ごとの売上高に乗じて、特定期間における課税売上高を算出して判定している。

図表11 本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた延べ31法人の令和3、4両年度の各課税期間における課税標準額及び推計消費税差額の状況
(単位：法人、千円)

年度	区分	特定期間における課税売上高又は給与等の金額の合計額がいずれも5000万円を超えている法人の課税期間における課税標準額			
		5億円以下	5億円超 10億円以下	10億円超	計
令和3	法人数	7	2	2	11
	推計消費税差額計	38,247	24,798	21,316	84,363
	推計消費税差額の平均額	5,463	12,399	10,658	7,669
4	法人数	13	6	1	20
	推計消費税差額計	85,877	86,974	54,222	227,074
	推計消費税差額の平均額	6,605	14,495	54,222	11,353
計	法人数	20	8	3	31
	推計消費税差額計	124,125	111,772	75,538	311,437
	推計消費税差額の平均額	6,206	13,971	25,179	10,046

なお、(1)及び(2)について、重複分を除くと、簡易課税制度を選択して適用することにより、本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料される法人の数は延べ185法人となり、その推計消費税差額は計29億0078万余円となる。

4 本院の所見

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担に配慮して設けられており、原則として、基準期間における課税売上高が5000万円以下である課税期間について適用できることとなっている。簡易課税制度で用いるみなし仕入率については、個々の事業者においては、みなし仕入率と課税仕入率とは基本的に一致するものではなく、両者が一致しない場合には消費税差額が生じ得ることとなり、課税売上げや消費税率が大きくなるほど、また、みなし仕入率が課税仕入率を上回るなどするほど、消費税差額が増加することになっている。

24年報告の後、みなし仕入率の見直しは行われているが、簡易課税制度の適用の可否の判定は、引き続き、原則として基準期間における課税売上高により行うこととなっていることから、課税期間における課税売上げが多額であっても簡易課税制度を適用することができる事業者が存在し、これらの事業者の中には、消費税差額が多額となっている事業者も存在すると思料される。

一方で、新設分割承継法人における簡易課税制度の適用の可否の判定においては、基準期間における課税売上高以外の指標が用いられており、消費税の納税義務の判定においても同様の指標が用いられている。

そこで、本院は、消費税に関する国民の関心が高い中で、簡易課税制度を適用している法人のうち課税期間における課税売上げが多額となっている法人について、有効性等の観点から、簡易課税制度の適用の可否の判定方法が有効かつ公平に機能しているか、基準期間における課税売上高以外の指標を用いた場合の簡易課税制度の適用はどのようなになるかなどに着眼して検査したところ、次のような状況となっていた。

吸収合併法人及び吸収分割承継法人について、基準期間における課税売上高以外の指標である被合併法人又は分割法人の基準期間に対応する期間における課税売上高等の状況をみたところ、その金額が5000万円を超えているものが大半を占めていた。そして、これらの法人の多くにおいては、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると

思料され、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法人があった。また、吸収分割承継法人において、その法人設立の日の翌日から半年以内に事業を承継している法人が見受けられ、中には設立の日の翌日から41日で事業を承継しているものも見受けられた。

基準期間がない法人について、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高の状況をみたところ、課税売上高があることを把握できた法人があり、中には、その金額が1000億円を超えている法人が見受けられた。そして、判定対象者の基準期間に相当する期間における課税売上高があることを把握できた法人のうち、推計消費税差額を算出可能な法人の推計消費税差額の状況をみると、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料され、中には、推計消費税差額が1億円を超えている法人があった。また、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていた法人のうち、判定対象者が1者で発行済株式等の100%を保有することにより支配されている法人が大半を占めていた。

特定期間における課税売上高等の状況をみたところ、特定期間における課税売上高等が5000万円を超えている法人が見受けられ、これらの法人のうち推計消費税差額を算出可能な法人の全てにおいて、簡易課税制度を選択して適用したことにより本則課税に比べて納付消費税額が低額となっていると思料された。

については、本院の検査によって明らかになった状況を踏まえて、今後、財務省において、多額の課税売上げを有する法人における消費税の簡易課税制度の適用について、簡易課税制度が中小事業者の事務負担に配慮して設けられている趣旨等も含めて、様々な視点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要である。

本院としては、今後とも消費税の簡易課税制度の適用について、引き続き注視していくこととする。

独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について

1 検査の背景

(1) 独立行政法人制度

ア 独立行政法人の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるために設立される法人である。

独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）において定められており、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）等において定められている。

イ 財務報告

通則法によれば、独立行政法人は、その業務の内容を公表することなどを通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならないこととされており、業務の透明性の確保が求められている。

また、通則法によれば、独立行政法人の会計は、原則として、企業会計原則によることとされており、独立行政法人を所管する府省の省令等において、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。）を適用することとなっている。会計基準によれば、独立行政法人の会計は、独立行政法人の財政状態及び運営状況に関して、国民その他の利害関係者に対し真実な報告を提供するものでなければならないとされており、また、財務諸表によって、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示し、独立行政法人の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならないこととされている。

会計基準は、独立行政法人が財務報告として財務諸表を作成するに当たって準拠すべき基準として策定されたものであり、独立行政法人は他に合理的な理由がない限り、会計基準に定めるところに従わなければならないこととなっている。

ウ 不要財産の国庫納付

通則法によれば、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされている。そして、独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出に係るものについては、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付することとされている。

エ 中期目標期間又は中長期目標期間の終了に伴う積立金の国庫納付

通則法によれば、独立行政法人は、その利益の処分及び損失の処理について、毎事業年度（以下、事業年度を「年度」という。）、損益計算において利益が生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないことなどとされている。そして、中期目標期間又は中長期目標期間の終了時に最終年度における積立金の整理を行った後に、当該積立金の額から次の中期目標期間又は中長期目標期間の業務の財源に充てるために主務大臣の承認を受けた額を控除してなお残余があるときは、個別法の規定に基づき、その残余の額を国庫に納付しなければならないこととなっている。

(2) 独立行政法人の関係会社

ア 関係会社の定義

独立行政法人は、業務の一環として、個別法に基づき他の法人に出資し、また、他の法人と契約を締結して業務の委託等を行い、資金を支出する場合がある。

会計基準によれば、独立行政法人は、出資等の関係を通じて財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配しているなどの会社や、財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができるなどの会社について、当該会社に係る情報を特定関連会社及び関連会社（以下、これらを合わせて「関係会社」という。）に係る情報として財務諸表において明らかにしなければならないこととされている。

会計基準における関係会社の種別ごとの定義は、おおむね図表1のとおりとなっている。

図表1 関係会社の種別ごとの定義

種別	定義	例
特定 関連会社	意思決定機関を独立行政法人に支配されており、かつ、当該独立行政法人と業務一体性を有する会社	独立行政法人が会社の議決権の過半数を所有している場合であって、かつ、当該会社が独立行政法人との業務委託契約等に基づき当該独立行政法人の個別法に規定されている業務を実施している場合
関連会社	①意思決定機関を独立行政法人に支配されている会社であって、当該独立行政法人と業務一体性を有しない会社 ②独立行政法人及び当該独立行政法人に意思決定機関を支配されている会社が、それぞれ単独で又は共同で、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社 注(1)	独立行政法人が単独で又は独立行政法人及び当該独立行政法人の特定関連会社が共同で、特定関連会社以外の会社の議決権の100分の20以上を実質的に所有している場合 注(2)

注(1) ①又は②のいずれかに該当する会社が関連会社である。

注(2) 「定義」欄の②に該当する会社の例である。

イ 関係会社に対する出資

独立行政法人が関係会社に対して出資する目的は、おおむね、①関係会社が行う事業に必要な資金を供給するため、又は②自らの業務の一部を関係会社に代行させるのに必要な資金を供給するための二つに分けられる。このうち①の例として、中心市街地の活性化や石油の探鉱等の特定の事業を遂行するために設立された会社に対する出資や、研究開発法人^(注1)に指定された独立行政法人による研究開発法人発ベンチャー等^(注2)に対する出資がある。また、②の例として、独立行政法人が所有する建物の管理運営に係る業務を行っている会社に対する出資がある。

会社法（平成17年法律第86号）によれば、株主は、剰余金の配当を受ける権利等を有するとされており、独立行政法人は、関係会社が利益を上げた場合に、出資者（株主）として出資割合に応じて配当を受けている。また、出資目的が果たされたと認められた場合は、関係会社に対して株式の取得を要請するなどして、自らが出資した出資金を回収している。

多くの独立行政法人は、国の一般会計や特別会計からの出資金を主な財源として、関係会社に対する出資を行っている。また、財政投融资特別会計（投資勘定）からの出資金については、産業投資^(注3)の性質上、政策的必要性に加えて、一定の収益性も期待されている。

(注1) 研究開発法人 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づき、科学技術に関する研究開発等の業務を行う独立行政法人のうち、実用化等を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして指定を受けた法人

(注2) 研究開発法人発ベンチャー等 研究開発法人の研究開発の成果を活用する事業者等。研究開発法人は、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るために、個別法の定めるところにより、研究開発法人発ベンチャー等に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができるとされている。

(注3) 産業投資 産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う出資及び貸付け。政策的必要性が高く、リターンが期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に資金を供給する機関に対して、出資及び貸付けが行われる。

ウ 関係会社株式の評価

会計基準によれば、独立行政法人は、有価証券について、各独立行政法人が有価証券を保有する目的による区分ごとの評価額をもって貸借対照表価額とすることとされている。

そして、関係会社の株式（以下「関係会社株式」という。）については、元年度決算までは、関係会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した額（以下「出資先持分額」という。）が取得原価を下回る場合には出資先持分額、上回る場合には取得原価をもって貸借対照表価額とすることとされていた。

一方、令和2年3月の会計基準の改訂により、関係会社株式の評価方法が一部変更され、2年度決算からは、出資先持分額が取得原価を上回る場合と下回る場合のいずれの場合においても、出資先持分額をもって貸借対照表価額とすることとされた。

(3) これまでの検査の実施状況

本院は、独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について、これまでも検査を実施してその結果を検査報告に掲載するなどしており、その主なものは図表2のとおりである。

図表2 独立行政法人の関係会社に係る財務等の状況について本院が検査した結果を掲載するなどしたもの

報告名	掲載 区分等	件名	所見等
会計検査 院法第30 条の2の規 定に基づ く報告(平 成26年9 月)	国会及び 内閣に対 する報告	「独立行政法人における関連法人の状況について」	独立行政法人からの出資金により実施される関係会社の事業が順調に実施され、利益剰余金が発生していて、独立行政法人が関係会社株式を全部又は一部処分したとしても同事業を継続していくことが可能となっているなどの場合、出資目的の達成状況を踏まえて、関係会社株式を処分することなどにより出資金の回収を図ることを十分に検討して適切な措置を執ることなどに十分留意すること
平成25年 度決算検 査報告	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	「保有している株式について、出資金を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めて、出資金の回収について検討を行い、適切な処置を講ずるよう改善させたもの」	本院の指摘に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構は、平成26年8月に出資金の全部又は一部を回収するかどうかを判断するための具体的な判断基準を定めた規程を制定するなどして、出資金の回収が適切に行われるようにするなどの処置を講じた。
会計検査 院法第30 条の2の規 定に基づ く報告(平 成30年7 月)	国会及び 内閣に対 する報告	「石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について」	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（令和4年11月14日以降は独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構）は、探鉱段階の関係会社株式の評価方法について、現在の評価方法に改善を加えるなどしてより適切なものとする 것을検討することなどに留意すること
平成30年 度決算検 査報告	本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項	「団地管理業務等を実施する子会社が保有している金融資産について、経営を継続していくために必要な金融資産の規模を検討させ、余裕資金に相当する額を納付させるよう改善させたもの」	本院の指摘に基づき、独立行政法人都市再生機構は、元年8月に、特定関連会社である株式会社URコミュニティに対して必要資金の規模を検討させ、余裕資金に相当する19億5021万余円を同機構に対して納付させることとする処置を講じた。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

独立行政法人は、個別法に基づき、自らの事務及び事業の実施に必要があるとして、関係会社に対する出資を行っている。

一方、近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫納付等の検討が求められている。このため、関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえて、独立行政法人は、出資者として配当を受けることや出資金の回収についての適時適切な検討を行う必要がある。

また、独立行政法人は、会計基準に基づき、国民その他の利害関係者に対し必要な会計情報を明瞭に表示することが求められている。

そこで、本院は、正確性、合規性、効率性、有効性及び国民への説明責任の向上等の観点から、^(注4) 関係会社に対する出資の状況及び関係会社の財務等の状況はどのようになっているか、独立行政法人は出資者として関係会社から適切な配当を受けているか、出資目的が達成されているなどの場合に、出資金の回収は適時適切に行われているか、関係会社の財務等の情報は適切に開示されているかなどに着眼して検査を実施した。

(注4) 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

(2) 検査の対象及び方法

元年度末から5年度末までの間に^(注5) 関係会社を有していた15独立行政法人を対象として、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき各独立行政法人から提出された財務諸表等のほか、関係会社に対する出資等の状況についての調書等の提出を求め、これらを在庁して分析するとともに、当該15独立行政法人のうち5年度末における^(注6) 関係会社に対する出資金の額が多額であるなどの10独立行政法人において会計実地検査を行った。

(注5) 15独立行政法人 国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農畜産業振興機構、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構

(注6) 10独立行政法人 独立行政法人国際協力機構、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人理化学研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構

（以下、各法人の名称中、「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は記載を省略する。）

3 検査の状況

(1) 関係会社に対する出資の状況

ア 関係会社の数

5年度末における^(注7) 関係会社の数は、14独立行政法人の計145社（特定関連会社6社及び関連会社139社）となっていた。また、元年度末から5年度末までの間の推移は、図表3のとおりとなっており、関係会社を有する独立行政法人の数が元年度末の10独立行政法人から5年度末の14独立行政法人と4独立行政法人増加していた一方、関係会社の数は元年度末の155社から5年度末の145社と10社減少していた。

これらの主な要因は、新規の出資により関係会社となる研究開発法人発ベンチャー等を有することになった独立行政法人が4独立行政法人あったこと、経営不振等により清算を行った関係会社が21社あったことであった。

(注7) 独立行政法人及び当該独立行政法人に意思決定機関を支配されている会社が、それぞれ単独で又は共同で、出資等の関係を通じて、特定関連会社以外の会社の財務及び営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該会社（孫出資会社）のうち、独立行政法人が当該会社に対して配当の要請や出資金の回収を行うことが想定されないものは除いている。

図表3 関係会社の数

(単位：社、法人)

種別	(参考) 平成 24年度末	令和 元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	元年度末と5 年度末とを比 較した場合の 増減
関係会社	192	155	152	148	145	145	△ 10
特定関連会社	22	10	6	6	6	6	△ 4
関連会社	170	145	146	142	139	139	△ 6
関係会社を有する独立行政法人	9	10	10	13	13	14	4
特定関連会社を有する独立行政法人	6	6	4	4	4	4	△ 2
関連会社を有する独立行政法人	7	8	9	12	12	13	5

注(1) 「(参考)平成24年度末」欄には、「独立行政法人における関連法人の状況について」(平成26年9月報告)に記載した平成24年度末に関係会社を有する独立行政法人に係る関係会社の数を記載している。

注(2) 「関係会社を有する独立行政法人」欄は、1独立行政法人が複数の種別の関係会社を有する場合であっても1独立行政法人として集計しているため、関係会社の種別ごとの独立行政法人の数の合計とは一致しない。

イ 出資金の額

5年度末における14独立行政法人の関係会社145社に対する出資金^(注8)の額は、計9493億余円となっていた。また、元年度から5年度までの各年度末の出資金の額は、図表4のとおりとなっており、出資金の額の合計は、元年度末の7320億余円から2173億余円増加した。さらに、独立行政法人ごとにみると、出資金の額が増加したのは8独立行政法人となっており、特に、エネルギー・金属鉱物資源機構については、関係会社のうち2社に対してそれぞれ1000億円前後の増資を行ったことなどから、2182億余円の増加となっていた。

(注8) 出資金の額 独立行政法人による関係会社に対する出資の累計額から、既に回収を行った額及び減損等により評価減を行った額を控除したもの

図表4 出資金の額

(単位：社、百万円)

主務省名	独立行政法人名	令和元年度末		2年度末		3年度末		4年度末		5年度末		元年度末 と5年度末 とを比較 した場合 の増減額
		関係 会社 の数	出資金 の額	関係 会社 の数	出資金 の額	関係 会社 の数	出資金 の額	関係 会社 の数	出資金 の額	関係 会社 の数	出資金 の額	
総務省	情報通信研究機構	2	380	2	380	2	380	2	380	2	380	-
外務省	国際協力機構	7	50,555	7	51,469	7	51,883	7	51,883	7	51,883	1,327
文部科学省	物質・材料研究機構	-	-	-	-	1	3	1	33	1	33	33
	防災科学技術研究所	-	-	-	-	1	16	1	16	1	16	16
	科学技術振興機構	1	90	1	90	1	90	1	90	1	90	-
	理化学研究所	1	90	2	90	2	90	2	90	2	90	0
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	1	268	1	268	1	268	1	268	-	-	△268
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	5
	農畜産業振興機構	15	5,450	15	5,450	15	5,450	15	5,450	15	5,450	-
経済産業省	産業技術総合研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	200	200
	情報処理推進機構	9	3,600	9	3,600	8	3,200	8	3,200	8	3,200	△400
	エネルギー・金属鉱物資源機構	45	618,709	43	714,537	39	684,175	39	774,170	40	836,918	218,208
	中小企業基盤整備機構	70	43,104	68	42,879	66	42,218	63	41,594	61	41,118	△1,985
国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	1	167	1	167	1	167	167
	都市再生機構	4	9,790	4	9,790	4	9,790	4	9,790	4	9,790	-
計	15法人	155	732,040	152	828,557	148	797,735	145	887,137	145	949,344	217,304

(2) 関係会社の財務等の状況

ア 損益の状況

(注9)

5年度における関係会社143社の損益の状況をみると、10独立行政法人の85社において当期純利益を計上していた一方、9独立行政法人の58社において当期純損失を計上していた。また、元年度から5年度までの各年度の損益の状況は、図表5のとおりとなっており、各年度とも、当期純利益を計上していた関係会社の数が当期純損失を計上していた関係会社の数よりも多くなっていた。

(注9) 令和5年度末における関係会社145社のうち2社については、海外に所在しており我が国の会計に関する基準に沿った財務諸表が作成されておらず、他の関係会社と比較可能な形で財務の状況を示すことが困難であることなどから、対象から除外した。

図表5 損益の状況

(単位：社)

独立行政法人名	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	当期純利益 を計上して いた関係会 社の数	当期純損失 を計上して いた関係会 社の数	当期純利益 を計上して いた関係会 社の数	当期純損失 を計上して いた関係会 社の数	当期純利益 を計上して いた関係会 社の数	当期純損失 を計上して いた関係会 社の数	当期純利益 を計上して いた関係会 社の数	当期純損失 を計上して いた関係会 社の数	当期純利益 を計上して いた関係会 社の数	当期純損失 を計上して いた関係会 社の数
情報通信研究機構	2	－	1	1	1	1	2	－	2	－
国際協力機構	3	3	3	3	4	2	4	2	1	5
物質・材料研究機構	－	－	－	－	1	－	－	1	－	1
防災科学技術研究所	－	－	－	－	－	1	1	－	－	1
科学技術振興機構	－	1	－	1	1	－	1	－	1	－
理化学研究所	1	－	2	－	2	－	2	－	1	1
医薬基盤・健康・栄 養研究所	1	－	1	－	1	－	1	－	－	－
農業・食品産業 技術総合研究機構	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
農畜産業振興機構	9	6	13	2	13	2	10	5	11	4
産業技術総合研究所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
情報処理推進機構	9	－	9	－	8	－	8	－	8	－
エネルギー・金属鉱 物資源機構	18	26	15	27	16	22	14	24	15	24
中小企業基盤整備機 構	53	17	47	21	45	21	38	25	41	20
鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	－	－	－	－	－	1	1	－	1	－
都市再生機構	4	－	4	－	4	－	4	－	4	－
計（15法人）	100	53	95	55	96	50	86	57	85	58

イ 利益剰余金及び繰越欠損金の状況

5年度末における関係会社の利益剰余金及び繰越欠損金の状況をみると、9独立行政法人の81社において計6119億余円の利益剰余金を計上していた一方、10独立行政法人の62社において計5622億余円の繰越欠損金を計上していた。

このうち、利益剰余金の状況を独立行政法人ごとにみると、図表6のとおりとなっており、①エネルギー・金属鉱物資源機構（18社、計3963億余円）、②国際協力機構（3社、計1256億余円）、③都市再生機構（4社、計694億余円）の順に、関係会社の利益剰余金の額が多額となっていた。

これらの独立行政法人において関係会社の利益剰余金が多額となっていた要因を確認したところ、①エネルギー・金属鉱物資源機構については、石油の開発・生産等を実施している関係会社13社が、開発・生産段階の安定的な石油の生産等により継続的に利益を上げており、計3663億余円の利益剰余金を計上したこと、②国際協力機構については、石油化学製品の製造・販売やメタノールの製造を実施している関係会社2社が、出資した海外の合弁会社から近年多額の配当を受けるなどしており、計1250億余円の利益剰余金を計上したこと、③都市再生機構については、同機構が保有する賃貸住宅の管理業務の受託事業や同機構が実施した都市再開発事業により整備された施設等の賃貸事業を実施している関係会社2社において継続的に利益を上げており、計672億余円の利益剰余金を計上したことなどとなっていた。

また、元年度から5年度までの各年度末における利益剰余金の状況をみると、合計額が増加傾向となっていた。

図表6 利益剰余金の状況

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	令和元年度末		2年度末		3年度末		4年度末		5年度末	
	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計	利益剰余金を計上していた関係会社の数	利益剰余金の額の計
情報通信研究機構	2	188	2	227	1	257	1	293	2	325
国際協力機構	3	130,063	3	122,592	4	147,788	4	129,665	3	125,613
物質・材料研究機構	-	-	-	-	1	0	-	-	-	-
防災科学技術研究所	-	-	-	-	-	-	1	0	-	-
理化学研究所	1	11	2	88	2	228	2	347	2	308
農畜産業振興機構	12	6,879	12	7,557	12	8,442	12	8,985	13	9,653
情報処理推進機構	5	1,171	6	1,280	6	1,436	6	1,632	6	1,774
エネルギー・金属鉱物資源機構	16	259,218	17	275,187	16	303,892	16	350,372	18	396,314
中小企業基盤整備機構	37	7,429	38	7,567	34	7,834	32	7,797	32	8,290
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	-	-	1	175	1	248
都市再生機構	4	48,921	4	52,133	4	56,524	4	65,422	4	69,434
計（11法人）	80	453,884	84	466,633	80	526,404	79	564,691	81	611,964

一方、繰越欠損金の状況を独立行政法人ごとにみると、図表7のとおりとなっており、5年度末において、エネルギー・金属鉱物資源機構の関係会社21社の繰越欠損金の額が計5493億余円と多額となっており、全体額5622億余円の97.7%を占めていた。

同機構において関係会社の繰越欠損金が多額となっていた要因を確認したところ、石油の探鉱等を実施している関係会社17社が、商業生産の段階に至っていないことにより収益が得られておらず、継続的に損失を計上していて、計4865億余円の繰越欠損金を計上していたことなどとなっていた。

図表7 繰越欠損金の状況

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	令和元年度末		2年度末		3年度末		4年度末		5年度末	
	繰越欠損金を計上していた関係会社の数	繰越欠損金の額の計（繰越欠損金の合計額に占める割合）	繰越欠損金を計上していた関係会社の数	繰越欠損金の額の計（繰越欠損金の合計額に占める割合）	繰越欠損金を計上していた関係会社の数	繰越欠損金の額の計（繰越欠損金の合計額に占める割合）	繰越欠損金を計上していた関係会社の数	繰越欠損金の額の計（繰越欠損金の合計額に占める割合）	繰越欠損金を計上していた関係会社の数	繰越欠損金の額の計（繰越欠損金の合計額に占める割合）
情報通信研究機構	-	-	-	-	1	2 (0.0%)	1	2 (0.0%)	-	-
国際協力機構	3	3,014 (0.5%)	3	3,494 (0.6%)	2	1,606 (0.3%)	2	2,624 (0.5%)	3	3,881 (0.6%)
物質・材料研究機構	-	-	-	-	-	-	1	17 (0.0%)	1	69 (0.0%)
防災科学技術研究所	-	-	-	-	1	0 (0.0%)	-	-	1	3 (0.0%)
科学技術振興機構	1	55 (0.0%)	1	78 (0.0%)	1	55 (0.0%)	1	16 (0.0%)	1	0 (0.0%)
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	487 (0.0%)	1	485 (0.0%)	1	483 (0.1%)	1	471 (0.0%)	-	-
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0 (0.0%)
農畜産業振興機構	3	491 (0.0%)	3	490 (0.0%)	3	535 (0.1%)	3	599 (0.1%)	2	595 (0.1%)
産業技術総合研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	1	152 (0.0%)
情報処理推進機構	4	970 (0.1%)	3	912 (0.1%)	2	851 (0.1%)	2	829 (0.1%)	2	824 (0.1%)
エネルギー・金属鉱物資源機構	28	587,272 (97.7%)	25	566,260 (97.6%)	22	463,570 (97.6%)	22	516,637 (97.6%)	21	549,390 (97.7%)
中小企業基盤整備機構	33	8,793 (1.4%)	30	8,277 (1.4%)	32	7,523 (1.5%)	31	7,743 (1.4%)	29	7,348 (1.3%)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	1	34 (0.0%)	-	-	-	-
計（13法人）	73	601,085 (100.0%)	66	579,998 (100.0%)	66	474,665 (100.0%)	64	528,942 (100.0%)	62	562,265 (100.0%)

また、5年度末に繰越欠損金を計上していた関係会社62社のうち、国際協力機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構の3独立行政法人に係る12社は、債務超過となっていた。

ウ 配当の実施状況

5年度決算に基づく関係会社の配当の実施状況は、5独立行政法人の20社に係る計133億余円となっており、5年度末に利益剰余金を計上していた関係会社81社の約4分の1で配当が実施されていた。また、元年度以降の各年度の決算に基づく配当の実施状況は、図表8のとおりとなっており、配当額については年度ごとに大きく増減していて、配当を実施した関係会社の数については元年度の13社から4、5両年度の20社に増加していた。

図表8 配当の実施状況

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度		計	
	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計	配当を実施した関係会社の数	配当額の計
情報通信研究機構	1	1	－	－	－	－	－	－	－	－	1	1
国際協力機構	2	4,188	3	13,847	2	8,889	2	4,207	1	1,022	3	32,154
物質・材料研究機構	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
防災科学技術研究所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
科学技術振興機構	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
理化学研究所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医薬基盤・健康・栄養研究所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農業・食品産業技術総合研究機構	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
農畜産業振興機構	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
産業技術総合研究所	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報処理推進機構	2	4	3	5	3	5	3	5	3	5	3	25
エネルギー・金属鉱物資源機構	4	2,180	5	3,357	5	3,787	7	9,804	8	11,444	9	30,574
中小企業基盤整備機構	1	2	3	6	5	15	4	8	4	8	5	42
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
都市再生機構	3	751	4	906	4	739	4	860	4	904	4	4,162
計（15法人）	13	7,128	18	18,122	19	13,437	20	14,886	20	13,384	25	66,960

注(1) 年度の表示は、配当算定の基となった決算の年度であり、配当実施はその翌年度となる。

注(2) 複数の年度に配当を実施した関係会社があるため、各年度の関係会社の数を合計しても計欄と一致しないものがある。

そして、情報通信研究機構、国際協力機構、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構及び都市再生機構の6独立行政法人が元年度から5年度までの決算に基づく配当を受けていた。また、これらの配当は、いずれの独立行政法人においても、関係会社に出資した事業を管理する勘定の収益とされており、積立金として整理されるなどしていた。

エ 独立行政法人による出資金の回収等の状況

独立行政法人による出資金の回収等の状況をみると、図表9のとおり、元年度から5年度までの間に、6独立行政法人が関係会社29社について出資金を回収するなどしていた。そして、29社のうち25社については、自己株式の取得等により6独立行政法人が計430億余円の出資金を回収しており、残りの4社については、1独立行政法人が回収を断念して出資金の全額を損失処理していた。

上記の29社について、出資金を回収するなどした時点での出資金の額に対する回収額の割合（以下「回収率」という。）をみると、全体で54.1%となっていた。このうち、エネルギー・金属鉱物資源機構については、14社全体の回収率は51.9%となっていたが、自己株式の取得により出資金を回収した1社については回収率が114.9%（出資金の額308億余円に対して回収額354億余円）と100%を上回っていた。また、清算された関係会社21社の中には、回収を断念した結果出資金が全く回収されなかったものや、回収率が30%を下回っていたものが見受けられた。

図表9 独立行政法人による出資金の回収等の状況（令和元年度～5年度）

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	独立行政法人が出資金を回収するなどしたもの										出資金を回収 するなどした 時点の出資金 の額 (B)	回収率 (A/B)
	①株式譲渡		②自己株式の取得		③清算 注(1)		④その他 注(2)		関係 会社 の 数 の 合 計	回収額の 合計 (A)		
	関係会社 の数	回収額 の計	関係会社 の数	回収額 の計	関係会社 の数	回収額 の計	関係会社 の数	回収額 の計				
情報通信研究機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際協力機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
物質・材料研究機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災科学技術研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
科学技術振興機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
理化学研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬基盤・健康・栄養研究所	-	-	-	-	1	71	-	-	1	71	268	26.6%
農業・食品産業技術総合研究機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農畜産業振興機構	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
産業技術総合研究所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報処理推進機構	-	-	-	-	1	334	-	-	1	334	400	83.7%
エネルギー・金属鉱物資源機構	-	-	1	35,463	12	1,395	1	2,059	14	38,918	74,915	51.9%
中小企業基盤整備機構	4	430	1	542	6	818	-	-	11	1,790	1,985	90.1%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	-	-	-	1	0	-	-	1	0	0	100.0%
都市再生機構	-	-	-	-	-	-	1	1,950	1	1,950	1,950	100.0%
計（15法人）	4	430	2	36,005	21	2,620	2	4,009	29	43,066	79,519	54.1%

注(1) 「③清算」欄の計21社のうち、エネルギー・金属鉱物資源機構の関係会社4社については、関係会社の清算に伴い、独立行政法人が当該関係会社からの出資金の回収を断念してその全額を損失処理していたものである。

注(2) 「④その他」欄の計2社については、独立行政法人から出資を受けた資本金を資本剰余金に振り替えた上で、当該資本剰余金を原資に独立行政法人に対して配当を実施しており、実質的に出資金の回収に当たるものと整理している。

出資金の回収に伴う国庫納付の状況をみると、図表10のとおり、元年度から5年度までの間に
出資金を回収した実績がある6独立行政法人のうち、医薬基盤・健康・栄養研究所は回収額0.7
億余円の全額を、中小企業基盤整備機構は回収額17億余円のうち11億余円を、それぞれ不要財
産として国庫納付していた。また、情報処理推進機構は、回収額3億余円の全額を8年度末まで
に国庫納付する予定としていた。

なお、これら以外の回収額について、各独立行政法人は、回収額を収益処理した勘定において繰越欠損金が計上されているなどのため、国庫納付の予定はないとしていた。

図表10 出資金の回収に係る国庫納付の状況（令和元年度～5年度）

(単位：社、百万円)

独立行政法人名	独立行政法人が出資金を回収した関係会社の数	回収額の計	うち国庫納付額
医薬基盤・健康・栄養研究所	1	71	71
情報処理推進機構	1	334	-
エネルギー・金属鉱物資源機構	10	38,918	-
中小企業基盤整備機構	11	1,790	1,101
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	0	-
都市再生機構	1	1,950	-
計（6法人）	25	43,066	1,173

(3) 独立行政法人における配当の要請や出資金の回収に係る検討状況

ア 配当の要請に係る検討状況

独立行政法人は、出資者としての立場に鑑み、また、関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえて、関係会社の性格や財務の状況に十分留意しつつ、財務の健全性が一定程度確保されていると判断されれば、関係会社に対して適切な配当を要請することが求められる。しかし、(2)ウのとおり、5年度末に利益剰余金を計上していた関係会社が81社あった一方で、このうち5年度決算に基づき配当を実施していたのは20社であった。

そこで、81社のうち^(注10)78社について、配当の要請に係る具体的な検討状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(注10) 令和5年度末に利益剰余金を計上していた関係会社81社のうち3社については、株主間の取決めに
より借入金の返済を行っている間は配当を実施しないこととしていたなどのため、残りの78社の状
況を確認した。

(ア) 関係会社の自主性に委ねており、配当を受けることや配当額について具体的な検討を行って
いなかったもの 3独立行政法人（農畜産業振興機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び
中小企業基盤整備機構）の計49社

(イ) 一定の検討は行っていたとしているが、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの
配当の要請に係る詳細な検討までは行っていなかったもの 7独立行政法人（情報通信研究機
構、国際協力機構、理化学研究所、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、鉄
道建設・運輸施設整備支援機構及び都市再生機構）の計18社

(ウ) 関係会社の財務の状況について分析を行うなどの配当の要請に係る詳細な検討を行った上
で、関係会社に対して望ましい配当額の提示を含む具体的な配当の要請を行っていたもの
2独立行政法人（国際協力機構及びエネルギー・金属鉱物資源機構）の計11社

このように、(ア)又は(イ)に該当する9独立行政法人の関係会社計67社について、9独立行政法
人は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの配当の要請に係る詳細な検討を行って
いなかった。

イ 出資金の回収に係る検討状況

独立行政法人が関係会社に対して出資する目的は、おおむね、①関係会社が行う事業に必要な資金を供給するため、又は②自らの業務の一部を関係会社に代行させるのに必要な資金を供給するための二つに分けられる。このうち②については、業務を代行させている間の出資金の回収は基本的に想定されない。一方、①については、出資後相当の期間が経過するなどして出資目的が達成されていて、かつ、当該関係会社の財務の健全性が一定程度確保されていると判断されれば、関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえて、出資金の回収についての検討を行うことが求められる。

これについて、各関係会社に対する出資目的が①と②のいずれに該当すると認識しているかなどを各独立行政法人に確認したところ、情報通信研究機構、農畜産業振興機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構の4独立行政法人は、関係会社のうち計76社について、出資目的が①に該当しており、出資目的やその達成状況を踏まえて出資金の回収を考えているとしていた。^(注11)そこで、76社のうち71社について、出資金の回収に係る具体的な検討状況を確認したところ、次のとおりとなっていた。

(注11) 出資目的が①に該当しており、出資目的やその達成状況を踏まえて出資金の回収を考えていると
していた関係会社76社のうち5社については、令和7年8月時点において、関係会社からの求めに応じて
関係会社株式の売却に向けた交渉が既に行われているなどのため、残りの71社の状況を確認した。

(ア) 出資金の回収に係る具体的な検討を行っていなかったもの 1独立行政法人（中小企業基盤
整備機構）の49社

(イ) 一定の検討は行っていたとしているが、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの
出資金の回収に係る詳細な検討までは行っていなかったもの 2独立行政法人（情報通信研究

機構及び中小企業基盤整備機構）の計3社

(ウ) 関係会社の財務の状況について分析を行うなどの出資金の回収に係る詳細な検討を行っていたもの 3独立行政法人（農畜産業振興機構、エネルギー・金属鉱物資源機構及び中小企業基盤整備機構）の計19社

このように、(ア)又は(イ)に該当する2独立行政法人の関係会社計52社について、2独立行政法人は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどの出資金の回収に係る詳細な検討を行っていない状況となっていた。

ウ 関係会社の財務の状況の分析

ア及びイのとおり、多くの独立行政法人では、配当の要請や出資金の回収に係る詳細な検討が行われているとは必ずしもいえない状況となっていた。そこで、配当の実施や出資金の回収の実現可能性を確認するために、本院において、関係会社の財務諸表等の提出を受けるなどして関係会社の財務の状況について分析を行った。分析に当たっては、関係会社の財務の健全性を判断するための指標として、①財務基盤の安全性の観点から自己資本比率（総資本に占める自己資本の割合）を、②資金繰りの安全性の観点から当座比率（換金性が高い当座資産と流動負債の割合）を、③損益計算の観点から3か年度分の累計の損益を、それぞれ用いることとした。

その結果、図表11のとおり、14独立行政法人の関係会社計143社のうち、5年度末における自己資本比率が50%以上の関係会社は110社となっており、110社のうち、5年度末における当座比率が100%以上の関係会社は93社となっていた。さらに、93社のうち、3年度から5年度までの3か年度分の累計の損益が黒字である関係会社は66社となっていた。これら66社については、将来的な資金需要等を勘案する必要はあるが、5年度末において財務の健全性が一定程度確保されていると思料された。

(注12) 自己資本比率が50%以上 財務省の「法人企業統計調査（令和5年度）」における自己資本比率の全産業平均41.8%を一定程度上回っていれば、財務基盤の安全性の観点からは財務の健全性が一定程度確保されていると整理した。

(注13) 当座比率が100%以上 財務省の「法人企業統計調査（令和5年度）」における当座比率の全産業平均91.5%を一定程度上回っていれば、資金繰りの安全性の観点からは財務の健全性が一定程度確保されていると整理した。

図表11 関係会社の財務の状況の分析（令和5年度末）

（単位：社）

独立行政法人名	関係会社 の数	関係会社の財務状況			自己資本比率が50%未満のもの
		自己資本比率が50%以上のもの	当座比率が100%以上のもの	令和3年度から5年度までの3か年度分の累計の損益が黒字のもの	
情報通信研究機構	2	2	2	2	－
国際協力機構	6	5	5	4	1
物質・材料研究機構	1	1	1	－	－
防災科学技術研究所	1	－	－	－	1
科学技術振興機構	1	1	1	1	－
理化学研究所	2	1	1	1	1
農業・食品産業技術総合研究機構	1	1	1	－	－
農畜産業振興機構	15	10	10	9	5
産業技術総合研究所	1	－	－	－	1
情報処理推進機構	8	7	7	7	1
エネルギー・金属鉱物資源機構	39	25	16	9	14
中小企業基盤整備機構	61	55	47	31	6
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	－	－	－	1
都市再生機構	4	2	2	2	2
計（14法人）	143	110	93	66	33

財務の健全性が一定程度確保されていると思料された上記66社のうち、5年度末においてその他利益剰余金を計上している関係会社は52社となっていた。^(注14)

これら52社のうちの50社については、出資者としての立場に鑑みて独立行政法人が適切な配当を要請する対象になり得るが、図表12のとおり、50社のうち43社については、独立行政法人が関係会社の財務の状況について分析を行うなどの配当の要請に係る詳細な検討を行った上で関係会社に対して望ましい配当額の提示を含む具体的な配当の要請を行っていなかった。^(注15)

(注14) 会社法上はその他資本剰余金及びその他利益剰余金の合計額が主な配当の原資とされているが、実務上はその他利益剰余金を原資として配当が実施されることが通例である。

(注15) 令和5年度末においてその他利益剰余金を計上している関係会社52社のうち2社については、株主間の取決めにより借入金の返済を行っている間は配当を実施しないこととしていた。

このため、43社に出資している8独立行政法人（情報通信研究機構、国際協力機構、理化学研究所、農畜産業振興機構、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構及び都市再生機構）は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、関係会社の財務の状況等を踏まえた適切な配当について検討し、必要に応じて、関係会社に要請する必要がある。

また、財務の健全性が一定程度確保されていると思料された前記66社のうち、出資目的がイの①（関係会社が行う事業に必要な資金を供給するため）に該当して^(注16)いて、かつ、出資金の回収に充当可能な余裕資金があると認められる関係会社は12社となっていた。

これら12社については、出資目的が達成されているかについての検討を含め、独立行政法人が出資金の回収についての詳細な検討を行う対象になり得るが、図表12のとおり、12社のうち11社については、独立行政法人が関係会社の財務の状況について分析を行うなどの出資金の回収に係る詳細な検討を行っていなかった。

(注16) 関係会社が自己株式の取得を行うためには、会社法の規定に基づき、その他資本剰余金及びその他利益剰余金の合計額に所要の調整を加えた額が出資金の額を上回っていることが必要となる。また、出資金の回収には、出資金の回収に充当可能な余裕資金の額が、出資金の額を上回っている必要がある。そこで、これらを満たした場合に、出資金の回収に充当可能な余裕資金があるとしている。そして、余裕資金の額を、換金可能性が高い当座資産、長期性預金及び投資有価証券のそれぞれの額の合計額から、将来的な資金流出が想定される負債及び目的積立金のそれぞれの額の合計額を控除した金額としている。

このため、11社に出資している2独立行政法人（情報通信研究機構及び中小企業基盤整備機構）は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、出資目的や関係会社の財務の状況等を踏まえ、出資金の回収について適時適切に検討を行う必要がある。

図表12 財務の状況の分析結果

(単位：社)

独立行政法人名	関係 会社 の数	財務の健全性 が一定程度確 保されている と思料される もの	配当の要請					出資金の回収		
			検討の対象 となるもの	検討状況			検討の対象 となるもの	検討状況		
				(ア)	(イ)	(ウ)		(ア)	(イ)	(ウ)
情報通信研究機構	2	2	2	-	2	-	1	-	1	-
国際協力機構	6	4	2	-	1	1	-	-	-	-
物質・材料研究機構	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防災科学技術研究所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
科学技術振興機構	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
理化学研究所	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-
農業・食品産業技術総合研究機構	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農畜産業振興機構	15	9	9	9	-	-	-	-	-	-
産業技術総合研究所	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報処理推進機構	8	7	6	-	6	-	-	-	-	-
エネルギー・金属 鉱物資源機構	39	9	8	2	-	6	1	-	-	1
中小企業基盤整備 機構	61	31	20	20	-	-	10	9	1	-
鉄道建設・運輸施 設整備支援機構	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市再生機構	4	2	2	-	2	-	-	-	-	-
計（14法人）	143	66	50	31	12	7	12	9	2	1

(注) 図表中の(ア)、(イ)及び(ウ)は、それぞれ、ア及びイの(ア)、(イ)及び(ウ)に対応している。

上記について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中心市街地都市型産業支援施設の整備・管理に関する事業を実施しているソリオ宝塚都市開発株式会社（兵庫県宝塚市所在）に対して、平成12年3月に7億円の出資を行っており、令和5年度末における出資金の額は同額の7億円となっている。そして、機構は、同社の議決権のうち37.8%を保有していることなどから、同社が関連会社に該当するとしている。

同社の5年度末におけるその他利益剰余金の額は16億2767万余円となっていたが、同社は、5年度決算に基づく配当を実施していなかった。そして、機構の同社に対する配当の要請に係る検討状況を確認したところ、機構は、同社の自主性に委ねており、これまで配当を受けることや配当額について検討を行っていないかった。

また、機構は、同社に対する出資の目的は、同社が行う事業に必要な資金を供給するためとしており、出資目的が達成された場合は、出資金の回収を行う対象となっていた。しかし、機構の同社に対する出資金の回収に係る検討状況を確認したところ、機構は、これまで検討を行っていないかった。

そこで、本院において同社の財務の状況を分析したところ、同社の5年度末における自己資本比率は85.0%、当座比率は828.6%となっており、また、3年度から5年度までの3か年度分の累計の損益は2億5737万余円の黒字となっており、5年度末において財務の健全性が一定程度確保されていると思料された。

これらのことから、同社は、機構が適切な配当の要請や出資金の回収について詳細な検討を行う対象に

なり得るが、機構は、配当の要請や出資金の回収についての詳細な検討を行っていなかった。

(4) 関係会社に係る情報開示の状況

会計基準によれば、独立行政法人が保有する関係会社株式は、出資先持分額をもって貸借対照表価額とすることとされている。

5年度末で関係会社への出資額がある14独立行政法人について、関係会社株式の評価方法についてみたところ、12独立行政法人は、会計基準のとおり出資先持分額をもって貸借対照表価額としていた。一方、科学技術振興機構及びエネルギー・金属鉱物資源機構の2独立行政法人の評価方法は次のとおりとなっていた。

ア 科学技術振興機構

科学技術振興機構は、関係会社と締結した投資契約書において、当該関係会社の残余財産を分配する際に取得価額分を他の株主より優先して取得できることなどが記載されていることから、関係会社株式の貸借対照表価額について、当該関係会社の取得価額に相当する純資産額の分配を優先して受けることなどを加味していた。これは会計基準に明確に規定されてはいないが、企業会計原則に準拠しているものと思料された。

イ エネルギー・金属鉱物資源機構

エネルギー・金属鉱物資源機構は、特定の関係会社株式の貸借対照表価額について、会計基準による出資先持分額とするのではなく、同機構の定めた「石油開発事業に係る出資株式の評価について」（2005年（経財）通達第105号）に従い、次のとおりとしていた。

すなわち、石油等の探鉱段階の関係会社株式については、事業の成否を判断することは困難であるとして、同機構の出資額の2分の1を時価として評価し、当該評価額をもって貸借対照表価額としていた。また、石油等の開発・生産段階の関係会社株式については、関係会社ごとの石油等の生産計画に基づく長期収支を予測した上で、関係会社が実施する事業から今後配当等が見込まれる金額を評価額として、当該評価額をもって貸借対照表価額としていた（ただし、元年度決算までは、当該評価額が取得原価を上回る場合は取得原価をもって貸借対照表価額としていた。）。

元年度末から5年度末までの同機構の関係会社株式の貸借対照表価額についてみると、図表13のとおりとなっており、2年度末の貸借対照表価額は元年度末の2倍超となっていて、2年度末以降も増加傾向となっていた。このように増加傾向となっていたのは、会計基準の改訂による評価方法の一部変更を受けて、同機構において、同機構の評価額が取得原価を上回る場合に取得原価ではなく当該評価額をもって貸借対照表価額とした結果、上回った分の差額が財務諸表に反映されることになったためなどであった。

そして、5年度末における同機構の評価方法による貸借対照表価額と会計基準による出資先持分額の試算額とを比較したところ、図表13のとおり、貸借対照表価額1兆6594億余円は、試算額6974億余円を9619億余円上回っており、試算額の2.37倍となっていた。

図表13 エネルギー・金属鉱物資源機構の関係会社株式の貸借対照表価額等

(単位：百万円)

区分	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
貸借対照表価額	413,316	985,263	1,143,273	1,148,226	1,659,438
出資先持分額の試算額	514,520	615,278	597,495	621,088	697,463
差額	△ 101,203	369,985	545,778	527,138	961,975

なお、同機構と同業種の企業では、平成29年度以降の各年度の財務諸表において、関係会社株式の取得原価を貸借対照表に計上するとともに、引当金を貸借対照表に計上することで関係会社株式の損失に備えることとしていた。このため、同機構の評価方法は、同業種の企業の評価方法とも異なるものとなっていた。

これらのことから、エネルギー・金属鉱物資源機構は、関係会社株式に係る出資先持分額についても財務諸表に併せて示すなど、関係会社に係る情報開示の在り方について改善を加えるなどして、説明責任の向上の観点から国民その他の利害関係者に有用な情報を提供することを検討する必要がある。

4 本院の所見

近年の我が国の厳しい財政状況下において、独立行政法人については、事業の見直しや効率化とともに、保有資産の規模の見直しや不要な資産の国庫納付等の検討が求められており、独立行政法人から関係会社に対する出資金の主な財源が国費であることなどを踏まえると、独立行政法人は出資者として配当を受けることや出資金の回収についての適時適切な検討を行うなどする必要がある。

しかし、関係会社に対して出資を行っている独立行政法人において、配当の要請について関係会社の財務の状況の分析を行うなどの詳細な検討を行った上で関係会社に対して望ましい配当額の提示を含む具体的な配当の要請を行っていない状況や、出資金の回収について関係会社の財務の状況の分析を行うなどの詳細な検討を行っていない状況等が見受けられた。

については、8独立行政法人（情報通信研究機構、国際協力機構、理化学研究所、農畜産業振興機構、情報処理推進機構、エネルギー・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構及び都市再生機構）において、関係会社に係る財務等の状況について、今後、次の点に留意する必要がある。

ア 配当に関して、財務の健全性が一定程度確保されていると思料されるなどの関係会社43社に出資している8独立行政法人は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、関係会社の財務の状況等を踏まえた適切な配当について検討し、必要に応じて、関係会社に対して配当を要請すること

イ 出資金の回収に関して、財務の健全性が一定程度確保されていると思料されるなどの関係会社11社に出資している2独立行政法人（情報通信研究機構及び中小企業基盤整備機構）は、関係会社の財務の状況について分析を行うなどして、出資目的や関係会社の財務の状況等を踏まえ、出資金の回収について適時適切に検討すること

ウ エネルギー・金属鉱物資源機構は、関係会社株式に係る出資先持分額についても財務諸表に併せて示すなど、関係会社に係る情報開示の在り方について改善を加えるなどして、説明責任の向上の観点から国民その他の利害関係者に有用な情報を提供することを検討すること

本院としては、独立行政法人及び関係会社に係る財務等の状況について、引き続き注視していくこととする。

日本放送協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について

1 検査の背景

(1) 日本放送協会における関連団体の概要等

ア 日本放送協会の概要

日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送法（昭和25年法律第132号）により、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的として設立された法人である。

協会の運営財源は、テレビジョン受信機を設置した者が放送法の規定に基づき協会と放送受信契約を締結して納める受信料を主としており、図表1のとおり、令和5事業年度（以下、事業年度を「年度」という。）の協会単体の決算では協会全体の経常事業収入等の計6655億余円のうち受信料が6404億余円と96.2%を占めている。

図表1 協会の運営財源

(単位：百万円、%)	
区分	令和5年度決算（単体）
経常事業収入	656,705
うち受信料(a)	640,449
経常事業外収入	7,644
特別収入	1,214
経常事業収入等の計(b)	665,564
うち受信料が占める割合(a/b)	96.2

そして、受信料については、臨時放送関係法制調査会の昭和39年9月の答申によれば、「NHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であつて（中略）国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。」とされている。

協会は、受信料に関して、図表2のとおり、令和元年10月から5年10月までの間に3回の値下げを実施した。これら受信料の値下げの経緯として、総務省が放送に関する諸課題について中長期的な展望も視野に入れつつ検討を行うことを目的として設置した「放送を巡る諸課題に関する検討会」による第一次取りまとめ（平成28年9月）において、「NHKの業務・受信料・経営の在り方は相互に密接不可分であり、一体的な改革の推進が必要」とされた上で、「受信料の在り方」については、公平負担の徹底及び業務の合理化・効率化を推進し、その利益を視聴者等へ適切に還元すること、視聴環境等の変化を十分に踏まえて、受信料を視聴者等にとって納得感のあるものにすることとされたことなどがある。

図表2 受信料値下げなどの経緯

時期	値下げなどの経緯
令和元年10月	消費税率引上げに伴う受信料の改定を行わず、地上契約と衛星契約の受信料を実質2%値下げ
2年10月	既存業務の見直しと経費削減により生み出した原資を活用して、地上契約と衛星契約の受信料を2.5%値下げ
5年10月	構造改革による支出削減に加えて、経営努力によって生み出した財政安定のための繰越金を基に、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出として地上契約と衛星契約の受信料を1割値下げ

協会によると、視聴者の負担軽減を目的として5年10月に受信料の値下げを実施したことにより、図表3のとおり、5年度において、事業収支差金がマイナス129億円となったとしている。そして、「NHK経営計画（2024-2026年度）＜2025年1月修正＞」（以下「経営計画」という。）によれば、図表4のとおり、6年度からの3年間はいずれの年度も事業収支差金がマイナスとなることが見込まれている。協会は、経営計画等において、これらの年度における減収を補うなどのために、関連団体からの配当金等による財務収入等を増やすなど財源の多様化を図るとしている。

図表3 協会の令和4年度決算及び5年度決算

区分	令和4年度決算（単体）		5年度決算（単体）	
		うち一般勘定		うち一般勘定
経常事業収入等の計	7111	7056	6655	6607
うち受信料	6816	6816	6404	6404
経常事業支出等の計	6826	6793	6785	6744
事業収支差金	285	263	△ 129	△ 136

図表4 協会の今後の収支計画（令和7年1月時点）

区分	(単位：億円)		
	(単体・一般勘定)		
	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (7年度)	2026年度 (8年度)
事業収入	6021	6034	6045
うち受信料	5810	5800	5725
事業支出	6591	6434	6295
事業収支差金	△ 570	△ 400	△ 250

そして、協会は、経営計画等において、事業支出改革として、放送波の削減を含め、業務全般の大胆な見直しを行い、設備投資についても大幅に削減するなど、構造改革を断行して、経費削減を行っていくとしている。

イ 協会の関連団体の概要

協会は、①子会社（関連事業持株会社を含む。以下同じ。）、②関連会社（以下、子会社と関連会社とを合わせて「子会社等」という。）、③関連公益法人等の総称を関連団体としており、関連団体の運営に関する基本的事項を定めた関連団体運営基準（平成14年会長指示。以下「運営基準」という。）によると、関連団体の定義は、図表5のとおりとなっている。

図表5 関連団体の定義

区分		定義
関連団体	子会社	協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他協会がその経営を支配している法人
	関連事業持株会社	協会が、協会及びその子会社から成る集団の業務の効率的な遂行を確保するために必要がある場合に設立するもの
	関連会社	協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる当該他の会社（子会社を除く。）
	関連公益法人等	協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であって、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか又はそれに対して重要な影響を与えることができるもの（子会社を除く。）

また、運営基準によれば、協会は、関連団体の事業運営に対して指導・監督を行うこととされている。

関連団体数は平成10年度末時点で計65団体であったが、協会は、11年度以降、統廃合を進め

ており、さらに、「NHK経営計画（2021-2023年度）」等において、子会社をはじめとした全体の規模を縮小するとともに、団体数を削減してスリムで強靱な体制を構築するとした。そして、令和4年に関連事業持株会社である株式会社NHKメディアホールディングス（以下「MHD」という。）を設立し、各傘下子会社の機能・役割を見直し、業務・要員の効率化や管理機能の集約等ガバナンスの強化を進めるなどの取組を実施したとしている（図表6参照）。

そのような取組の結果、協会が総務大臣へ提出した「日本放送協会令和5年度業務報告書」によると、5年度末においては、子会社12社、関連会社4社、関連公益法人等6団体、計22団体となっており、それぞれの主な事業内容及び子会社等に対する協会の議決権保有割合（子会社保有分含む。以下同じ。）は、図表6のとおりとなっている。

図表6 関連団体の主な事業内容、協会の議決権保有割合等（令和5年度末）

関連団体		主な事業内容	協会の 直接出資	議決権保有 割合 (子会社保有 分を含む。)
子 会 社 (12 社)	(株)NHKメディアホールディングス 注(2)	株式を保有する協会の子会社の業務効率化・ガバナンス強化等の経営指導等	○	100.0
	(株)NHKエンタープライズ 注(3)	協会の委託による放送番組の制作、購入、販売等	-	100.0
	(株)NHKエデュケーショナル	協会の委託による教育・教養番組の制作、購入等	-	100.0
	(株)NHKグローバルメディアサービス	協会の委託によるニュース、スポーツ番組の制作、購入等	-	100.0
	(株)NHKプロモーション	協会の放送番組に関連した催物の企画、実施等	-	100.0
	(株)NHKアート	協会の委託による放送番組の制作に係る美術業務等	-	100.0
	(株)日本国際放送	協会の委託による外国人向けテレビジョン国際放送番組の制作、送出、受信環境整備等	○	64.1
	(株)NHKテクノロジーズ 注(4)	協会の委託による放送番組の制作、放送及び配信に係る技術業務等	○	95.5
	(株)NHK出版	協会の放送番組に係るテキストの発行等	○	100.0
	(株)NHKビジネスクリエイト	協会の建物、設備等の総合管理業務等	○	75.1
	(株)NHK文化センター	教養、趣味、実用、健康等の各種講座の運営を通じた協会の放送番組の利用促進等	○	88.5
	NHK営業サービス(株)	協会の委託による受信料関係の事務、情報処理、受信相談の受付等	○	99.0
関 連 会 社 (4 社)	(株)放送衛星システム	放送衛星の調達、放送衛星の中継器の譲渡、リース、放送衛星の管制等	○	49.9
	NHK Cosmomedia America, Inc.	北米地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業等	-	39.9
	NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.	欧州地域における衛星、ケーブルテレビ等を利用した番組供給事業等	-	38.8
	(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	B Sデジタル放送の有料放送・自動表示メッセージ及びデジタル放送の番組の著作権保護等に使用する限定受信方式（B-CAS方式）の統括的な運用・管理等	○	21.0
関 連 公 益 法 人 等 (6 団 体)	(一財)NHK財団 注(5)	協会の委託による周知・広報・普及業務、視聴者リレーション業務、外国の放送事業者等への放送番組の提供、協会の研究開発に基づく技術移転、特許の周知、あっせん及び協会職員に対する研修等		
	(公財)NHK交響楽団	協会の放送での利用を目的とする演奏の実施等		
	(学)NHK学園	協会の放送を利用する通信制高等学校の運営等		
	(福)NHK厚生文化事業団	障害者・高齢者福祉事業への助成等		
	日本放送協会健康保険組合	健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険組合事業		
	(一財)日本放送協会共済会	協会役職員への福利厚生事業等		

注(1) 「株式会社」は「(株)」、「一般財団法人」は「(一財)」、「公益財団法人」は「(公財)」、「学校法人」は「(学)」、「社会福祉法人」は「(福)」と表記している。以下、図表において同じ。

注(2) 令和4年12月に関連事業持株会社として設立され、(株)NHKエンタープライズ、(株)NHKエデュケーショナル、(株)NHKグローバルメディアサービス、(株)NHKプロモーション、(株)NHKアートの5社がその子会社とされた。

注(3) 令和2年4月に(株)NHKエンタープライズを存続会社として、(株)NHKエンタープライズと(株)NHKプラネットが合併した。

注(4) 平成31年4月に(株)NHKアイテックを存続会社として、(株)NHKアイテック、(株)NHKメディアテクノロジーが合併し、(株)NHKテクノロジーズに名称変更した。

注(5) 令和5年4月に(一財)NHKサービスセンターを存続法人として、(一財)NHKサービスセンター、(一財)NHKインターナショナル、(一財)NHKエンジニアリングシステム、(一財)NHK放送研修センターが合併し、(一財)NHK財団に名称変更した。また、(公財)NHK交響楽団の意思決定機関である評議員会の過半数を(一財)NHK財団の関係者が占めることとなった。

また、協会が連結決算の対象とする子会社等は法人税を納める義務があるものの、協会は、法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人に該当することから、法人税を納める義

務がないため、協会を親会社としてグループ通算制度を適用することができない。^(注1)

このように、協会は、グループ経営を行うに当たって一定の制約が課せられている。

(注1) グループ通算制度 企業集団において、各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算及び申告を行い、その中で損益通算等の調整を行う制度

ウ 協会の関連団体に対する配当要請の方針等

協会は、運営基準において、関連団体の事業目的を、協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び副次収入による協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制としている。

そして、子会社の協会に対する配当については、協会と子会社との間で事前に協議を行うこととするとともに、普通配当及び普通配当に加えて要請する特例的な配当（以下「特例配当」という。）について、子会社に対する配当要請の方針（以下「配当要請方針」という。）を定めている（図表7参照）。

図表7 協会の配当要請方針

項目	方針
事前協議	財務状況、事業計画、株主構成等を勘案した上で、配当の有無、規模等を協議
普通配当	配当については次の点を原則とし、事前協議に当たり、協会と子会社はこれらの原則を踏まえて協議する。 ① 子会社（関連事業持株会社の傘下子会社を除く。）の当期純利益の50%相当額を下限とする。 ② 子会社（関連事業持株会社の傘下子会社を除く。）の当期純利益が各団体の取締役会で承認された事業計画上の利益と比較して、これを上回る場合、その超過分は80%を配当に充てる。 ③ 関連事業持株会社の傘下子会社は、協会及び関連事業持株会社と協議の上、必要な積立てなどを除き原則として当期純利益の100%を関連事業持株会社に配当する。 ④ ただし、経済環境の悪化、その他の大きな状況変化により、子会社の財務状況に著しい悪化が予想される場合は、別途協議を行い定めることとする。
特例配当	経営・資金両面が比較的安定している子会社については、事前に協議の上、特例配当を実施することがある。特例配当は、関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた剰余金を原資とし、計画的に実施することとする。

一方、関連会社の協会に対する配当については、運営基準によれば、協会と関連会社との間で事前に協議を行うこととされており、「事前協議の際には、協会は、他の株主の意向を尊重しつつ行う」こととされているが、具体的な配当要請の方針は定められていない。また、関連公益法人等は、非営利法人であるため、制度上協会に対して配当を行うことができない。

(2) 協会における関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況に関するこれまでの検査の実施状況

本院は、平成28年5月に、参議院から、国会法（昭和22年法律第79号）第105条の規定に基づき、協会における関連団体の事業運営の状況について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けて、18年度から27年度までの間における関連団体との取引の状況、関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況等を検査し、29年3月に会計検査院長から参議院議長に対して報告している（以下、この報告を「29年報告」という。検査の結果に対する所見については、後掲図表8及び図表14参照）。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

協会は、受信料の値下げの影響等による減収を補うなどのために、関連団体からの配当金等による財務収入等を増やすなど財源の多様化を図ることとしている。

また、受信料は協会の維持運営のための特殊な負担金と解すべきであるとされていることから、視聴者等に対する情報提供を適切に行い、説明責任の向上を図ることは重要と考えられる。そし

て、関連団体の事業目的は、協会への財政的寄与、視聴者負担の抑制等とされている。このため、関連団体との取引を適切に行い、配当等により、関連団体の利益剰余金を協会の財政に寄与させるよう協会が指導監督することは重要と考えられる。

そこで、本院は、合規性、経済性、効率性、有効性、透明性の確保及び視聴者等への説明責任の向上等の観点から、29年報告における所見に係る協会の対応に留意しつつ、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 協会における関連団体との随意契約等の割合はどのようになっているか。競争入札及び企画競争等の競争性のある契約（以下「競争性契約」という。）への移行等に向けた見直しは適切に行われ、透明性及び競争性は確保されているか。

イ 関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況等はどのようになっているか。利益剰余金を協会の財政に寄与させるための協会の指導・監督は適切に行われているか。特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上が図られているか。

（注2） 会計検査院法における「その他会計検査上必要な観点」に位置付けられるものである。

（2）検査の対象及び方法

本院は、28年度から令和5年度までの間における協会と関連団体との取引、関連団体から協会への配当等を対象として、協会から、関連団体に関して作成している資料、関連団体から徴取している資料等の提出を受けて調査分析するとともに、協会本部において、担当者から説明を聴取するなどして会計実地検査を行った。

3 検査の状況

（1）関連団体との取引の状況

本院は、29年報告において、関連団体の事業運営に対する協会の指導・監督に当たり留意すべき点として、関連団体との取引については図表8の「29年報告における所見」欄に記載した①から⑥までを検査の結果に対する所見として記述した。

今回の検査で確認したところ、②から⑥までについては、協会は図表8の「検査の状況の記載箇所又は協会の措置状況」欄に記載したとおりの対応を執っていた。また、①についての今回の検査の状況は、後述するイ(ア)及び(イ)のとおりである。

図表8 29年報告における「関連団体との取引の状況」に関する所見に係る検査の状況の記載箇所等

29年報告における所見	検査の状況の記載箇所 又は協会の措置状況
① 関連団体との契約については、関連団体は協会の業務を補完・支援して効率的に業務を進める目的で設立されており、単純に競争性のある契約方式に移行するのは難しい業務も多いが、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくこと	イ(ア)及び(イ)
② 協会が関連団体に業務委託を行っているものの中には、委託業務従事者に指定された出向者の人件費相当額については、当該出向者の給与等を業務委託費として支払っているに等しい仕組みとなっていることを踏まえると、経費節減には結び付いていないと思料されるものが見受けられることから、関連団体へ業務委託する必要性を適切に検討すること	関連団体へ業務に関するノウハウを移転させるなどの取組を行うなどして、出向者のみを要員とする業務委託を廃止した。
③ 業務委託額の妥当性の検証は、実績原価調査の対象とする契約について調査の必要性を十分に検討した上で適切に選定を行うほか、その実施した調査の結果が業務委託費の積算等の見直	委託元部局において、実績原価を確認するなどして関連団体への全ての業務委託に関して仕様の見直しなどを継続して行う取組を実施しており、業務委託額を削減した。

しに結び付いていないものもあることから、実績原価の確認の結果を適切に反映し、業務委託額の削減等に努めること	
④ 関連団体への業務委託費の算定に用いる管理費率については、一部を除き長期間にわたって見直されておらず、管理費率を設定した根拠が明らかでないことから、関連団体の経営状況を定期的に検証するなどして、必要に応じて管理費率を見直すこと	関連団体の経営状況を検証するなどして、管理費率の設定状況の検証を行うとともに、(一財)NHKサービスセンター等の管理費率を引き下げた。
⑤ 副次収入のうち二次使用料については、その算定方法が妥当なものとなっているかの判断は依然として困難な状況であることから、二次使用料の算定方法の検証を可能な限り進めていくこと	民放各社が公表している料金表を参考にして、二次使用料について市場価格を反映した価格に改定した。
⑥ 関連団体との取引における関係規程類については、任意業務の委託に関する事務手続等が業務委託基準の適用範囲に含まれておらず、委託に関する他の関係規程類においても明文化されていない状況となっていることから、関係規程類を速やかに定めて適切に運用すること	「放送法第20条第2項の業務の委託に関する基準」を制定し、任意業務の委託については「業務委託基準」を準用することを明文化した。

(注) 「29年報告における所見」欄の番号については、29年報告ではアからカと表記されているものを、本図表では①から⑥と表記している。

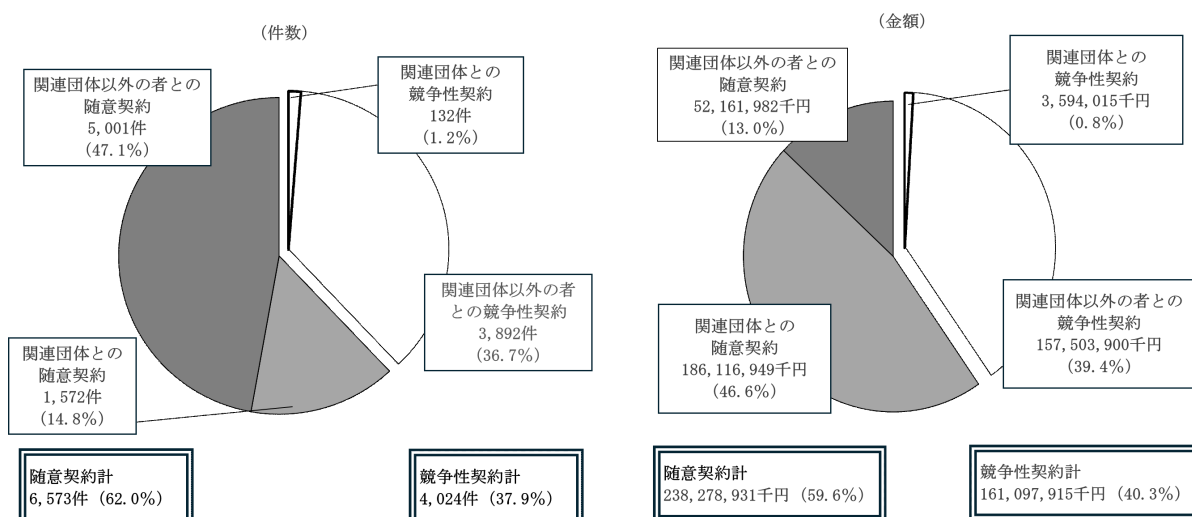
ア 協会における契約の状況

協会は、経理に関する一般準則として経理規程（昭和32年達第55号）を定めており、関連団体を含めた外部との取引に当たっては、経理規程に基づいて定めた各種の基準等に従って契約等の事務を行うこととしている。そして、これら基準等のうち経理規程実施細則（昭和37年計決第1766号）によれば、競争性契約の類型には、一般競争入札、指名競争入札、企画競争等があるとされている。

また、協会は、経理規程等において、契約相手方の選定は競争によることを原則とすることとしており、平成20年に策定した「随意契約見直し計画」や、29年報告の所見等を受けて、随意契約について点検・見直しを行い、可能なものから競争性契約へ移行することとしている。

令和5年度の協会における契約の状況をみると、図表9のとおり、全体の契約に占める競争性契約の割合は、件数で37.9%、金額で40.3%、随意契約の割合は、件数で62.0%、金額で59.6%と競争性契約の割合の方が低い状況となっている。競争性契約の内訳を関連団体以外の者との契約と関連団体との契約に分けてみると、全体の契約に占める関連団体以外の者との競争性契約の割合は、件数で36.7%、金額で39.4%であり、関連団体との競争性契約の割合は、件数で1.2%、金額で0.8%となっている。

図表9 令和5年度の協会における契約の状況（件数及び金額）



そして、29年報告の際に検査の対象とした年度のうち直近の年度である平成27年度と令和5年度の契約の状況をみところ、関連団体以外の者との競争性契約の件数及び金額は、図表10のとおり、平成27年度は件数で4,952件、金額で1594億1785万余円であったのに対して、令和5年度は件数で3,892件、金額で1575億0390万余円となっていて、5年度における対平成27年度比は件数で78.5%、金額で98.7%となっている。一方、関連団体との競争性契約の件数及び金額は、27年度は件数で364件、金額で126億0192万余円であったのに対して、令和5年度は件数で132件、金額で35億9401万余円となっていて、5年度における対平成27年度比は件数で36.2%、金額で28.5%となり、いずれも大きく減少している。

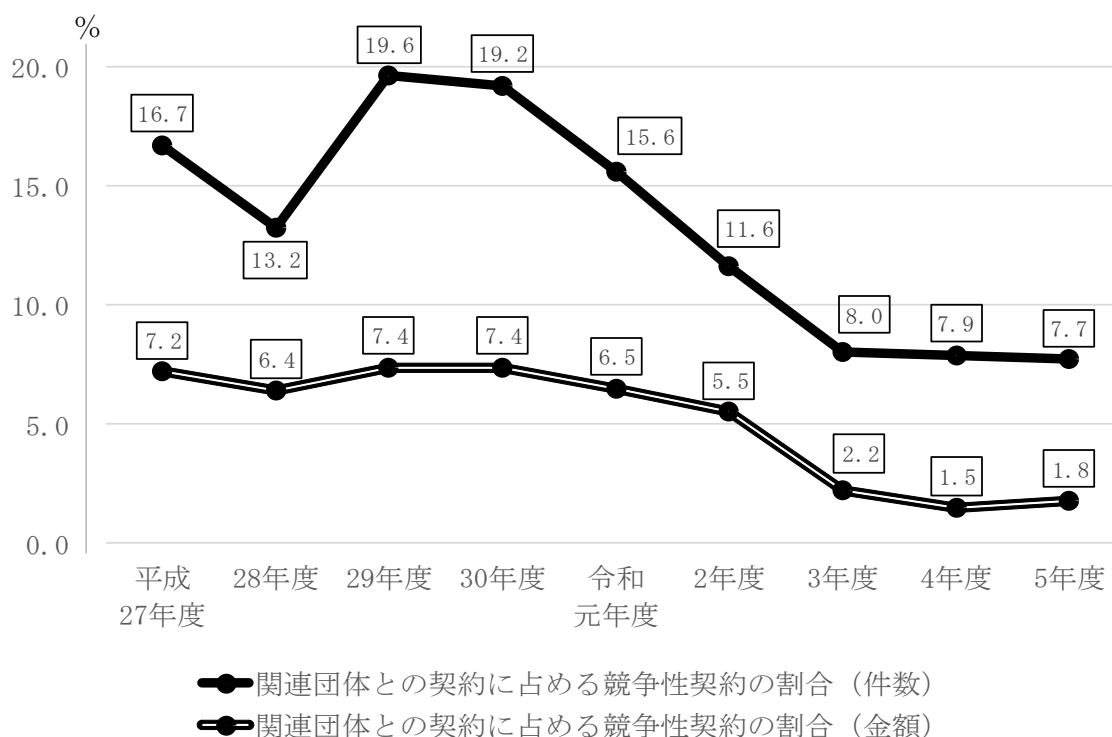
図表10 協会における契約の状況（平成27年度と令和5年度の比較）

（単位：件、千円、%）

区分	平成27年度		令和5年度		増減		令和5年度の対平成27年度比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性契約	5,316	172,019,784	4,024	161,097,915	△ 1,292	△ 10,921,869	75.6	93.6
関連団体との競争性契約	364	12,601,925	132	3,594,015	△ 232	△ 9,007,910	36.2	28.5
関連団体以外の者との競争性契約	4,952	159,417,858	3,892	157,503,900	△ 1,060	△ 1,913,958	78.5	98.7
随意契約	7,047	215,440,880	6,573	238,278,931	△ 474	22,838,051	93.2	110.6
関連団体との随意契約	1,810	160,878,012	1,572	186,116,949	△ 238	25,238,936	86.8	115.6
関連団体以外の者との随意契約	5,237	54,562,868	5,001	52,161,982	△ 236	△ 2,400,885	95.4	95.5
計	12,363	387,460,664	10,597	399,376,847	△ 1,766	11,916,182	85.7	103.0

28年度から令和5年度までの関連団体との契約金額は計1兆5162億0510万余円と多額に上っている。また、上記のように、競争性契約については、関連団体以外の者との契約件数及び金額よりも、関連団体との契約件数及び金額の方が大きな変化がみられることから、関連団体との契約に占める競争性契約の割合の推移についてみところ、図表11のとおり、平成27年度は件数で16.7%、金額で7.2%であったのに対して、令和5年度は件数で7.7%、金額で1.8%といずれも減少している。

図表11 関連団体との契約に占める競争性契約の割合の推移



そこで、関連団体との契約に占める競争性契約の割合が減少している要因について、協会における契約の内容別に区分して分析を行った。

協会は契約の内容を、番組制作業務委託とそれ以外の契約に区分しており、このうち番組制作業務委託は図表12のとおり、5年度において関連団体との契約全体の件数で17.1%、金額で75.6%を占めている。

平成27年度と令和5年度における関連団体との契約について、番組制作業務委託とそれ以外の契約の増減状況をみたところ、関連団体との番組制作業務委託以外の契約は件数で585件、金額で111億0434万余円減少しているのに対して、関連団体との番組制作業務委託の契約は件数で115件、金額で27億335万371円増加している状況となっている。そして、番組制作業務委託については、関連団体以外の者との契約も含め、公共放送にふさわしい番組としての品質管理が求められることや、番組1本ごとに内容や制作手法が全て異なるという特性があることなどから競争入札等になじまないとして、全て随意契約となっている。

また、平成27年度と令和5年度における関連団体との随意契約についてみたところ、関連団体との番組制作業務委託以外の随意契約は件数で353件、金額で20億9643万余円減少しているのに対して、関連団体との番組制作業務委託は上記のとおり全て随意契約となっており、件数及び金額は増加している状況となっている。

図表12 協会における関連団体との契約の状況 (単位：件、千円、%)

区分	平成27年度				令和5年度				増減	
	件数	割合	金額	割合	件数	割合	金額	割合	件数	金額
関連団体 合計	2,174	100.0	173,479,938	100.0	1,704	100.0	189,710,964	100.0	△ 470	16,231,025
番組制作業務委託（随意契約）	178	8.1	116,151,735	66.9	293	17.1	143,487,106	75.6	△ 115	27,335,371
番組制作業務委託以外	1,996	91.8	57,328,203	33.0	1,411	82.8	46,223,858	24.3	△ 585	△ 11,104,345
競争性契約	364	16.7	12,601,925	7.2	132	7.7	3,594,015	1.8	△ 232	△ 9,007,910
随意契約	1,632	75.0	44,726,277	25.7	1,279	75.0	42,629,843	22.4	△ 353	△ 2,096,434
競争性契約 計	364	16.7	12,601,925	7.2	132	7.7	3,594,015	1.8	△ 232	△ 9,007,910
随意契約 計	1,810	83.2	160,878,012	92.7	1,572	92.2	186,116,949	98.1	△ 238	25,238,936

このように、関連団体との契約に占める競争性契約の割合が平成27年度から減少しているのは、全て随意契約となっていた番組制作業務委託が増加しているためと認められる。

番組制作業務委託が増加したことについて、協会は、衛星デジタル放送（BS4K及びBS8K）を開始して番組制作数が増加したこと、字幕付与率向上のために字幕放送を増加させたこと、全国の拠点放送局及び放送局における報道体制を強化して映像取材等の業務が増加したこと、NHKプラスを開始して対応が必要となったことなどによるとしている。そして、これらの番組を制作するに当たって、協会の使命や視聴者の要望に応えるため、専門性のある関連団体へ委託することが多くなったとしている。

イ 競争性契約への移行等に向けた見直しの状況

関連団体との契約について、本院は、29年報告の検査の結果に対する所見において、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なのが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくことに留意するよう記述している（図表8①参照）。

また、図表12のとおり、関連団体との契約のうち、競争性契約及び番組制作業務委託以外の業務に係る随意契約（以下「番組制作外随契」という。）については、件数、金額共に減少している一方で、全て随意契約となっている番組制作業務委託については件数、金額共に増加している。

そこで、協会が関連団体と締結した番組制作業務委託の契約及び番組制作外随契のそれぞれについて、協会が競争性契約への移行等に向けて実施した見直しの状況をみたところ次のとおりとなっていた。

（ア）関連団体との番組制作業務委託に係る契約の競争性の確保に向けた見直しの状況

番組制作業務委託については、全て随意契約となっている。契約相手方は資力、技術力、信用等を伴った業者を選定するとされており、中には、関連団体以外の者も対象にして、制作費を含めた番組の企画提案を募集し、その内容を委託元部局において複数回にわたり審査して契約相手方を選定することで競争性の確保に取り組み、関連団体又は関連団体以外の者とそれぞれ契約を締結しているものが見受けられた。

協会は、番組制作業務委託は番組1本ごとに内容や制作手法が全て異なるという特性があることなどから競争入札等になじまないとしているが、全て随意契約となっている関連団体との番組制作業務委託の契約が増加していることを踏まえて、このような競争性を確保するための取組を更に進めていくことが重要である。

（イ）関連団体との番組制作外随契の競争性契約への移行に向けた見直しの状況

関連団体との番組制作外随契については、協会は、「随意契約見直し計画」等に基づいて競争性契約への移行に向けた継続的な見直しを行ってきたとしているが、関連団体との番組制作外随契のうち、28年度から令和5年度までの8年の間に業務を切り出すなどして競争性契約に移行していたものは8件にとどまっていた（図表13参照）。

図表13 関連団体との番組制作外随契において見直しを行い競争性契約へ移行した契約

(単位：千円、％)

番号	競争性契約への移行年度	競争性契約移行後の契約相手方	契約名	移行までの経緯	競争性契約へ移行した契約に係る契約金額 (A)	協会における関連団体との契約金額 (注) (B)	割合 (A/B)
1	平成29年度	(株)セノン	NHKホール警備業務	29年報告の所見も踏まえて、関連団体と契約していたNHKホール管理運用業務の一部を切り出し競争性契約へ移行した。	51,360	61,920,533	0.0
2	29年度	(株)サンセイ	NHKホール清掃等業務		82,824		0.1
3	令和2年度	(株)NHKグローバルメディアサービス	ニュース・ニュース情報番組における通訳・翻訳業務	競争性契約の徹底を促す元年度の通知を踏まえて、関連団体と契約していた同契約を競争性契約へ移行した。	533,949	55,545,447	0.9
4	2年度	(株)NHKグローバルメディアサービス	音声多重ニュース等における通訳・翻訳・ナレーション業務		974,566		1.7
5	3年度	(株)NHKグローバルメディアサービス	NHKワールドJAPAN 翻訳・ライター業務		76,530	50,317,694	0.1
6	4年度	(株)NHKグローバルメディアサービス	国際放送のニュースにおける同時通訳		59,468		0.1
7	4年度	シンテイ警備(株)	放送技術研究所 警備・防災業務		223,000	44,813,931	0.4
8	5年度	(株)セノン	千代田放送会館警備防災業務	29年報告の所見も踏まえて、関連団体と契約していた千代田放送会館管理運用業務の一部を切り出し競争性契約へ移行した。	63,590	46,223,858	0.1

(注) 協会における関連団体との契約金額は、競争性契約への移行年度における番組制作業務委託以外の業務に係る契約の契約金額の総額を記載している。

競争性契約に移行した8件のうち、株式会社NHKグローバルメディアサービスと契約した4契約については、従前は関連団体である同社と随意契約を締結していたものを競争性契約に移行し、結果として、同社と契約したものである。このような場合も含めて、契約の透明性及び競争性を確保するために、引き続き競争性契約への移行を促進していくことは重要である。

また、協会は、調達担当部局が各委託元部局等の担当者に対して、毎年開催している担当者会議等において、競争性契約への移行の推進に向けた見直しを実施するよう周知しているものの、契約ごとに業務内容が異なるため、調達担当部局が画一的に周知するのみでは各委託元部局等における競争性契約への移行の推進につながりにくい状況となっていた。このような状況を受け、協会は、5年度から、調達改革として調達担当部局と各委託元部局が連携して、契約ごとの業務内容を精査することで、競争性契約への移行の更なる推進に取り組んでいるとしており、6年度以降に効果が現れてくるとしている。

したがって、協会は、関連団体との番組制作外随契について、今後とも調達担当部局と各委託元部局等が連携して契約ごとの業務内容を精査した上で、競争性契約への移行をより積極的に進めていく必要がある。

(2) 関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当の状況

本院は、29年報告において、関連団体の事業運営に対する協会の指導・監督に当たり留意すべき点として、関連団体の利益剰余金及び協会に対する配当については図表14の「29年報告における所見」欄に記載した①から③までを検査の結果に対する所見として記述した。

①から③までについての今回の検査の状況は、図表14の「検査の状況の記載箇所」欄に記載した箇所記述している。

図表14 29年報告における「関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況」に関する所見に係る検査の状況の記載箇所

29年報告における所見	検査の状況の記載箇所
① 子会社の事業維持積立金が増加していることが利益剰余金全体の増加につながっているため、適正な配当を実施させる点からは、事業維持積立金の額が妥当であることが重要であることから、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制すること	イ(ウ)a
② 子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導すること	イ(ウ)b
③ 普通配当の要請を行うことに加えて、特例配当の要請の要否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討すること	エ(ア)及び(ウ)

(注) 「29年報告における所見」欄の番号については、29年報告ではアからウと表記されているものを、本図表では①から③と表記している。

ア 協会の連結決算等

放送政策全般について検討することを目的として平成12年5月に発足した郵政省放送行政局長（13年1月6日以降は総務省情報通信政策局長）の私的研究会である放送政策研究会による第一次報告（平成13年12月）において、子会社等に関する情報公開について一層の徹底が必要との指摘もあり、経営の透明性及びアカウンタビリティへの要請にできる限り応える観点から、協会と子会社等との間の連結決算を導入するなどの措置を講ずることが適当であるとされた。このような議論を踏まえて、協会は、14年度から、参考情報を提供するという目的で連結決算を導入して開示している。

そして、令和5年度の連結決算においては、子会社12社全て及び関連会社のうち持分法を適用している会社である株式会社放送衛星システムの計13社がその対象となっている（以下、これらの13社を「連結決算における子会社」という。）。協会の5年度における連結決算及び単体決算をみると、図表15のとおり、当期事業収支差金は連結決算ではマイナス78億余円、単体決算ではマイナス129億余円となっている。

(注3) 持分法 投資会社が被投資会社の資本及び損益のうち投資会社に帰属する部分の変動に応じて、その投資の額を連結決算日ごとに修正する方法

図表15 協会の連結決算及び単体決算（令和5年度）

（単位：百万円）

科目等	連結決算	単体決算
貸借対照表		
資産合計	1,449,563	1,320,227
流動資産計	656,120	573,413
固定資産計	632,910	586,281
特定資産計	160,532	160,532
負債合計	468,442	446,647
流動負債計	280,164	274,694
固定負債計	188,277	171,952
純資産合計	981,120	873,580
損益計算書		
経常事業収支		
経常事業収入	710,123	656,705
経常事業支出	721,715	676,805
経常事業収支差金	△ 11,592	△ 20,099
経常事業外収支		
経常事業外収入	8,028	7,644
経常事業外支出	298	140
経常事業外収支差金	7,729	7,503
経常収支差金	△ 3,862	△ 12,595
特別収支		
特別収入	1,225	1,214
特別支出	1,941	1,567
税金等調整前当期事業収支差金	△ 4,578	
法人税、住民税及び事業税	3,117	
法人税等調整額	132	
当期事業収支差金	△ 7,828	△ 12,948
非支配株主に帰属する当期事業収支差金	26	
親会社に帰属する当期事業収支差金	△ 7,854	

注(1) 経常事業収入は、連結決算に当たって、協会と連結決算における子会社の内部取引を相殺処理することとしているため、単体決算の額と図表16の協会の額は一致しない。

注(2) 協会は、関連会社のうちNHK Cosmomedia America, Inc.、NHK Cosmomedia (Europe) Ltd.及び(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの3社について、当期事業収支差金（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の適用対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないなどとして、令和5年度の連結決算に含めていない。

また、協会は、毎年公表している「決算概要」において、図表16のとおり、連結決算における経常事業収入を協会と連結決算における子会社に区分して示している。平成27年度から令和5年度までの経常事業収入について、その推移をみると、図表16及び図表17のとおり、元年10月から5年10月までの間に3回行われた受信料値下げの影響等により、協会では元年度をピークに減少が続いている。一方、連結決算における子会社の売上高は、図表16及び図表17のとおり、3年度以降増加している状況となっている。

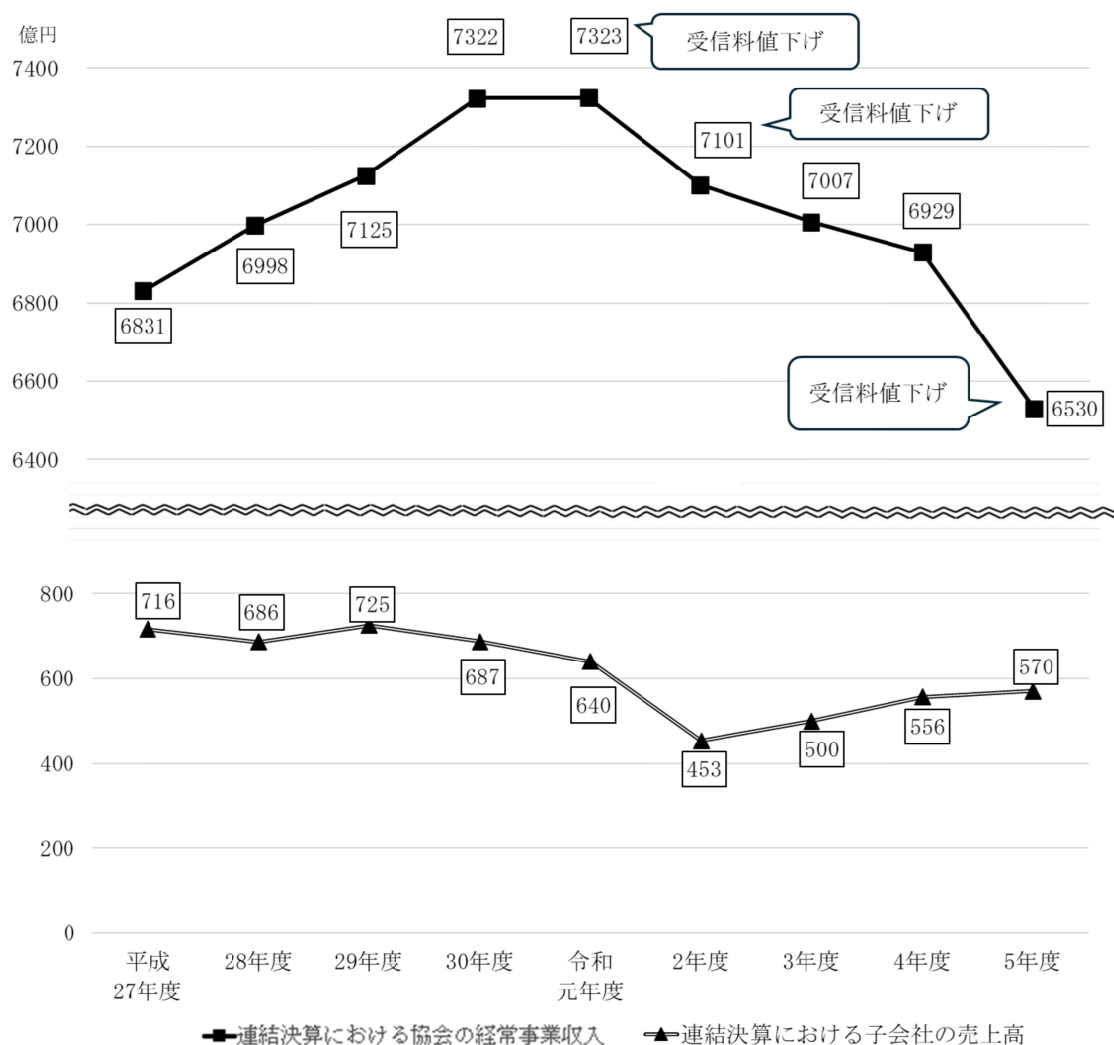
図表16 協会の連結決算における経常事業収入の推移等

(単位：億円、%)

区分	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経常事業収入（売上高） (a)	7547	7685	7851	8010	7963	7554	7508	7485	7101
協会	6831	6998	7125	7322	7323	7101	7007	6929	6530
連結決算における 子会社(b)	716	686	725	687	640	453	500	556	570
経常事業収入のうち 連結決算における子会社が 占める割合 (b/a)	9.4	8.9	9.2	8.5	8.0	5.9	6.6	7.4	8.0

(注) 経常事業収入は、連結決算に当たって、協会と連結決算における子会社の内部取引を相殺処理することとして
いるため、協会の額と図表15の経常事業収入の単体決算の額は一致しない。

図表17 連結決算における協会の経常事業収入及び連結決算における子会社の売上高



イ 関連団体の利益剰余金等の状況

各関連団体の27年度末と令和5年度末の利益剰余金の額をみたところ、図表18のとおり、5年度末において、子会社12社は計1030億余円（平成27年度決算と比べて81億余円増加）、関連会社3社は計255億余円（同104億余円増加）となっている。さらに、関連公益法人等6団体のうち日本放送協会健康保険組合を除く5団体の一般正味財産期末残高等は計164億余円（同11億余円増加）となっている。

そして、各関連団体の27、令和5両年度の配当総額をみたところ、子会社の配当総額は、5年度決算は計81億余円（同9億余円増加）、このうち協会の受取額は計29億余円（同21億余円減

少) となっており、また、関連会社の配当総額は、5年度決算は計3億余円 (同2億余円減少)、このうち協会の受取額は計1億余円 (同1億余円減少) となっている。

- (注4) 利益剰余金の額 関連公益法人等については便宜的に利益剰余金に相当する額を一般正味財産期末残高等の額としている。
- (注5) 日本放送協会健康保険組合は、団体全体の貸借対照表が作成されないなど、他の関連団体とは作成する決算書類が異なるなどのため利益剰余金に相当する額を集計することが困難である。
- (注6) 配当総額に関する年度の表示については、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

図表18 各関連団体の平成27年度と令和5年度の利益剰余金等の状況 (単位：百万円)

関連団体名	利益剰余金 注(2)			配当総額 注(2)					
	平成 27年度	令和 5年度	増減額	平成 27年度	うち協会 の受取額	令和 5年度	うち協会 の受取額	増減額	うち協会 の受取額
(株)NHKメディアホールディングス		5,534	5,534			2,187	2,187	2,187	2,187
(株)NHKエンタープライズ	15,313	18,837	1,233	2,180	1,791	2,233	-	△ 3	△ 1,821
(株)NHKブラネット	2,290			56	29				
(株)NHKエデュケーショナル	6,390	6,779	388	1,333	893	667	-	△ 665	△ 893
(株)NHKグローバルメディアサービス	10,107	8,155	△ 1,951	2,250	1,636	856	-	△ 1,393	△ 1,636
(株)NHKプロモーション	1,392	1,968	575	25	15	438	-	412	△ 15
(株)NHKアート	4,340	5,061	720	582	380	710	-	128	△ 380
(株)日本国際放送	1,130	2,184	1,053	-	-	92	47	92	47
(株)NHKテクノロジーズ		25,889	87			942	735	545	451
(株)NHKアイテック	15,395			24	12				
(株)NHKメディアテクノロジー	10,405			373	272				
(株)NHK出版	14,351	15,686	1,334	7	3	-	-	△ 7	△ 3
(株)NHKビジネスクリエイト	9,291	9,450	159	298	42	-	-	△ 298	△ 42
(株)NHK文化センター	1,043	156	△ 887	-	-	-	-	-	-
NHK営業サービス(株)	3,438	3,307	△ 131	83	69	1	1	△ 81	△ 68
子会社(関連事業持株会社を含む)計	94,892	103,010	8,118	7,216	5,148	8,130	2,971	914	△ 2,176
(株)放送衛星システム	12,823	20,652	7,829	510	254	273	136	△ 237	△ 118
NHK Cosmopedia America, Inc. 注(3)	641	1,674	1,033	77	-	122	-	44	-
NHK Cosmopedia (Europe) Ltd. 注(3)、注(4)	△17		17	9	-			△ 9	-
(株)ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ	1,635	3,228	1,592	-	-	-	-	-	-
関連会社計	15,081	25,555	10,473	597	254	395	136	△ 202	△ 118

関連団体名	利益剰余金に相当する額		
	平成 27年度	令和 5年度	増減額
(一財)NHK財団 注(5)		8,229	△ 239
(一財)NHKサービスセンター 注(5)	4,763		
(一財)NHKインターナショナル 注(5)	1,575		
(一財)NHKエンジニアリングシステム 注(5)	1,167		
(一財)NHK放送研修センター 注(5)	962		
(公財)NHK交響楽団 注(5)	1,028	1,170	141
(学)NHK学園 注(6)、注(7)	363	169	△ 193
(福)NHK厚生文化事業団 注(7)	148	50	△ 98
日本放送協会健康保険組合	-	-	-
(一財)日本放送協会共済会 注(5)	5,373	6,875	1,501
関連公益法人等計	15,382	16,495	1,112

関連団体合計	125,357	145,061	19,704	7,813	5,403	8,525	3,108
--------	---------	---------	--------	-------	-------	-------	-------

注(1) 表中の斜線部分は、平成27年度以降に設立、合併等をしたことによるものであり、合併等前の各法人の合計額(平成27年度)と合併等後の法人の額(令和5年度)とを比べた増減額を記載している。図表6の注参照

注(2) 年度の表示は、「利益剰余金」は、当該年度末を示し、「配当総額」は、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

注(3) 海外関連会社の平成27年度の数値は、1ドル=112.68円、1ポンド=161.92円(決算日レート)により換算したものである。また、令和5年度の数値は、1ドル=151.40円(決算日の前営業日レート)により換算したものである。

注(4) NHK Cosmopedia (Europe) Ltd. は、令和6年1月の臨時株主総会の特別決議により清算手続中であり、5年度の財務諸表は作成されていない。

注(5) 「利益剰余金に相当する額」欄は、一般正味財産期末残高である。

注(6) (学)NHK学園の平成30年3月までの法人名は、(学)日本放送協会学園である。

注(7) 「利益剰余金に相当する額」欄は、流動資産から流動負債等を差し引いたものである。

注(8) 関連公益法人等は、配当を行うことができない。

注(9) 平成28年度以降に設立、合併等があったが、計欄は比較可能な数値となっている。以下、図表において同じ。

各関連団体のうち、協会が財務や事業の方針を示して支配できる子会社12社（平成28年度から令和5年度までの間の合併等を含めると15社）を対象として、利益剰余金の状況について分析した。

(ア) 利益剰余金の推移等

各子会社の利益剰余金について、平成27年度末から令和5年度末までの推移をみると、図表19のとおり、平成27年度は948億余円、令和5年度は1030億余円となっており、子会社全体では増加傾向となっている。

図表19 各子会社の利益剰余金の推移

(単位：百万円)

会社名	平成27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末	平成27年度 末と令和5年 度末とを比 べた増減額
(株)NHKメディアホールディングス								59	5,534	5,534
(株)NHKエンタープライズ	15,313	14,437	13,465	14,620	14,913	17,342	18,066	21,143	18,837	1,233
(株)NHKブラネット	2,290	2,295	2,143	2,248	2,191					
(株)NHKエデュケーショナル	6,390	5,690	6,302	6,408	6,280	6,425	6,351	7,086	6,779	388
(株)NHKグローバルメディアサービス	10,107	9,187	7,708	8,478	8,142	8,212	9,401	10,062	8,155	△ 1,951
(株)NHKプロモーション	1,392	1,548	1,649	1,731	1,843	1,315	1,189	1,837	1,968	575
(株)NHKアート	4,340	4,374	4,658	4,697	4,590	4,814	5,157	6,042	5,061	720
(株)日本国際放送	1,130	1,449	1,722	1,931	1,957	2,074	2,181	2,057	2,184	1,053
(株)NHKテクノロジー					24,093	24,628	24,802	25,401	25,889	87
(株)NHKアイテック	15,395	15,489	14,310	14,323						
(株)NHKメディアテクノロジー	10,405	10,272	10,941	10,641						
(株)NHK出版	14,351	15,295	16,209	16,824	17,021	17,462	17,521	16,478	15,686	1,334
(株)NHKビジネスクリエイト	9,291	9,497	9,740	9,797	10,148	10,214	10,148	10,392	9,450	159
(株)NHK文化センター	1,043	1,162	1,306	1,463	1,531	536	628	350	156	△ 887
NHK営業サービス(株)	3,438	3,380	3,245	3,269	3,074	3,275	3,351	3,591	3,307	△ 131
計	94,892	94,079	93,404	96,437	95,789	96,303	98,799	104,504	103,010	8,118

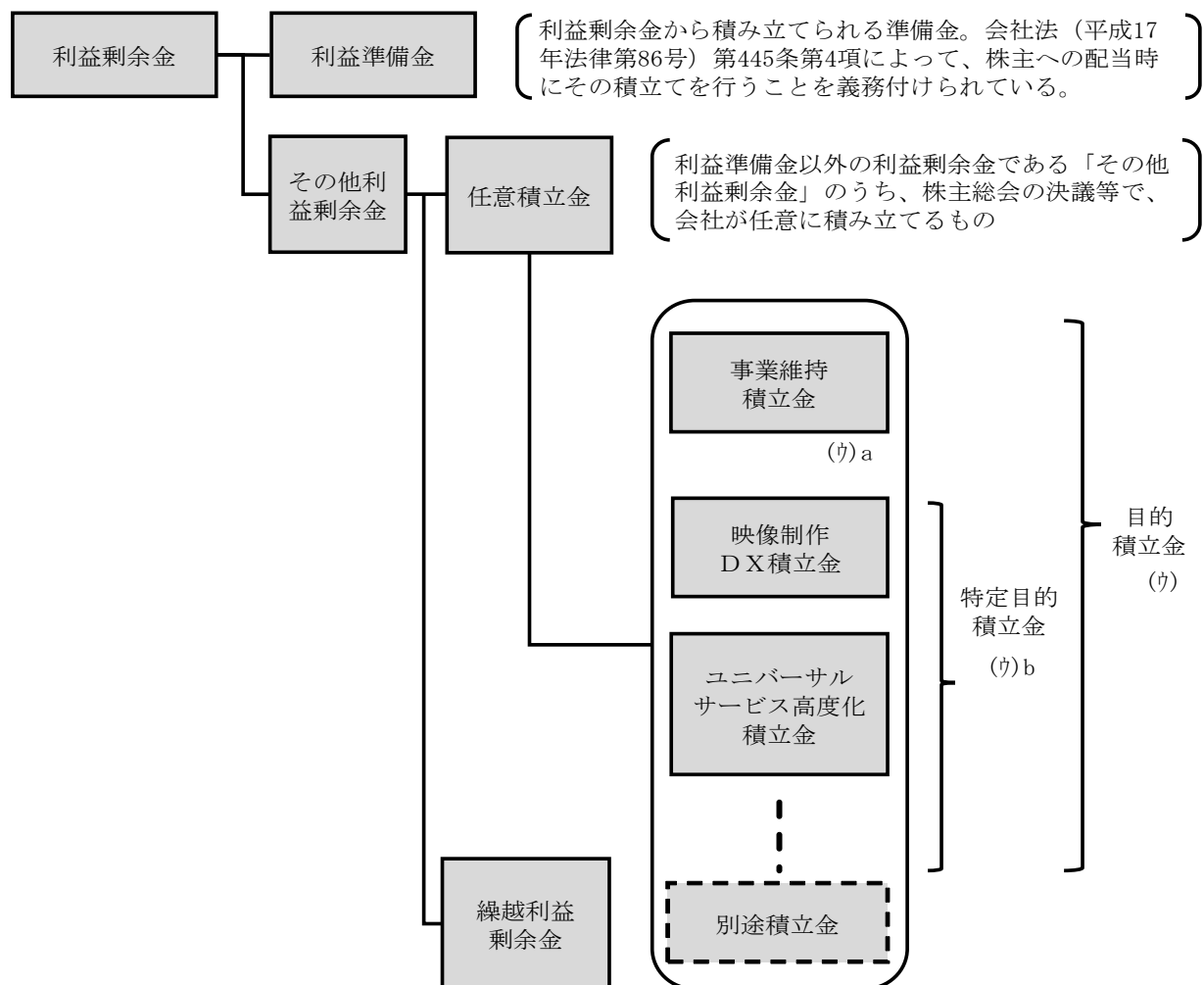
(注) 斜線部分は合併等によるものであり、合併等前の各法人の利益剰余金の合計額（平成27年度末）と合併等後の法人の利益剰余金の額（令和5年度末）とを比べた増減額を記載している。図表6の注参照

(イ) 利益剰余金の内訳

子会社の利益剰余金について、その性質上の区分は図表20のとおりであり、各子会社の平成27、令和5両年度における内訳をみると、図表21のとおりとなっていて、両年度における増減額をみると、目的積立金が44億余円、繰越利益剰余金が39億余円それぞれ増加している。

利益剰余金の構成比をみると、目的積立金は85.5%から83.1%に減少しているものの、利益剰余金全体の80%以上を占めており、事業維持積立金が利益剰余金全体の69.3%から64.4%に減少しているものの、利益剰余金全体の60%以上を占めている。

図表20 子会社における利益剰余金の区分



注(1) 事業維持積立金、特定目的積立金及び目的積立金に付した記号は、後掲の記載箇所を示している。

注(2) 別途積立金は、令和元年度末以降は計上されていない。

図表21 各子会社の平成27年度及び令和5年度における利益剰余金の内訳 (単位：百万円)

会社名	年度及び増減額	利益剰余金						
			利益準備金	その他利益剰余金				
				任意積立金				繰越利益剰余金
				目的積立金		別途積立金		
			うち事業維持積立金					
(株)NHKメディアホールディングス	平成27年度							
	令和5年度	5,534	—	5,534	—	—	—	5,534
	増減額	5,534	—	5,534	—	—	—	5,534
(株)NHKエンタープライズ	27年度	15,313	312	15,000	14,300	11,300	—	700
	5年度	18,837	402	18,434	16,200	14,600	—	2,234
	増減額	3,523	89	3,434	1,900	3,300	—	1,534
(株)NHKプラネット	27年度	2,290	37	2,252	1,017	1,017	180	1,054
	5年度							
	増減額	△ 2,290	△ 37	△ 2,252	△ 1,017	△ 1,017	△ 180	△ 1,054
(株)NHKエデュケーショナル	27年度	6,390	25	6,365	5,718	5,718	—	647
	5年度	6,779	25	6,754	5,752	4,933	—	1,002
	増減額	388	—	388	34	△ 785	—	354
(株)NHKグローバルメディアサービス	27年度	10,107	108	9,998	6,000	4,000	—	3,998
	5年度	8,155	108	8,046	6,700	5,900	—	1,346
	増減額	△ 1,951	—	△ 1,951	700	1,900	—	△ 2,651
(株)NHKプロモーション	27年度	1,392	20	1,372	1,000	1,000	—	372
	5年度	1,968	20	1,948	1,310	1,110	—	638
	増減額	575	—	575	310	110	—	265
(株)NHKアート	27年度	4,340	50	4,290	3,430	3,430	—	860
	5年度	5,061	50	5,011	3,909	3,453	—	1,102
	増減額	720	—	720	479	23	—	241
(株)日本国際放送	27年度	1,130	—	1,130	—	—	—	1,130
	5年度	2,184	27	2,156	1,692	1,692	—	464
	増減額	1,053	27	1,025	1,692	1,692	—	△ 666
(株)NHKテクノロジーズ	27年度							
	5年度	25,889	170	25,719	21,918	18,540	—	3,801
	増減額	25,889	170	25,719	21,918	18,540	—	3,801
(株)NHKアイテック	27年度	15,395	75	15,320	15,000	13,100	200	120
	5年度							
	増減額	△ 15,395	△ 75	△ 15,320	△ 15,000	△ 13,100	△ 200	△ 120
(株)NHKメディアテクノロジー	27年度	10,405	95	10,310	9,050	7,550	—	1,260
	5年度							
	増減額	△ 10,405	△ 95	△ 10,310	△ 9,050	△ 7,550	—	△ 1,260
(株)NHK出版	27年度	14,351	16	14,335	12,928	9,500	—	1,407
	5年度	15,686	16	15,669	15,602	8,400	—	67
	増減額	1,334	—	1,334	2,674	△ 1,100	—	△ 1,339
(株)NHKビジネスクリエイト	27年度	9,291	51	9,240	8,660	5,200	—	580
	5年度	9,450	51	9,399	9,756	5,432	—	△ 356
	増減額	159	—	159	1,096	232	—	△ 936
(株)NHK文化センター	27年度	1,043	38	1,005	1,420	1,420	—	△ 415
	5年度	156	38	117	312	312	—	△ 194
	増減額	△ 887	—	△ 887	△ 1,108	△ 1,108	—	220
NHK営業サービス(株)	27年度	3,438	37	3,401	2,630	2,600	64	706
	5年度	3,307	37	3,269	2,500	2,000	—	769
	増減額	△ 131	—	△ 131	△ 130	△ 600	△ 64	63
計	27年度	94,892	867	94,024	81,154	65,836	444	12,425
	5年度	103,010	947	102,063	85,651	66,372	—	16,411
	増減額	8,118	79	8,038	4,497	536	△ 444	3,985
構成比 (%)	27年度	100.0	0.9	99.0	85.5	69.3	0.4	13.0
	5年度	100.0	0.9	99.0	83.1	64.4	—	15.9

(注) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

(ウ) 目的積立金の状況

図表21のとおり、5年度決算における利益剰余金のうち、目的積立金は83.1%を占めている。そこで、目的積立金を事業維持積立金と事業維持積立金以外の目的積立金（以下「特定目的積立金」という。）の別にみたところ、次のとおりとなっていた。

a 事業維持積立金の状況等

事業維持積立金は、子会社の事業に不可欠な資産と処分可能な資産とを明確に区分することにより純資産の構成を明らかにするものであり、事業運営上不可欠な固定資産等のほか、放送法の規定により協会から融資等を受けることができないことから、子会社自ら又は他から確保することが必要とされる運転資金（以下「最低保有資金」という。）も含まれている。

事業維持積立金について、本院は、29年報告の検査の結果に対する所見において、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制することに留意するよう記述している（図表14①参照）。

各子会社の事業維持積立金の積立額について、平成27年度末から令和5年度末までの推移をみると、図表22のとおりとなっていて、平成27年度末の計658億余円（当時の子会社12社）から、30年度末までは減少していたが、令和元年度末からは増加傾向となり、5年度末では子会社11社で計663億余円（平成27年度末と比べて5億余円増加）が積み立てられている。

図表22 各子会社の事業維持積立金の積立額の推移（単位：百万円）

会社名	平成27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
(株)NHKメディアホールディングス								—	—
(株)NHKエンタープライズ	11,300	10,000	10,000	10,000	11,200	12,560	13,300	14,600	14,600
(株)NHKプラネット	1,017	1,017	1,273	1,338	1,360				
(株)NHKエデュケーショナル	5,718	5,000	4,887	5,096	4,994	4,881	5,599	5,258	4,933
(株)NHKグローバルメディアサービス	4,000	4,000	4,800	4,800	5,500	5,500	5,900	5,900	5,900
(株)NHKプロモーション	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,110
(株)NHKアート	3,430	3,500	3,165	3,218	3,314	3,244	3,695	3,547	3,453
(株)日本国際放送	—	500	750	1,000	1,200	1,200	1,752	1,861	1,692
(株)NHKテクノロジー					15,850	15,850	18,350	18,950	18,540
(株)NHKアイテック	13,100	13,100	7,600	7,600					
(株)NHKメディアテクノロジー	7,550	7,550	7,750	8,250					
(株)NHK出版	9,500	9,500	9,500	7,500	7,500	7,300	8,100	8,100	8,400
(株)NHKビジネススクリエイト	5,200	5,200	5,200	5,200	5,000	5,000	5,773	5,773	5,432
(株)NHK文化センター	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	1,420	497	497	312
NHK営業サービス(株)	2,600	2,600	2,500	2,500	2,200	2,200	2,000	2,000	2,000
計	65,836	64,388	59,845	58,922	60,539	60,156	65,966	67,486	66,372

注(1) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

注(2) (株)NHKプラネットの令和2年度末以降分は(株)NHKエンタープライズに、(株)NHKアイテック及び(株)NHKメディアテクノロジーの元年度末以降分は(株)NHKテクノロジーにそれぞれ合算している。

協会が子会社に対して示している事業維持積立金の要積立額の算定方法は、おおむね図表23のとおりであり、子会社の財務諸表に記載されている事業維持積立金の中には、要積立額の算定後に、協会との協議を踏まえて、株主総会において、積立額が変更されているものがある。そして、協会は、最低保有資金の考え方について、27年度までは、原則として1か月当たりの現金支出費用の3か月分としていたが、28年度に、原則として最近3か年の売上高の月平均の1.5か月分（以下、最近3か年の売上高の月平均に乗ずる月数を「基準月数」という。）に変更しており、さらに、令和2年度に、子会社の業種別に、基準月数を1.5か月分から3か月分までの範囲の値に変更している。

図表23 事業維持積立金の要積立額の算定方法

平成19年度 ～27年度	事業維持積立金の要積立額	=	維持すべき資本の額	-	(	資本金	+	資本剰余金	+	利益準備金	)
	維持すべき資本の額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産の簿価	+	③政策保有株式等				
	① 最低保有資金 1か月当たりの現金支出費用の3か月分										
平成28年度 ～ 令和元年度	事業維持積立金の要積立額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産、差入保証金、繰延税金資産	+	③政策保有株式				
	① 最低保有資金 最近3か年の売上高の月平均に基準月数（1.5か月分）を乗ずる。										
令和2年度 以降	事業維持積立金の要積立額	=	①最低保有資金	+	②有形・無形固定資産、差入保証金、繰延税金資産	+	③政策保有株式				
	① 最低保有資金 最近3か年の売上高の月平均に基準月数（1.5か月～3か月分）を乗ずる。										

最低保有資金の考え方の変更理由について、協会は、平成27年度までの最低保有資金については、売上に係る取引先からの資金の受入れが3か月間全く行われないことを想定していたが、子会社の経営が安定的になってきたことなどに鑑みて、28年度から原則、最近3か年の売上高の月平均に対して子会社一律の基準月数（1.5か月分）を使用することにしたとしている。その後、協会は、コロナ禍を踏まえて、業種別の特性を踏まえた最低保有資金を設定する必要性が生じたことから、子会社の最低保有資金の規模を見直すこととし、令和2年度に子会社及び類似事業の一般企業の最低保有資金の調査を委託（以下「委託調査」という。）するなどして、最低保有資金の考え方等を改めて検討し、基準月数の算出方法を変更したとしている。

委託調査においては、支払時期や回収に要する期間等の業種別の特徴及び類似事業の一般企業の資金の受払の実際の状況等について調査しており、協会は、これを受けて、図表24のとおり、各子会社の基準月数を定めている。

図表24 各子会社の基準月数 （単位：月分）

会社名	平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(株)NHKメディアホールディングス							2.0	2.0
(株)NHKエンタープライズ	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHKプラネット	1.5	1.5	1.5	1.5				
(株)NHKエデュケーショナル	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHKグローバルメディアサービス	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHKプロモーション	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHKアート	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)日本国際放送	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHKテクノロジーズ				1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
(株)NHKアイテック	1.5	1.5	1.5					
(株)NHKメディアテクノロジー	1.5	1.5	1.5					
(株)NHK出版	4.0	3.0	3.0	1.5	3.0	3.0	3.0	3.0
(株)NHKビジネスクリエイト	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
(株)NHK文化センター	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.0
NHK営業サービス(株)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

（注） 基準月数に関する年度の表示は、算定の基となった決算年度であり、最低保有資金への反映は翌年度となる。

b 特定目的積立金の状況

子会社12社のうち9社が、5年度末の貸借対照表において、利益剰余金の内訳科目として

特定目的積立金を計上している。これら9社における特定目的積立金の名称と金額は図表25のとおりであり、5年度末には、子会社9社で計20の特定目的積立金が積み立てられていて、その総額は計192億余円となっている。これは、平成27年度末の計22の積立金計153億円（図表26参照）と比べて39億余円の増加となっている。

図表25 子会社9社の令和5年度末における特定目的積立金の状況等

会社名	積立金名	積立金 残高 (百万円)	子会社が示した 取崩予定時期
(株) NHKエンタープライズ	ユニバーサルサービス高度化積立金	500	令和7年度
	映像制作DX積立金	500	令和8年度
	新ECサイト構築積立金	600	令和9年度
(株) NHKエデュケーショナル	本店移転対策積立金	400	令和7年度
	次世代社内システム等整備積立金	419	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株) NHKグローバルメディアサービス	4K8K整備積立金	400	令和8年度
	社内システム整備積立金	400	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株) NHKプロモーション	セキュリティ環境高度化等積立金	200	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し
(株) NHKアート	川口施設等移転関連積立金	180	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し 注(1)
	次期デジタル制作設備整備積立金	276	事業実施に伴う支出進捗に合わせて取崩し 注(1)
(株) NHKテクノロジーズ	4K8K整備積立金	978	令和11年度
	建物整備積立金	1,200	令和12年度
	放送所保守システム整備積立金	1,200	令和18年度
(株) NHK出版 注(2)	電子出版事業開発積立金	190	令和7年度
	本社屋老朽化対策準備積立金	5,100	令和8年度
	流通センター建替積立金 注(3)	1,900	令和9年度
(株) NHKビジネスクリエイト	建物取得積立金 注(4)	3,935	15年から20年後
	建物修繕積立金 注(4)	389	15年から20年後
NHK営業サービス(株)	社内システム整備積立金	350	令和5年度
	本社社屋移転・整備積立金	150	令和8年度
計		19,267	

注(1) 協会の施設移転の実施に伴う(株)NHKアートの支出進捗に合わせて取崩しが行われるため、(株)NHKアートでは取崩予定時期を決定できないが、協会及び(株)NHKアートともに具体的な投資に係る資料を基に取崩予定時期を明確に説明できない状況となっていた。

注(2) (株)NHK出版の買換資産圧縮積立金は除いている。

注(3) (株)NHK出版の流通センター建替積立金は、令和9年度に取崩しを予定していたが、流通センターの建替計画を見直したため、令和5年度決算後の株主総会において、全額を取り崩している。

注(4) (株)NHKビジネスクリエイトの建物取得積立金及び建物修繕積立金は、平成27年度以前から設置されている。

図表26 子会社9社の平成27年度末と令和5年度末の特定目的積立金の状況の比較

会社名	平成27年度末		令和5年度末	
	積立金の数	積立金残高計 (百万円)	積立金の数	積立金残高計 (百万円)
(株)NHKエンタープライズ	6	3,000	3	1,600
(株)NHKエデュケーショナル	—	—	2	819
(株)NHKグローバルメディアサービス	2	2,000	2	800
(株)NHKプロモーション	—	—	1	200
(株)NHKアート	—	—	2	456
(株)NHKテクノロジーズ 注(1)	3	3,400	3	3,378
(株)NHK出版 注(2)	6	3,410	3	7,190
(株)NHKビジネスクリエイト	4	3,460	2	4,324
NHK営業サービス(株)	1	30	2	500
計	22	15,300	20	19,267

注(1) (株)NHKテクノロジーズの平成27年度の数値は、(株)NHKアイテックと(株)NHKメディアテクノロジーの数値を合算したものである。

注(2) (株)NHK出版の買換資産圧縮積立金は除いている。

特定目的積立金について、本院は、29年報告において、具体的な投資計画に基づくなどして、必要性や要積立額の妥当性の検証が十分に行われていない特定目的積立金が見受けられる状況となっていたことから、検査の結果に対する所見において、子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導することに留意するよう記述している（図表14②参照）。

協会は、29年報告の所見も踏まえて、子会社に特定目的積立金に係る資料等の提出を求め、特に特定目的積立金の新設される場合は事前説明を求めていること、目的積立金の増減を含めた利益剰余金の見通しなどについても、毎年度、決算に係る事前説明において協議を行っており、協議等の際には、必要性の乏しい目的積立金について活用方法を検討するよう指導していることなどにより、特定目的積立金の必要性等が検証できているとしている。

しかし、特定目的積立金が長期間留保されるようになっていないか、子会社9社が上記の協議に当たって協会に提出した投資に係る資料等により、特定目的積立金の取崩予定時期をみたところ、図表25のとおり、27年度以前から設置されていたのに「15年から20年後」と幅があるもの及び「事業実施に伴う支出の進捗に合わせて取崩し」と取崩予定時期が明確になっていないものが20件中7件見受けられる状況となっていた。これら7件については、他の13件と比べて取崩予定時期が明確となっておらず、また、投資に係る資料等にも支出時期の具体的な計画の記載はなく、協会も取崩予定時期を明確に説明できない状況となっていた。

したがって、協会は、特定目的積立金について、子会社に対して、投資に係る資料等に基づき取崩予定時期を明らかにさせるなど、その必要性等をより一層適切に検証できるようにするなど、引き続き、子会社に対する指導・監督に取り組む必要がある。

(エ) 繰越利益剰余金の状況

配当の原資となる各子会社の繰越利益剰余金について、27年度末から令和5年度末までの推移をみると、図表27のとおり、平成27年度末の計124億余円から30年度末には計166億余円に増加しているが、コロナ禍による協会の番組制作業務委託数の減少等により、令和2年度末には計128億余円に減少し、3年度末は更に計102億余円に減少している。その後、4年度末は計161億余円に増加しており、5年度末は計164億余円と再び増加傾向になっている。

図表27 各子会社の繰越利益剰余金の推移

(単位：百万円)

会社名	平成27 年度末	28 年度末	29 年度末	30 年度末	令和元 年度末	2 年度末	3 年度末	4 年度末	5 年度末
(株)NHKメディアホールディングス								59	5,534
(株)NHKエンタープライズ	700	1,924	953	1,808	1,400	1,529	1,564	4,641	2,234
(株)NHKプラネット	1,054	1,053	383	420	591				
(株)NHKエデュケーショナル	647	665	1,390	987	861	1,019	227	1,123	1,002
(株)NHKグローバルメディアサービス	3,998	3,079	1,400	2,169	1,733	1,804	2,592	3,254	1,346
(株)NHKプロモーション	372	528	629	711	823	295	169	817	638
(株)NHKアート	860	824	1,106	1,079	938	1,306	1,232	2,296	1,102
(株)日本国際放送	1,130	949	972	931	757	874	408	168	464
(株)NHKテクノロジーズ					4,673	3,908	1,682	1,681	3,801
(株)NHKアイテック	120	214	3,735	3,748					
(株)NHKメディアテクノロジー	1,260	1,127	1,496	1,296					
(株)NHK出版	1,407	2,352	3,267	2,882	3,080	1,622	1,471	859	67
(株)NHKビジネススクリエイト	580	506	500	307	708	773	△ 64	243	△ 356
(株)NHK文化センター	△ 415	△ 296	△ 153	4	72	△ 922	91	△ 185	△ 194
NHK営業サービス(株)	706	278	308	332	436	638	913	1,154	769
計	12,425	13,206	15,990	16,680	16,078	12,851	10,290	16,114	16,411

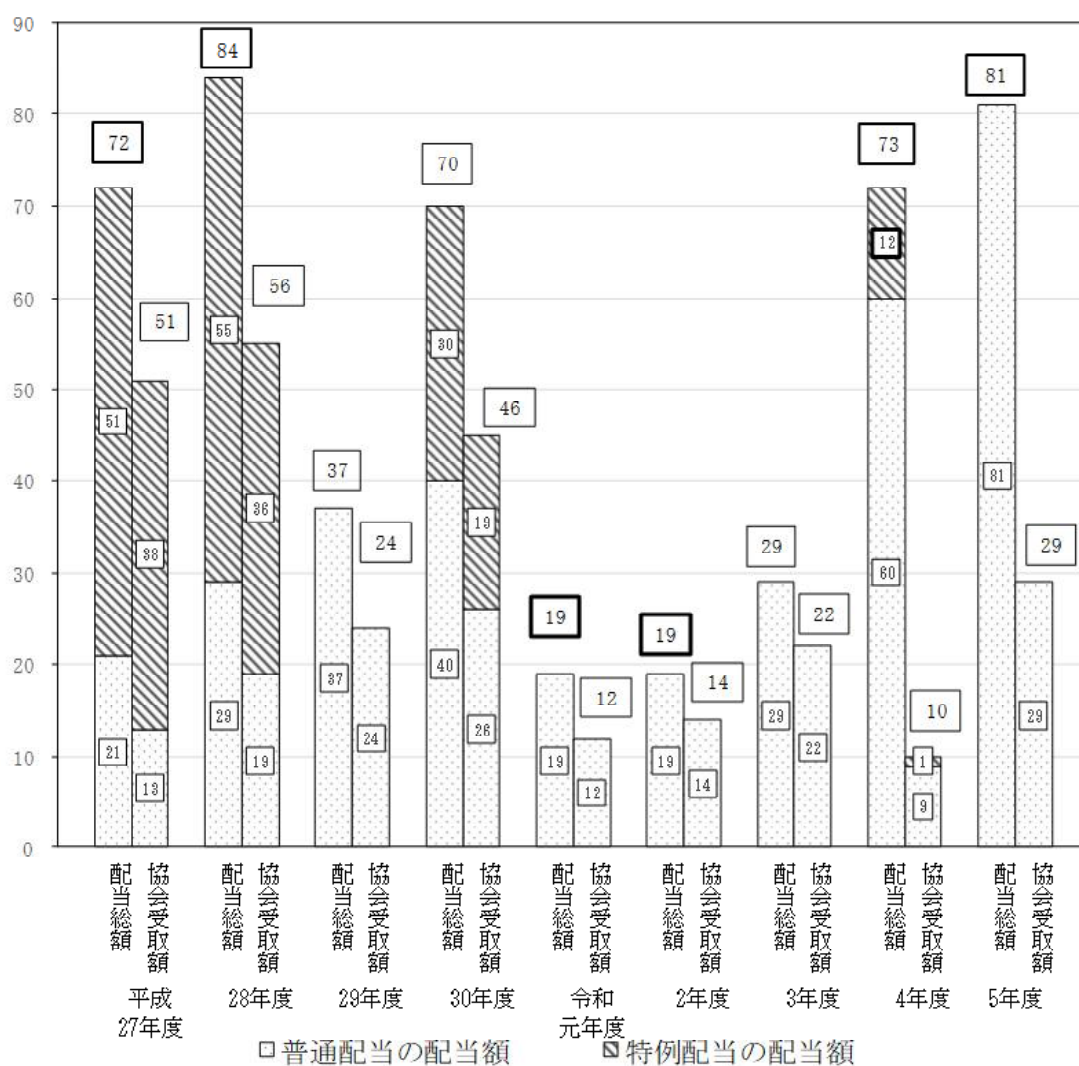
(注) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

ウ 協会に対する配当の状況

配当の原資となる繰越利益剰余金は、図表27のとおり、子会社全体では増加傾向となっており、関連団体の目的の一つは配当等による協会への財政的寄与である。そこで、子会社を対象として、平成27年度から令和5年度までの普通配当及び特例配当について、配当総額及び子会社の協会に対する配当額（以下「協会受取額」という。）の推移をみると、図表28のとおり、配当総額は、平成27年度は計72億余円となっており、さらに、28年度は計84億余円に上り、令和5年度までの間の中では最も多額となっている。その後、元、2両年度は、いずれも計19億余円に縮小している。4年度は、普通配当が31億余円増加しているのに加えて、協会が子会社3社に対して計12億余円の特例配当を要請したことで、73億余円に増加している。そして、5年度は計81億余円に増加している。

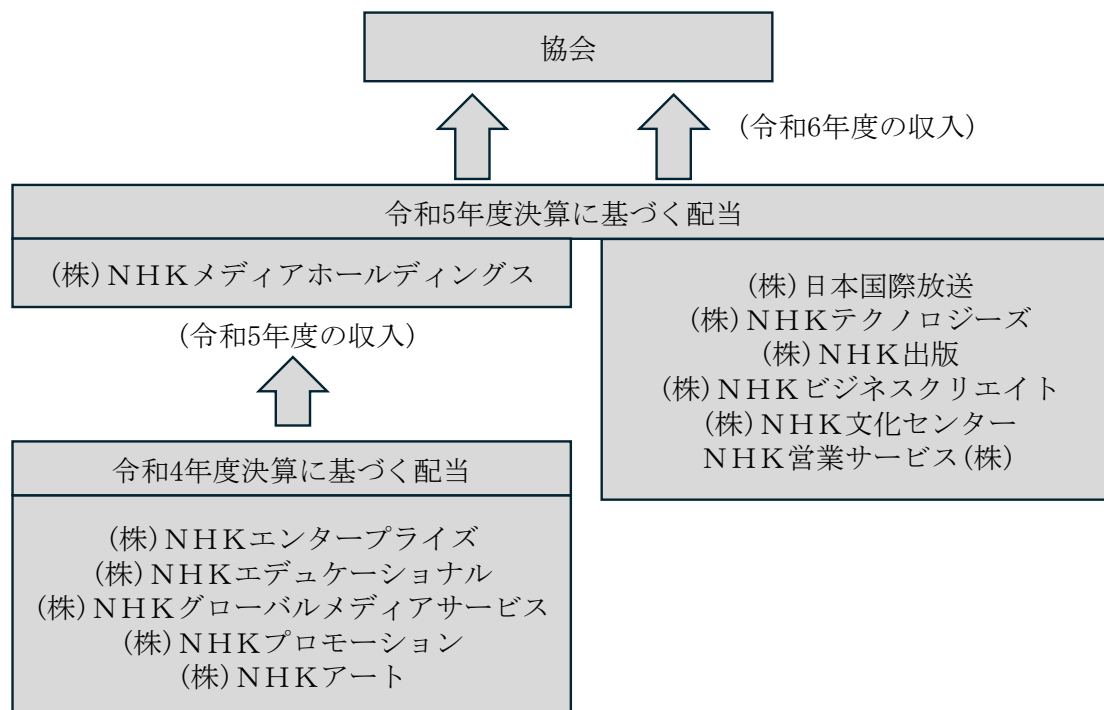
協会受取額は、3年度までは各年度に配当を行った子会社に対する協会の持株比率を反映して、おおむね配当総額の6割から7割となっており、平成28年度の56億余円が最多であったが、その後、コロナ禍における子会社の経営成績の悪化等により、令和元年度には12億余円に減少している。そして、配当総額が増加した4年度は配当総額の1割程度の10億余円、5年度は配当総額の3割程度の29億余円となっている。

図表28 子会社の普通配当及び特例配当について、配当総額及び協会受取額の推移
(単位：億円)



4年度に普通配当が増加しているにもかかわらず、協会受取額が減少しているのは、MHD設立の影響によるものである。協会は、MHD傘下の子会社（以下「MHD傘下子会社」という。）5社からの配当について、MHD傘下となる前は配当要請方針に基づいて、直接、当期純利益の50%相当額の配当を受けていたが、MHDが設立されたことにより、MHD傘下子会社5社は一旦当期純利益の原則100%をMHDに配当の上、翌年度にMHDから協会に配当されることになった（図表29参照）。そのため、MHDの協会に対する配当のなかった4年度は、一時的に協会受取額が減少している。

図表29 協会に対する子会社の配当による収入の流れ



また、5年度において、配当総額と協会受取額にかい離が生じている理由は、5年度に実施されたMHD傘下子会社2社からの4年度決算に伴う特例配当11億円（後掲図表30参照）について、協会がMHDから6年度以降の特例配当として求めることとしたためである。

（注7） MHD傘下子会社からの特例配当については、協会とMHDが協議の上、MHDが要請し、MHDに配当の上、翌年度以降に協会がMHDに要請し、協会に配当される。

なお、協会によると、MHDとMHD傘下子会社がグループ通算制度（1(1)イ参照）を適用するしたことにより、6年度以降に節税効果が見込めることなど、MHD傘下子会社5社に対するMHD設立の効果があつたとしている。

協会に対するMHD設立の効果は、協会受取額等において、6年度以降に表れてくるものであるが、協会は、今後の配当において協会の財政に寄与させるよう、MHDを指導監督していくことが重要である。

エ 各子会社の特例配当及び財務の状況を踏まえた特例配当可能額の試算

図表19のとおり、子会社全体では利益剰余金は増加している。そこで、各子会社の協会に対する特例配当及び財務の状況を踏まえて、特例配当の可能性について検査したところ、次のとおりとなっていた。

ア 各子会社の特例配当の状況

平成27年度から令和5年度までの各子会社の特例配当の配当額の推移をみると、図表30のとおりとなっていて、平成27年度の配当において子会社4社から計51億円が配当された以降、28年度の配当において子会社6社から計55億円が、30年度の配当において子会社5社から計30億円が、令和4年度の配当において子会社3社（うち2社はMHD傘下子会社のMHDに対する配当）から計12億余円が配当されている。

図表30 各子会社の特例配当の配当額の推移

(単位：百万円)

会社名	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(株)NHKメディアホールディングス								-	-
(株)NHKエンタープライズ	2,000	1,000	-	-	-	-	-	-	-
(株)NHKプラネット	-	400	-	-	-				
(株)NHKエデュケーショナル	1,000	-	-	200	-	-	-	-	-
(株)NHKグローバルメディアサービス	1,800	1,600	-	500	-	-	-	600	-
(株)NHKプロモーション	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(株)NHKアート	300	200	-	300	-	-	-	500	-
(株)日本国際放送	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(株)NHKテクノロジーズ					-	-	-	-	-
(株)NHKアイテック	-	2,000	-	1,700					
(株)NHKメディアテクノロジー	-	-	-	-					
(株)NHK出版	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(株)NHKビジネスクリエイト	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(株)NHK文化センター	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NHK営業サービス(株)	-	300	-	300	-	-	-	120	-
計	5,100	5,500	-	3,000	-	-	-	1,220	-

注(1) 令和4年度の(株)NHKグローバルメディアサービス及び(株)NHKアートの特例配当は(株)NHKメディアホールディングスに配当されている。

注(2) 年度の表示は、配当算定の基となった決算年度であり、配当実施は翌年度となる。

注(3) 斜線部分は合併等によるもの。図表6の注参照

そして、配当に係る視聴者等への情報提供についてみると、経営計画において、普通配当については、「関連団体からの受取配当金増加」として6年度から8年度までに普通配当計約66億円を計画していると公表されているが、特例配当については、5年度以前に特例配当を実施した際に、要請の可否や配当の額に関する判断について公表されていなかった。

本院は、29年報告の検査の結果に対する所見において、特例配当の要請の可否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討することに留意するよう記述している（図表14③参照）。

上記の検討状況について確認したところ、協会が、特例配当の要請の可否の決定及び配当額の算定方法を毎年度、決算に係る事前説明において個別に協議していることや、特例配当可能額の算定に関する考え方（後掲図表33）は29年報告時と同様であり、具体的な要請の可否の決定方法及び配当額の算定方法は定められていなかった。協会は、運営基準において「関連団体の維持・発展に必要な内部留保を除いた剰余金を原資とし、計画的に実施することと定められていることから、協会の経営状況及び今後の事業に係る資金需要等を勘案して、特例配当を要請することとしている。

しかし、受信料が国民的な負担であること、関連団体の目的の一つが協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制であることから、これまで協会からの要請に基づいた特例配当の実績があり、子会社の利益剰余金が増加している状況に鑑みると、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることは重要である。

したがって、協会は、特例配当の要請を実施した際には、要請の可否や配当の額に関する判断について、公表資料により視聴者等に分かりやすく説明することなどにより、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることを検討する必要がある。

(イ) 各子会社の財務の状況

各子会社の当期純利益をみたところ、図表31のとおりとなっていて、MHDを除く全ての子会社において、当期純利益を計上した年度の方が多くなっている。

図表31 各子会社の当期純利益の状況

(単位：百万円)

会社名	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(株)NHKメディアホールディングス								△ 25	5,474
(株)NHKエンタープライズ	460	1,304	826	1,604	1,277	1,497	1,512	4,136	2,234
(株)NHKプラネット	115	72	277	246	98				
(株)NHKエデュケーショナル	623	632	914	651	483	454	226	978	667
(株)NHKグローバルメディアサービス	1,285	1,330	828	1,207	889	533	1,454	1,780	856
(株)NHKプロモーション	51	181	263	227	237	△ 528	△ 125	722	638
(株)NHKアート	653	615	809	537	462	223	454	1,264	710
(株)日本国際放送	386	318	272	275	163	117	106	△ 48	126
(株)NHKテクノロジーズ					1,460	535	606	3,536	1,263
(株)NHKアイテック	46	138	896	1,321					
(株)NHKメディアテクノロジー	733	239	829	234					
(株)NHK出版	324	952	921	623	202	447	505	368	△ 447
(株)NHKビジネスクリエイト	578	505	499	616	698	431	△ 65	243	△ 357
(株)NHK文化センター	△ 24	85	143	157	68	△ 995	91	△ 277	△ 194
NHK営業サービス(株)	166	182	257	153	195	304	275	240	2

そして、各子会社の5年度末の総資産、自己資本等の状況をみたところ、図表32のとおり、子会社12社の総資産は計1726億余円、自己資本は計1103億余円であり、自己資本比率（総資産に占める自己資本の割合）は、平均で63.9%となっており、コロナ禍で当期純利益が大きく減少していた株式会社NHK文化センターが15.4%となっているものの、残りの11社は40%を超えている。

また、財務省の法人企業統計調査（5年度決算期）による協会の各子会社が該当する業種別、資本金別自己資本比率（平均値）を各子会社の数値と比較すると、株式会社NHK文化センターを除く11社は該当する区分の自己資本比率の平均値を上回っていた。そして、当座資産額及び当座比率（当座資産と短期の流動負債の比率）をみると、当座資産額は計1089億余円、当座比率の平均は251.8%となっていて、12社中、株式会社NHK文化センターを除く11社が支払安定性の目安とされる100%以上であり、うち10社は200%を超えていた。

したがって、各子会社に係る経営方針にもよるが、自己資本比率、当座資産額等の資産状況等から、子会社の多くは5年度末における財務の健全性が一定程度確保されていると思料された。また、イ(エ)のとおり、直近では配当の原資となる繰越利益剰余金が増加していることから、今後の新規投資等を踏まえつつ、子会社において一定以上の規模での特例配当が十分可能な状態であると思料される。

図表32 各子会社の令和5年度決算における会社別の総資産、自己資本、当座比率等の状況
(単位：百万円、%)

会社名	総資産 (a)	自己資本			自己資本比率			当座資産 注(2) (e)	流動負債 (f)	当座比率 (e/f)
		うち 資本金 (c)	うち 利益剰余金 (d)	(b/a)	財務省の統計調査による業種別、資本金別自己資本比率	分類 注(1)				
(株)NHKメディアホールディングス	9,118	8,610	1,352	5,534	94.4	45.0	A	3,022	508	594.1
(株)NHKエンタープライズ	36,359	20,447	1,608	18,837	56.2	47.6	B	24,313	11,310	214.9
(株)NHKエデュケーショナル	11,163	6,893	100	6,779	61.7	50.3	C	8,482	3,513	241.4
(株)NHKグローバルメディアサービス	13,132	8,666	435	8,155	65.9	50.3	C	9,087	3,164	287.1
(株)NHKプロモーション	4,812	2,073	100	1,968	43.0	36.0	D	4,137	2,474	167.1
(株)NHKアート	9,302	5,261	200	5,061	56.5	50.3	C	8,182	2,717	301.1
(株)日本国際放送	4,231	2,577	390	2,184	60.9	50.3	C	3,289	1,575	208.7
(株)NHKテクノロジーズ	40,061	26,683	680	25,889	66.6	50.6	E	28,149	9,199	305.9
(株)NHK出版	20,561	15,752	64	15,686	76.6	58.5	F	10,215	3,694	276.4
(株)NHKビジネスクリエイト	16,383	9,655	205	9,450	58.9	36.0	D	5,097	2,127	239.6
(株)NHK文化センター	2,305	356	100	156	15.4	36.0	D	1,400	1,585	88.3
NHK営業サービス(株)	5,234	3,407	100	3,307	65.0	36.0	D	3,621	1,410	256.6
計（平均）	172,665	110,386	5,335	103,010	(63.9)			108,998	43,282	(251.8)

注(1) 「分類」欄は統計調査における区分により分類したものであり、Aは純粋持株会社の資本金区分10億円以上、Bは情報通信業の資本金区分10億円以上、Cは情報通信業の資本金区分1億円以上10億円未満、Dはサービス業の資本金区分1億円以上10億円未満、Eは建設業の資本金区分1億円以上10億円未満、Fは情報通信業の資本金区分1000万円以上1億円未満である。

注(2) 当座資産の数値は、流動資産のうち、現金、預金、受取手形、売掛金、有価証券等を合計したものから貸倒引当金等を控除したものである。

(ウ) 5年度決算に基づく協会に対する特例配当可能額の試算

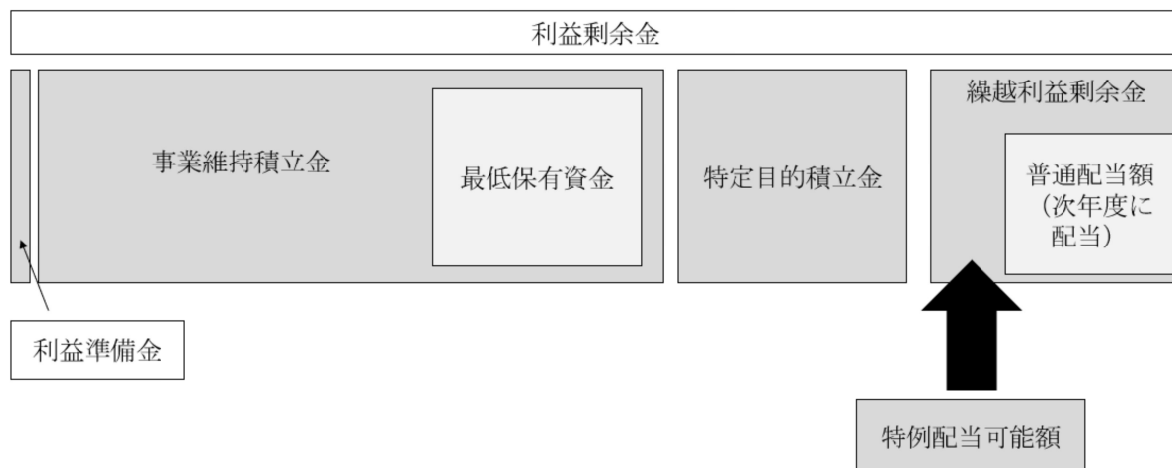
(イ)のとおり、子会社の多くは十分な財務上の余力があり、特例配当が十分可能な状態であると思料される。そして、各子会社は、普通配当においては、おおむねあらかじめ定めた配当要請方針に基づいて、配当を実施している。

このような状況を踏まえて、協会において積極的に特例配当の要請を行っていくためには、子会社の利益剰余金からの特例配当可能額を適切に算定することが重要であることから、当該算定に関する協会の考え方を聴取したところ、29年報告と同様に、おおむね図表33のとおり、特例配当可能額は、普通配当後の利益剰余金から、事業維持積立金、特定目的積立金及び利益準備金を差し引いた額となっており、この考え方を利益剰余金の区分（前掲図表20参照）で整理すると、図表34のとおりである。

図表33 特例配当可能額の算定に関する協会の考え方

特例配当可能額	=	普通配当後の利益剰余金	-	事業維持積立金 (要積立額)	-	特定目的積立金	-	利益準備金
---------	---	-------------	---	-------------------	---	---------	---	-------

図表34 利益剰余金の区分で整理した特例配当可能額



そして、5年度決算及び図表33の特例配当可能額の算定に関する協会の考え方に基づいて、子会社12社の特例配当可能額を試算すると、図表35のとおり、7子会社、計56億余円となった。

図表35 子会社12社の特例配当可能額の試算 (単位：百万円)

会社名	普通配当後の利益剰余金		令和5年度決算に係る株主総会決議後			特例配当可能額 (a-b-c-d-e)
	令和5年度期末 利益剰余金残高 (a)	令和5年度決算の 配当額 (b)	事業維持積立金 要積立額 (c)	特定目的積立金 残高 (d)	利益準備金 (e)	
(株)NHKメディアホールディングス	5,534	2,187	4,613	—	—	△ 1,266
(株)NHKエンタープライズ	18,837	2,233	16,568	1,600	402	△ 1,967
(株)NHKエデュケーション	6,779	667	4,926	1,121	25	39
(株)NHKグローバルメディアサービス	8,155	856	5,691	1,100	108	398
(株)NHKプロモーション	1,968	438	1,726	200	20	△ 416
(株)NHKアート	5,061	710	3,633	456	50	212
(株)日本国際放送	2,184	92	1,717	—	37	337
(株)NHKテクノロジー	25,889	942	17,703	3,378	170	3,695
(株)NHK出版	15,686	—	8,308	7,202	16	159
(株)NHKビジネスクリエイト	9,450	—	12,270	3,967	51	△ 6,837
(株)NHK文化センター	156	—	813	—	38	△ 696
NHK営業サービス(株)	3,307	1	1,998	420	37	849
計	103,010	8,130	79,971	19,444	956	△ 5,491
特例配当可能額のある子会社の計						5,692

注(1) 特例配当可能額がマイナスとなっている子会社があるのは、図表23の算定方法に基づいて算定された事業維持積立金の要積立額が決算書に記載された事業維持積立金よりも多額となっているなどのためである。

注(2) (株)NHKメディアホールディングスの傘下子会社の特例配当は、(株)NHKメディアホールディングスに対する配当となる。

したがって、協会においては、特定目的積立金の取崩予定時期及び特例配当の可能性を検討するなどして、適切な特例配当の要請を行っていくことが重要である。

4 本院の所見

協会の主たる財源である受信料は、臨時放送関係法制調査会による答申において、一種の国民的な負担であって、協会の維持運営のための特殊な負担金と解すべきであるとされている。そして、運営基準によれば、関連団体の事業目的は、協会の業務を補完して支援することを基本として、協会の業務の効率的推進、協会のソフト資産やノウハウの社会還元並びにこれらを通じた経費節減及び協会への財政的寄与・視聴者負担の抑制とされている。さらに、運営基準によれば、協会は、関連団体の事業運営に対して指導・監督を行うこととされている。

そこで、関連団体との取引の状況について検査したところ、番組制作外随契について調達担当部局が競争性契約への移行の推進に向けた見直しを実施するよう画一的に周知するのみでは各委託元部局等における競争性契約への移行の推進につながりにくい状況となっていた。また、関連団体の

利益剰余金及び協会に対する配当の状況について検査したところ、特定目的積立金について20件中7件の取崩予定時期が明確になっておらず、特例配当を実施した際に、要請の可否や配当の額に関する判断について公表されていない状況が見受けられ、今後の特例配当の可能性について本院で特例配当可能額を試算した結果、計56億余円であった。

については、協会において、次のような点に留意して、関連団体との取引を適切に行い、関連団体の利益剰余金を配当等により協会の財政に寄与させるよう協会が指導監督し、また、視聴者等に対する情報提供を適切に行い、説明責任の向上を図る必要がある。

ア 関連団体との番組制作外随契については、今後とも調達担当部局と各委託元部局等が連携して契約ごとの業務内容を精査した上で、競争性契約への移行をより積極的に進めていくこと

イ 子会社の特定目的積立金については、取崩予定時期を明らかにさせるなどして、その必要性等をより一層適切に検証できるようにするなど、引き続き、子会社に対する指導・監督に取り組むこと

ウ 特例配当の要請を実施した際には、要請の可否や配当の額に関する判断について、公表資料により視聴者等に分かりやすく説明することなどにより、特例配当に係る透明性の確保及び協会の説明責任の向上を図ることを検討すること

エ 特定目的積立金の取崩予定時期及び特例配当の可能性を検討するなどして、適切な特例配当を要請すること

本院としては、協会の関連団体との取引及び関連団体の利益剰余金等の状況について、今後も引き続き検査していくこととする。